

一般災害編

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

第1 富士吉田市防災会議

1 設置の根拠

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第16条

2 所掌事務

- (1) 富士吉田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3 防災会議会長及び委員

- (1) 市長（会長）
- (2) 市長が指名する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者（3人以内）
- (3) 山梨県知事とその部内の職員のうちから指名する者
- (4) 富士吉田警察署長又はその指名する職員
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者（5人以内）
- (6) 富士吉田市教育委員会の教育長
- (7) 富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部消防長又はその指名する職員
- (8) 富士吉田市消防団長
- (9) 市長が指名する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者（10人以内）
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち市長が任命する者（7人以内）

資料編 ・ 富士吉田市防災会議条例（P9）
・ 富士吉田市防災会議委員名簿（P3）

第2 富士吉田市災害対策本部（第2章第1節「応急活動体制」参照）

第3 富士吉田市水防本部（第2章第28節「水防計画」参照）

第4 富士吉田市地震災害警戒本部

地震編別紙第2節「東海地震観測情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報（警戒宣言発令）時の対策体制及び活動」に定めるところによる。

資料編 ・ 富士吉田市地震災害警戒本部条例（P13）

第5 自主防災組織

本市において、市民が「自分の住む地域は自分で守る。」という意識を持ち、自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことは、災害対策上重要である。

そのため、市は、市民に対し、広報紙やパンフレットの配布等を通じ、自主防災組織の活動の重

要性や役割の啓発に努める。

また、自主防災組織に対し、研修会等を実施しリーダーとなりうる防災士の養成を図るとともに、防災訓練の実施や資機材の整備等について支援及び助成を行う。

＜自主防災組織の活動内容＞

平常時	発災時
<ul style="list-style-type: none">・災害時要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成・日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施・消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等	<ul style="list-style-type: none">・初期消火の実施・情報の収集・伝達・救出・救護の実施及び協力・集団避難の実施・炊き出し及び救助物資の分配に対する協力・要配慮者の安全確保等・避難所の運営

資料編 ・富士吉田市自主防災会一覧（P3）
・避難行動要支援者利用施設一覧（P82）

第6 ボランティア

市は、社会福祉協議会等と連携し、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、各種対策を推進する。

1 受け入れ体制の整備

災害発生時に社会福祉協議会においてボランティアの担当窓口を設置し、その活動が円滑に行われるよう体制の整備に努める。

2 ボランティアリーダー等の養成

ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要である。そのため、研修会や講習会を通じてボランティアリーダー及びコーディネーターの養成に努める。

3 ボランティア活動の普及・啓発

市民、事業所等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてボランティア活動の普及に努める。

第7 事業所

市内事業所は、従業員、利用者の安全を確保するとともに、災害の拡大を防止するため防災体制の強化を図る。

消防本部は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定により、学校、病院、大規模小売店舗等多数の人が出入りする施設における施設管理者に対し、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている雑居ビル等の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には、事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

第2節 防災知識の普及に関する計画

自らの安全は自らが守るのは防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、県や市は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

また、国及び地方公共団体は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

過去の災害の教訓を踏まえ、すべての国民が災害から命を守るためには、国民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

第1 富士吉田市防災の日

9月第1日曜日を「富士吉田市防災の日」とし市全体で防災について考え行動する日とする。

第2 防災教育

職員に対する防災教育として防災気象講習会、研修会、講演会等を開催し、災害時における的確な判断力の養成、あるいは防災上必要な知識及び技能の向上を図るとともに災害時における活動の手引書、ハザードマップ、パンフレット等を作成し、配布するよう考慮するものとする。

1 職員に対する防災教育

(1) 防災気象講習会

職員を対象とした防災気象についての講習会等を、甲府地方気象台と協力して実施する。

(2) 研修会

災害対策関係法令及びその他の法令の防災関係条項の説明、研究を行い、主旨の徹底と円滑なる運営を図るとともに、土木、水防、建築、防災、営農その他防災技術の習得を図る。

(3) 検討会

防災訓練と併せて検討会を開催し、災害時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

(4) 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い現況の把握

と対策の検討を行う。

(5) 印刷物

災害の原因、予防、応急対策その他必要な事項等をまとめた防災活動の手引きや、ハザードマップ、パンフレット等を作成し配布する。

2 学校教育における防災教育

災害の種類、原因についての科学的知識の普及並びに災害予防措置及び避難の方法等自主防災思想を浸透させるため、学校教育の全体を通じて防災意識の高揚を図る。教育方法並びにその内容は、次のとおりである。

(1) 教育課程内の指導

教育課程の中に災害の種類、原因、実態並びにその対策等防災関係の事項をとりあげ習得させる。

(2) 防災訓練

学校行事等の一環として防災訓練を実施し、学校、家庭、地域等における防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

(3) 教育課程外における防災教育

防災関係機関、防災施設並びに防災関係の催し等の見学を行う。

3 社会教育における防災教育

生涯学習講座その他各種教育講座等において、その学習内容に防災教育を組み入れ、これの徹底を図る。具体的な教育内容としては、気象情報等の基礎知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得の習得、防災関係機関や施設等の見学、パンフレットの配布又は講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材として話し合い学習をすすめる等である。

4 主要事業所における防災教育

主要事業所等においては、防火管理者及び安全管理者をして防災教育の徹底を図るほか必要に応じて関係防災機関の職員が指導にあたる。

第3 一般市民に対する広報

防災知識の普及を図るため、市民に対しその時期に応じて防災行政放送、ラジオ、テレビ、新聞等の広報媒体を通じて広報し、また講習会等を開催する。

1 啓発の方法

- (1) 広報紙の活用（ハローページに掲載されている「レッドページ」の活用）
- (2) 防災行政放送、富士吉田防災ラジオ、CATV、富士吉田市公式防災アプリ（以下「防災アプリ」）等の活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 県立防災安全センターの活用
- (5) 防災関係資料の作成、配布
- (6) 防災映画、ビデオ等の貸し出し
- (7) 防災出前講座の開催
- (8) 防災、気象情報の市ホームページへの掲載

2 啓発の内容

- (1) 防災に対する一般知識

- (2) 災害に備えた食料、救急用品、非常持出品等の備蓄・準備
- (3) 避難所等の避難対策に関する知識
- (4) 災害予防に関する事項
- (5) 住宅の耐震診断・補強、火気の始末等の地震に関する対策事項
- (6) 屋内、屋外における災害発生時の心得
- (7) 災害危険箇所
- (8) 防災訓練、自主防災活動の実施等

第4 県立防災安全センターによる防災知識の普及

県立防災安全センターでは、次のような展示室や訓練室等が整備されている。市は、市職員だけでなく、児童・生徒等の課外活動にも当該施設を活用し、また一般住民に対しては当該施設の周知、利用を推進し、防災知識の普及を図る。

展 示 室	地震体験コーナー	震度1から7までの地震、過去に発生した主要な地震、今後発生が予想される地震を体験できるコーナー
	地震の恐怖	突発地震の際の体験装置
	燃焼の経過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	消火体験コーナー	消火器を使った初期消火を体験できるコーナー
	情報提供コーナー	各種防災関係情報を提供するコーナー
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具取付け方法の模型
	119番通報・災害用伝言ダイヤル171体験コーナー	119番の通報体験と災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができるコーナー
	亀裂断層発生システム	直下型地震と横ゆれ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
	地震のメカニズム	プレート理論を学べる装置
	地球儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
	Q & A	防災、消防等の知識を試す装置
	展示品	防災関連品
視聴覚教室	120人収容、ビデオ、映写装置等	
図書、相談室	400冊	
訓練、実習室	応急救急装置、消火実習、危険物爆発実験等	

山梨県立防災安全センター	中央市今福991	055-273-1048
--------------	----------	--------------

第5 企業防災の促進

・企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。このため、県及び市は、こうした取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの

一員として地域の防災活動を積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

- ・市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- ・企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）を持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災訓練に関する計画

市は、複合的な災害を視野に入れ、災害発生時又は発生のおそれがある場合に迅速適切な災害応急対策が実施できるように体制の整備強化と関係機関等との有機的な連絡調整を図り、技術を向上させるとともに住民に対する防災知識の普及を図ることを目的として訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

第1 防災訓練の実施機関等

- (1) 市防災関係機関
- (2) 自主防災組織、ボランティア組織
- (3) 事業者
- (4) 民間団体等及び地域住民

第2 個別訓練

1 避難訓練

- (1) 学校、病院、工場、事業所、スーパーマーケットその他消防法（昭和23年法律第186号）による防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するように努めるものとする。
- (2) 防火管理者を置かない程度の施設の管理者も(1)に準じて行うものとする。
- (3) 外国人、観光客、障害者などの要配慮者に対しても、必要な対策を講ずるよう努めるものとする。
- (4) 学校等（保育園を含む。）においては、次のことに留意するものとする。

ア 災害の種類や規模、発生時間など、様々な場面を想定し、地域の自主防災組織等と連携するなどして訓練を実施する。

イ 実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。

ウ 人命、身体の安全の確保を基本とする。

2 非常通信訓練

災害発生時における有線通信の途絶等の事態に備え、非常通信の円滑な運用を図るため、次により非常通信訓練を実施するものとする。

- (1) 参加機関
市、県及び山梨地区非常通信協議会
- (2) 実施時期及び実施方法

関係機関の協議によりその都度定めるものとする。

3 自主防災組織訓練

各自主防災組織や事業所等の自主防災組織が計画に従い自主的に訓練を行う。また、市及び県の訓練に参加する。訓練を行うにあたっては、防災関係に従事する市職員を派遣して、初期消火に対する訓練や避難、救護、炊き出し等を指導し、被害を最小限に防除し得るよう努める。市は自主防災組織、事業所等の行う訓練に対し、必要な助言と指導を行う。

4 水防訓練

指定水防管理団体である本市は、年1回以上県水防指導員の指導により、区域内の消防関係機関及び水防に関係する職員を動員して、水防訓練を行うものとする。また、年1回富士・東部建設事務所吉田支所の職員とともに河川堤防その他水防に関係ある工作物を巡視し、水防に対し万全を期することとする。

5 防疫訓練

(1) 職員の訓練

常に防疫作業の習修を図り、随時防疫演習を行い、被害の軽減に努めるものとする。

(2) 機材器具等の整備

必要な器具、機材等は計画的に整備し、随時点検を行い、いつでも使用できるよう保管する。

6 消防訓練

消防関係機関は、消防に関する訓練の実施のほか、必要に応じて消防機関相互の合同訓練を行い、また他の避難訓練と併行して行うものとする。

(1) 実施時期

火災の起こりやすい季節又は訓練効果のある適当な時期に実施する。

(2) 実施場所

火災のおそれのある地帯又は訓練効果のある適当な場所を選んで行う。

(3) 実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

第3 総合防災訓練

第1に掲げる組織が図上又は現地における総合的な訓練を実施する。

1 実施時期及び実施場所

毎年9月1日の「防災の日」に合わせ9月第一日曜日を「富士吉田市防災の日」とし、訓練を実施するが、止むを得ない事情が生じた場合は、関係機関の協議により、最も訓練効果のある時期を選んで地震、風水害等を想定し、各地域において実施するものとする。

2 実施内容

関係機関との協議により、その都度要綱を定めて実施する。

3 訓練重点事項

災害警備、情報通信連絡、災害対策本部設置・運営、避難、救出・救護、消防、水防、救援物資輸送・調達、防疫・給水、応急復旧、炊き出し、自主防災組織・事業所の対策等

第4 土砂災害に対する防災訓練

土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域等」の指定がされている区域において、警戒避難体制や情報伝達体制を検証し、また、土砂災害の危険性を含め住民の災害に対する防災意識の高揚を図るため、土砂災害に対する防災訓練を実施する。

第5 国、県との連携

国、県その他の機関が実施する訓練には積極的に参加し、相互の連絡を密にするとともに大災害発生の際の混乱と被害を最小限に防除し得るよう努める。

第4節 防災施設・資機材の整備計画

災害応急活動に必要な通信、避難、消防、水防等に係わる施設、設備の整備を次のとおり推進する。

第1 通信連絡設備の充実

災害時における各種情報の収集伝達等を迅速かつ的確に行うため、専用電話設備等の有線通信設備及び防災行政放送等の通信施設の一層の充実を図る。

施設の概要は、本編第2章第5節「災害通信計画」のとおりである。

第2 倉庫等の充実

援助物資等の備蓄倉庫については、耐火・耐震構造とするとともに、水防資材の備蓄倉庫については、現場到着時間、危険箇所との距離等を考えて配置するものとし、それら自体が被災することのないよう構造についても十分考慮するものとする。

令和3年3月に改定された富士山ハザードマップにおいて、溶岩流の流下により、本市の地域が東西に分断される可能性があることが示された。分断された場合においても、備蓄物資の活用に影響がないよう十分配慮し、施設規模が小さい東側の地域に新たな防災備蓄倉庫を整備することも検討する。

資料編 ・ 市防災倉庫備蓄一覧（P83）

第3 避難所等

市においては、資料編に掲載のとおり、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定しているが、施設の老朽化、人口動態の変動等により適宜見直しを図るものとする。

資料編 ・ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧（P77）

第4 資機材、物資の整備、点検

- 1 停電時等に備え、発電機や移動式蓄電池システム等の資機材の整備を推進する。
- 2 点検整備は、各自主防災会にあっては防災会長、各施設（機関）・各事業所にあっては施設責任者が、消防団にあっては各分団長が当たり、必要に応じて点検責任者を定める。点検責任者は、点検整備計画を作成し、これに基づいた定期的な点検整備を実施する。
- 3 点検を要する主たる資機材は、備蓄資機材、救助用資機材及び医薬品、消防用資機材及び施設、防疫用資機材、給水用資機材、備蓄食料、たん水防除用資機材、災害警備活動用資機材、等とする。
- 4 資機材及び機械類の点検実施内容

資 機 材	機 械 類
1 規格ごとに数量の確認	1 不良箇所の有無及び故障の整備
2 不良品の取替	2 不良部品の取替
3 薬剤等の効果測定	3 機能試験の実施
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項

第5節 火災予防計画

市は、火災による被害から住民の生命及び財産を守るため、消防力の充実強化及び消防水利の整備等を推進すると共に、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底を図る。

第1 消防力の充実強化

1 自治体消防力の充実強化

(1) 消防組織の充実強化

市は、消防施設・設備の拡充強化に務めるとともに、地域消防の要である消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むとし、地域住民との消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。また、自主防災組織との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

更に、消防職員の増員と設備の強化を図るとともに消防団との連携を強化し、消防体制の充実を図るものとする。

その際、女性消防団員についても、その能力が発揮できるような環境整備に配慮する。

本市における消防業務のうち常備消防は、1市2町3村で構成する富士五湖広域行政事務組合（以下「消防本部」という。）で共同処理を行っている。

資料編 ・ 消防力の整備状況（P72）

(2) 消防施設等の整備強化

市は「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努めるものとする。また、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努める。

(3) 消防職員及び消防団員の教育訓練

市は救急業務の高度化に対応するため、消防職員の救急救命士資格の計画的取得を図るとともに、応急手当普及啓発広報車等を活用し、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、消防職員の救助訓練等を通じて、救急救助技術等専門技術の向上を図るものとする。

2 地域の自主防災組織の整備強化

(1) 市は、自主防災組織の育成、強化を図り、組織の核となるリーダーに対して研修を実施し、これらの組織の日常訓練の実施を促すものとする。

(2) 市は、平常時には自主防災組織の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。

(3) 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図る。

3 広域消防応援体制の確立

ア 災害発生時には、災害関係機関相互の連携体制が必要である。

市は、県内市町村間等で締結している相互応援協定の内容充実を図る。

イ 市は、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに消防の応援について、近隣市町村及び消防本部間等による協定の締結促進を図るなど、消防相互応援体制の整備に努める。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

4 市消防計画の確立

市は、消防機関が大規模地震災害に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として

- (1) 消防力等の整備
- (2) 防災のための調査
- (3) 防災教育訓練
- (4) 災害の予防、警戒及び防ぎょ方法
- (5) 災害時の避難、救助及び救急方法
- (6) その他災害対策に関する事項を大綱とした市消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

5 自然水利等の利用

- (1) 河川、堀、池等の自然水利及び井戸、プール等も消防水利として活用できるように調査を行っておく。
- (2) 河川をせきとめての消防水利は、消防団及び各自主防災会において確保するものとし、必要に応じ標識等により表示しておくこととする。

第2 火災予防対策の強化

1 建築同意制度の効果的活用

消防本部は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図るものとする。

2 一般家庭に対する指導

市は、自主防災組織等各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、これらの器具等の取扱い方法を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的参加促進を図るものとする。

3 防火対象物の防火体制の推進

消防本部は、次の措置を行い、防火対象物の防火体制を推進する。

- (1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。このため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるものとする。
- (2) 防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行うものとする。

4 予防査察の強化

消防法第4条の規定により、消防本部は、防火対象物の計画的予防査察を行い、実態を把握するとともに、防火安全対策について適切な指導を行う。また、管轄内の荒廃地、空家等の関係者に対し、防火管理の万全を期するよう指導するものとする。

5 危険物等の保安確保の指導

消防本部は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

6 防火防災思想、知識の普及

防災関係機関、関係団体等の協力を得て、火災予防週間及び防災週間を始め消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

第3 消防相互応援協定

市は、資料編に掲げるとおり消防相互応援協定を締結している。したがって、災害時には協定に基づき迅速に応援要請ができるよう連絡体制の整備に努める。

第4 林野火災予防対策

本市の林野面積は、市域の約34パーセントを占めておりそのほとんどは極めて急峻な地形となっており、林野火災が発生すれば、林野の焼失はもちろん、人家への延焼等大きな被害に発展する可能性も大きいので、その予防活動と消防活動が適切に実施できるよう計画するものである。

1 林野火災予防思想の普及、啓発

市及び消防本部は、市民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。

また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いて、市民に強く周知徹底を図る。

2 林野所有（管理）者に対する指導

市及び消防本部は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

3 林野火災消防計画の確立

市は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の確立を図るものとし、計画の作成にあたっては森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討のうえ次の事項等について計画するものとする。

(1) 防火管理計画

・特別警戒区域 ・特別警戒時期 ・特別警戒実施要領

(2) 消防計画

・消防分担区域 ・出動計画 ・防御鎮圧計画 ・他市町村等応援計画
・資機材整備計画 ・防災訓練実施計画 ・啓発運動推進計画等

4 監視体制の強化

市は、林野火災の発生のおそれがあるときは、監視等を強化するとともに、次の予防対策を推進する。

(1) 火災警報

気象状況等が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。市民及び入山者への火災警報の周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回、市防災行政無線等により行う。

(2) 火入れの制限

火入れによる出火を防止するため、森林法に基づき時期、許可条件等について十分調整する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接するときは、関係市町村に通知する。

(3) たき火等の制限

気象条件によって入山者等には火を使用しないように指導する。また、火災予防条例等に基づき、期限を限って一定区域内のたき火、喫煙を制限する。

5 予防施設、資機材等の整備

市、消防本部及び関係機関は、防火水槽の設置や自然水利の活用を検討するとともに、消火作業用資機材の確保、消火薬剤等の備蓄を推進する。

6 自衛消防組織の確立

森林組合及び恩賜国有財産保護組合等森林所有（管理）者は、相互に連絡を密にするとともに、市と密接な連絡をとり、管理する森林の火災予防及び火災発生時における消火体制等につき、あらかじめ消防計画を策定し、自衛体制の強化を図るものとする。

7 防火思想の普及

市は、防災関係機関の協力を得て、一般住民並びに入山者に対し、林野火災予防行事等を利用して森林愛護と防火思想の普及徹底を図るものとする。

(1) 予防運動の実施

(2) ポスター、警報旗、懸垂幕等の掲示

(3) テレビ、ラジオ、新聞等による啓蒙宣伝

(4) チラシ、パンフレットによる啓蒙宣伝

8 応援体制

林野火災が拡大する恐れがある場合には、近隣の市町村に対する応援体制も含めて対策を強化し火災拡大の未然防止を図る。特に県消防防災ヘリコプターによる応援の要請を積極的に検討する。

第6節 風水害等災害予防計画

平常時より危険個所の調査を行い、がけ崩れ等の危険が予想される個所を把握するとともに住民へ周知し、崩壊防止工事の実施等、関係機関と緊密な連絡を保ち、被害を未然に防止あるいは最小限にとどめるよう努めるものとする。

第1 山地の災害予防対策

1 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃の兆しのある溪流等に対し、治山、砂防、林地崩壊、小規模山地崩壊防止事業等の予防治山事業を県に働きかけ、災害防止の推進を図る。

特に、福祉施設、病院、幼稚園等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、山地災害の予防対策として積極的に県に要請する。

資料編 ・ 山地災害危険地一覧（P33）

2 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業を推進し土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

第2 河川対策

1 河川の整備

河川の重要水防区域等に対し、関係機関と連携、協力し、河川構造物の整備、改修を推進する。

2 水防体制の強化

(1) 洪水などの災害から守り、市民が安心して生活できるようにするため、中小河川における河川改修など適正な管理を進めていくとともに、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、市民へ迅速に連絡ができるよう、市内に設置されている雨量観測所や水位観測所からの情報収集体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立を図る。

(2) 水防倉庫の整備及び保守点検、水防用資機材の点検・補充、また、水防訓練を通じた水防意識及び水防技術等の向上を図る。

(3) 暴風雨時の危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、平常時に予想される危険区域を巡視し、異常箇所等の把握に努める。

3 浸水想定区域及び水位周知河川の指定・公表

洪水により相当な損害を生じる可能性のある洪水予報河川及び水位周知河川並びに流域に住宅や避難経路等の防護対象がある中小河川において水害等により浸水が想定される区域についてその範囲と水深を明らかにし浸水想定区域として指定する。

資料編 ・ 重要水防区域一覧（P33）
・ 雨量観測所及び水位観測所（P73）
・ 水位周知河川（P38）

第3 土石流対策

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流が、異常な集中豪雨により、一たん土石流が発生すると、兩岸を削られ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

本市にも土石流危険溪流として指定されたものが存在する。これらの溪流については、県に要請して積極的に砂防事業を推進する。

土石流が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難収容可能施設、避難者の誘導及び自主判断による避難について次のとおり定めるものとする。

1 避難者の誘導

避難誘導に当たる者（以下「誘導員」という。）は、次の点に留意し、避難者を安全に避難させる。

- (1) 避難経路途中で危険な箇所があるときは、明確な標示を行い避難に際し予め関係住民に伝達する。
- (2) 特に危険な箇所や避難路については、警察官、消防署職員、消防団員等の誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- (3) 夜間においては、照明器具携行の誘導員を配置する。
- (4) 最悪の場合は、誘導ロープにより安全を確保する。
- (5) 誘導員は出発、到着の際には人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。
- (6) 避難場所が遠い場合等には、適宜車両にて避難者の輸送を行う。なお、輸送中の安全については十分に配慮する。
- (8) 老幼者、病人等の保護を要する者の安全には特に配慮する。

2 自主判断による避難

市は、停電、機器の故障のため市と関係地区との情報伝達が途絶えた場合でも、次のような状況あるいは兆候の発生が認められたときには、関係住民の自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

- (1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- (2) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等がまざりはじめた場合
- (3) 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため）
- (4) 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- (5) 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合、これらの溪流については、県に要請して積極的に砂防事業を推進する。

資料編 ・ 山地災害危険地一覧表（P33）
・ 急傾斜地危険区域一覧（P35）
・ 土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧（P35）

第4 急傾斜地崩壊防止対策

本市は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。

そこで、次の対策を推進する。

1 危険箇所の巡視等の強化

市は、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施す等の改善措置をとるよう強力に指導する。

2 急傾斜地崩壊危険区域の指定

本市には、資料編に掲げるとおり、急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険区域指定箇所、急傾斜地崩壊危険箇所がある。このうち急傾斜地崩壊危険区域指定箇所は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく指定箇所である。

市は、崩壊の恐れのある地域について県に意見提出し、急傾斜地崩壊危険区域としての指定を受ける。

なお、指定された地域は建築基準法第39条に基づく災害危険区域として併せて指定される。

資料編 ・ 急傾斜地危険区域一覧（P35）

3 警戒避難体制の整備

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づくがけ崩れ等による災害に関する予報又は警戒の発令及び伝達、情報の収集、避難等については、本編第2章第4節「予報及び警戒等の伝達計画」、同章第12節「避難計画」によるものとする。なお、職員の配置については、第2章第2節「職員の配備及び動員計画」によるものとする。

4 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

市は、警戒区域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。

第5 土砂災害予防対策と警戒避難体制

1 土砂災害予防対策

集中豪雨等の急傾斜地の崩壊、土石流等から生命及び財産を守るため、土砂災害のおそれのある区域を把握し、警戒避難体制を整備するとともに、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業などの対策事業を推進する。

2 警戒避難体制の整備

市は、警戒避難体制に関する事項を次のとおり定める。

(1) 避難指示等発令基準

避難指示等の発令にあたっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うこと等を顧慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には早期に発令するなど、発令の基準となる情報を参考に、総合的に判断する。発令の基準となる情報については、本編第2章第12節「避難計画」によるものとする。

(2) 警戒避難体制

市職員及び消防団員は危険区域の警戒巡視を行い、自治会長等との連絡を密にするとともに、住民等に対し避難準備を行うよう広報する。また、市長は必要に応じて災害対策基本法第56条に規定する警告、第59条に規定する事前措置及び第60条に規定する避難指示等の措置を講じる。

(3) 警戒措置

梅雨・台風時季等には、急傾斜地崩壊危険箇所等について、雨水の排除に努めるとともに、常時巡回を実施し地勢の変化や湧水に注意する。

また、土石流危険渓流についても巡回を行い、渓流の流れ方や上流の状況に注意し、異常が発見された場合は警戒体制を整え、必要に応じて市長は避難について指示するものとする。

(4) 土砂災害警戒区域における避難体制の整備

ア 土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等を指定する。

イ 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表

市は、警戒区域の指定があったときは、当該区域ごとに次の事項について定める。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

(イ) 土砂災害に関する予報又は警報の発令及び伝達方法

(ウ) 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制

なお、土砂災害警戒情報の発令及び伝達、情報の収集、避難等については、本編第2章第4節「予報及び警報等の伝達計画」、同章第12節「避難計画」によるものとする。職員の配置については、第2章第2節「職員の配備及び動員計画」によるものとする。

ウ 土砂災害警戒区域に関する知識の普及

市は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を周知するため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の作成・配布等必要な措置に努める。

資料編 ・ 土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧（P35）

エ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への避難確保計画及び避難訓練の推進

市は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を推進し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。この際、関係部局等と連携して積極的な支援を行う。

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、次のとおりとする。

	施設名称	住 所
1	社会福祉法人富士ハイム作業所	向原2-12-27
2	富士吉田市立第三保育園	下吉田東2-14-21
3	富士養生館デイサービス平山	大明見2-44-26
4	富士吉田聖ヨハネケアビレッジ 第一ホーム、第二ホーム	上暮地2843-4

第7節 農林災害予防計画

農林施設の改修を実施し、施設の増強を図ることで災害を未然に防止あるいは軽減するための計画とする。

第1 農業対策

1 農業施設

市は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとる。

(1) 農道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに側溝及び法面の整備を図る。

(2) 農地保全

急傾斜又は特殊土じょう地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土じょうの流亡や崩壊を防止する。

(3) 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するための技術対策資料の提供や補強の指導を行うものとする。

2 農作物に対する措置

農産物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領（令和2.4.1改正）」に基づくものとする。気象災害（凍霜害、強風、干ばつ、大雨、日照不足、大雪など）の予防については、山梨県や関係機関と連携し、気象情報の発信や農作物別・気象情報に応じた技術対策資料の提供や指導を行うものとする。

3 家畜に対する措置

畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、病気の防疫（予防接種など）を徹底しておく。なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておくことに留意する。

第2 林業対策

1 林業対策

林道並びに治山施設の災害を防止するため、治山施設及び林道施設をあらかじめ調査、補強を行う等適正措置をとるものとする。

2 林地保全

森林は無立木地に比較して、保水力が大きいのが、その取り扱い如何によっては、その機能を喪失し、林地荒廃の原因にもなり得るので、その林地に順応した適正な森林整備を図り、災害の未然防止を期するものである。

第8節 建築物災害予防計画

建築基準法、消防法などに基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災的建築物への誘導を図る。また、これらの法律に基づいた立入検査等により、構造・設備などの維持管理についても災害予防の徹底を図る。

さらに、居住者などの建築物利用者に、防災教育や通報・消火及び避難の訓練を実施することにより、人命の保護と建築物の安全管理に対する啓蒙を図る。

第1 建築物の不燃化

1 防火、準防火地域の指定

木造住宅や飲食店等が密集している地区は、火災による大きな被害が発生するおそれがある。本市においては、富士急行富士山駅周辺から宮川橋にかけての国道139号線沿い、いわゆる本町通り界隈の市街地約42haが準防火地域に指定されているが、今後も必要に応じ、防火地域、準防火地域の指定を拡大し、耐火建築物、準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。

2 市営住宅の不燃化

市は、市営住宅の不燃化及び既存木造市営住宅の耐火構造への計画的な建て替えを図り、不燃化を推進する。

第2 公共施設災害予防計画

1 老朽建物の改築促進

災害時に災害対策本部が設置される市役所、不特定多数の者が集まる公共施設、災害時に避難所が開設される学校等については、計画的に調査を実施し、県の整備計画に合わせて、必要な補強等を行い、あるいは改築を検討するものとする。

改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の建設の促進を図る。

2 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設については次の措置を行い、災害の防止に努める。

- (1) 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。
- (2) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。
- (3) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- (4) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第3 建築基準法等に基づく建築物等の規制による推進

市は、建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法および関係規定に適合するよう建築指導業務を通して適法建物の推進および建築物の安全管理に対する啓蒙をおこなうことで、防災的なまちづくりの実現を図る。また、山梨県（特定行政庁）と連携し、非防災的建築物等の建築の防止に努める。

第4 防災査察

消防本部は、旅館、病院等不特定多数の人の用に供する特殊建築物へ定期的に防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

第9節 文化財災害予防計画

第1 保護の対象

市内にある国、県、及び市により指定された文化財は、有形、無形及び自然的人文的と広範にわたる。なお、市内の保護対象文化財は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ・ 文化財一覧 (P135)

第2 文化財保護対策

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、山梨県文化財保護条例（昭和31年条例第29号）及び富士吉田市文化財保護条例（昭和51年条例第59号）により、所有者及び管理者に対し、管理の責任を義務づけて、管理及び修理の補助、勧告等をなし、市民の郷土の文化遺産に対する認識を高めるとともに、文化の向上発展に貢献することとする。

また、所有者及び管理人の変更、指定物件の滅失、き損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財は県教育委員会に、市指定文化財は市教育委員会に届け出るものとする。

第3 文化財の防災施設

火災の早期発見を目的として、自動火災報知設備を計画的に促進する。また、各文化財の周辺の水利状況、道路状況、消防体制の状況等により防火貯水槽、消火栓、避雷針等消火設備の促進を図る。これら指定文化財の防災施設については、所有者及び管理者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、補助金の率は、国指定では50%から85%、県指定文化財では1/2以内とする。

第4 文化財災害予防計画及び対策

文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令及び富士吉田市文化財保存活用地域計画に基づき、所有者、管理者の事情を考慮して、消防用設備や消火、避難及びその他風水害等の災害に対する訓練を、消防本部や消防団の指導・協力により行うとともに、所有者の教育を実施するものとする。

第10節 特殊災害予防対策計画

第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の災害予防対策

市は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の爆発、漏えい等による災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関と相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

1 保安思想の啓発

災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

2 検査及び指導の実施

各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行うものとする。

- (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進

3 自主保安体制の充実

防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成するものとする。

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

4 消防体制の整備

市は、消防職員、消防団員の確保と資質の向上を図るとともに、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

第2 ガス事業施設の災害予防対策

1 ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者は、災害の無全防災のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) ガス事業法による保安規程に基づき、関係者の教育及び訓練
- (2) ガス工作物の工事・維持・運用に際しては、ガス事業法の技術基準に適合するよう法令及び規程に基づいた巡視点検及び検査
- (3) 他工事によるガス導管等の損傷を防止するため、他工事業者と導管等の保護について協議を行い、必要に応じて保安に関する協定を締結

ガス事業者と他工事業者による、別に定める「他工事協議・巡回立会い要領」に基づく他工事現場の巡回、立ち会い

- (4) 一般ガス導管事業施設設備の新設にあたっては、耐震性のある資機材の使用及び十分な基礎工事を施し、軟弱地盤にあつては地盤改良を行うなど、耐震性の万全化
 - (5) 高中圧ガス導管については、緊急、遮断弁、緊急放散設備等の保安設備を増強
 - (6) 経年埋設管等耐震性の低い導管については、耐震性の高い導管に順次切り替え
 - (7) 災害その他非常の場合、被害の防止、軽減並びに迅速な復旧のための体制を確立し人員、器材を整備
 - (8) ガス漏えい及び導管事故等の未然防止とその拡大防止のため、ガス使用者からの通報の受付連絡並びに状況に応じて緊急な出動ができるよう、別に定める「ガス漏洩及びガス事故処理要領」により、機器、体制の整備並びに関係者を教育・訓練
- 2 ガス小売事業（旧簡易ガス）は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。
- (1) ガス施設については、ガス事業法（昭和29年法律第51号）による保安規程（旧簡易ガス）に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施
 - (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
 - (3) 特定製造所の耐震化の促進及び容器等の転倒防止措置の強化
 - (4) ガス使用者に対して震災時の知識普及
 - (5) 地震防災に係る訓練の実施
- 3 県及び市は、ガス事業者と協力して、次の対策を実施するものとする。
- (1) 災害予防の知識の啓発
 - (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
 - (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退の勧告又は指示

資料編 ・ 高圧ガス関係事業所一覧（P73） ・ 山梨県高圧ガス地域防災協議会 防災事業所一覧（P73）

第 1 1 節 情報通信システム整備計画

防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあつては事態の認識を一致させ、迅速な意思決定を行い、応急対策を実施するうえで必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用や、必要に応じ航空機、無人航空機、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の他党な情報収集手段を活用できる体制の整備に努めるものとする。

また、非常災害時の通信の確保を図るため、平時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関相互の連絡を積極的に活用する。

さらに、非常用電源設備の整備を図るとともに保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置を図る。

第 1 市防災行政放送システム（緊急情報伝達システム）の整備

市は、市本部、防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保するため、市防災行政放送を設置・配備している。

通信設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるものとする。

また、定期的に子局の保守点検を行い、老朽化等に伴い放送に支障が生じる場合等については更新等の措置を講じるとともに、人口の増減など社会的条件の変化に応じた適正配置を図る。

資料編 ・ 市防災行政用放送設置状況（P41）

第 2 県防災行政無線システム

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

第 3 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話がふくそうし、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめNTT東日本に災害時優先電話として登録してある。

市は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

周 知 事 項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第4 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察、消防等の専用の有線通信設備又は無線設備を利用することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続、通信の内容等について具体的に協議しておくものとする。

市内の関係機関の無線施設は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ・ 市内における無線局一覧（P48）

第5 その他通信設備の整備

1 インターネット等の整備

市は、インターネットホームページを開設し広報活動を行っているが、災害時に市の被災状況や市民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう平素から整備を図っていくものとする。

2 CATVの有効活用

本市には、CATV放送として㈱CATV富士五湖が開局している。CATVは、災害時において被害状況、生活情報等の地域に密着した情報の伝達手段として、また文字放送、手話放送など災害時要援護者に対する情報伝達手段としても非常に有効である。市は、災害時における防災情報の放送等について協定を締結しているが、災害時にあっては、迅速に対応できるよう平素から協定に基づく協力体制を確認しておくものとする。

3 アマチュア無線団体の活用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難となった場合には、市本部の情報連絡体制を補完するため、あらかじめ市内アマチュア無線団体との協力体制の確立を図るものとする。

第12節 原子力災害予防計画

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった富士吉田市にも風評被害や市民の心理的動揺などさまざまな影響をもたらした。

山梨県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(※)にも本市の地域は含まれていない。本市に最も近い中部電力株式会社浜岡原子力発電所においても、本市までの距離は約100kmである。

しかし、福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後とも継続的な改正を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針の改正改定を受け、見直しを行う必要がある。

※「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離を目安に次の通り設定している。(ア・イは、実用発電用原子炉の場合)

ア：予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautinary Actionplanning Zone)

放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域
(概ね半径5km圏内)

イ：緊急防護措置を準備する区域 (Urgent Protective action planning Zone)

緊急時防護措置を準備する区域 (概ね半径30km圏内)

第1 情報の収集及び連絡体制の整備

1 関係機関との連携

原子力災害に対して万全を期すため、平時から関係機関との連携を密にし、情報の収集及び連絡体制の整備に努める。

2 情報収集体制

情報収集活動を行うため、必要に応じて衛星携帯電話などの多様な通信手段を活用した情報収集体制の整備に努める。

第2 モニタリング体制等の整備

1 平時におけるモニタリングの実施

平時から大気中の環境放射線モニタリングを実施し、そのデータを収集・蓄積する。

2 モニタリング機器の整備

平時又は緊急時における市内の環境に対する放射線の影響を把握するため、簡易測定器等のモニタリング機器を整備する。

第3 原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

次の内容について、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

1 放射性物質及び放射線の特性に関すること

- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に国や県等が講じる対策の内容に関すること
- 6 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

第4 防災業務職員に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県等の実施する原子力防災に関する研修会への参加に努める。

本市に最も近い原子力発電所（約100kmの距離）

事業所名	浜岡原子力発電所				
事業者名	中部電力株式会社				
所在地	静岡県御前崎市佐倉5561				
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
運転状況	廃止措置中		定期検査中・安全性向上対策実施中		
営業運転開始日	S51. 3. 17	S53. 1. 29	S62. 6. 28	H5. 9. 3	H17. 1. 18
運転終了日	H21. 1. 30				

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

第1 富士吉田市災害対策本部及び災害警戒本部の設置

災害予防及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市長は災対法第23条第1項に基づき、富士吉田市災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置基準

市長が富士吉田市災害対策本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を必要とする場合
- (2) 特別警報の発表など、災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とする場合
- (3) 市域において震度6弱以上の地震が発生した場合
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
- (5) 噴火警戒レベル3以上が発表されたとき
- (6) その他、市長が認める場合

2 災害対策本部の解散時期

災害対策本部解散の時期は、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 市域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき
- (2) 応急措置がおおむね完了したと認められるとき

3 設置及び解散の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

なお、解散した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各部・課・室・班 一般市民 県本部 報道機関	庁内放送等、防災行政放送、職員招集安否確認システム 報道機関、市ホームページ、防災アプリ 県防災行政用無線（衛星系・地上系）、電話、Lアラート 口頭、文書、電話、総合防災情報システム

4 災害対策本部及び災害警戒本部の設置場所

- (1) 災害対策本部は、東庁舎会議室に設置するものとする。ただし、庁舎の損壊等により、本部としての機能を保てない場合は、富士吉田市市民会館に本部を設置する。なお、災害や本部予定施設の被害状況によっては、他の公共的施設を被災時に指定する。

施設名	所在地	電話番号
富士吉田市役所東庁舎	下吉田6-1-1	0555-22-1111
富士吉田市民会館	緑ヶ丘2-5-23	0555-22-3100

(2) 災害対策本部及び災害警戒本部を設置した場合は、市役所東庁舎にその旨の標識を掲示する。代替施設に本部を設置した場合も、同様の標識を当該施設の入り口に掲示するものとする。

5 本部長職務代理者の決定

本部長（市長）が災害発生時に不在又は登庁困難な場合若しくは登庁に著しく時間を要する場合は、次の順位で本部長の職務を代理する。

① 副市長	② 防災対策主管部長
-------	------------

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

災害対策本部の組織及び所掌事務は、富士吉田市災害対策本部条例（昭和38年条例第2号）に基づく富士吉田市災害対策本部規程（昭和42年災本訓令甲第1号）で定めるとおりとし、別表1及び別表2に掲げる。

また、本章第2節「職員の配置及び動員計画」による配備基準において、震度6弱以上の地震などの大規模災害発生の場合による「B配備」体制をとる場合には、災害対策本部の組織及び所掌事務は、別表3及び別表4に掲げるとおりとする。なお、別表1及び別表2における災害対策本部の体制を、B配備と区別して「A配備」とよぶ。B配備体制における職員の行動は、「大規模災害発生における富士吉田市職員の初期行動マニュアル」（要領）によるものとする。

資料編	・富士吉田市災害対策本部条例（P11） ・富士吉田市災害対策本部規程（P12）
-----	--

1 副本部長

副本部長は、副市長をもって充てる。

2 本部員

本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 市長部局の各部長
- (3) 教育委員会の部長
- (4) 富士吉田市立病院事務長
- (5) 議会事務局長
- (6) 企画部次長
- (7) 総務部次長
- (8) その他本部長が指名するもの

3 本部員会議

- (1) 災害に関する情報の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を審議するため、本部に本部員会議を置く。
- (2) 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員、安全対策班長をもって構成する。
- (3) 本部員会議は、本部長が招集する。

(4) 事務局は、安全対策班が掌る。

4 分担任務

(1) 本部には、部及び班をおき、部長並びに班長をおく。

(2) 部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(3) 本部員会議は、災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(4) 分掌事務表に定めていない事項については、本部員会議でその都度定めるものとする。

5 県災害対策本部との情報共有

市災害対策本部は、必要に応じ県災害対策本部に職員の派遣を要請し、情報の共有を図る。

6 災害警戒本部の設置

災害対策本部が設置されない場合で、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあり、関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要と認められる場合は災害警戒本部を設置するものとする。

(1)設置基準

- ・未だ災害は発生していないが、状況の推移によっては、相当規模の災害発生のおそれがあると判断したとき。
- ・大雨警報が発表され、引き続き降雨の継続が予想されるとき
- ・大雪警報が発表され、豪雪が見込まれるとき
- ・震度4以上の地震が発生したとき
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
- ・火口周辺警報（警戒レベル2）が発表されたとき（引き下げ時）
- ・火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたとき
- ・その他必要により市長が配備を指令したとき

7 現地災害対策本部の設置

(1) 本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(2) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(3) 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。

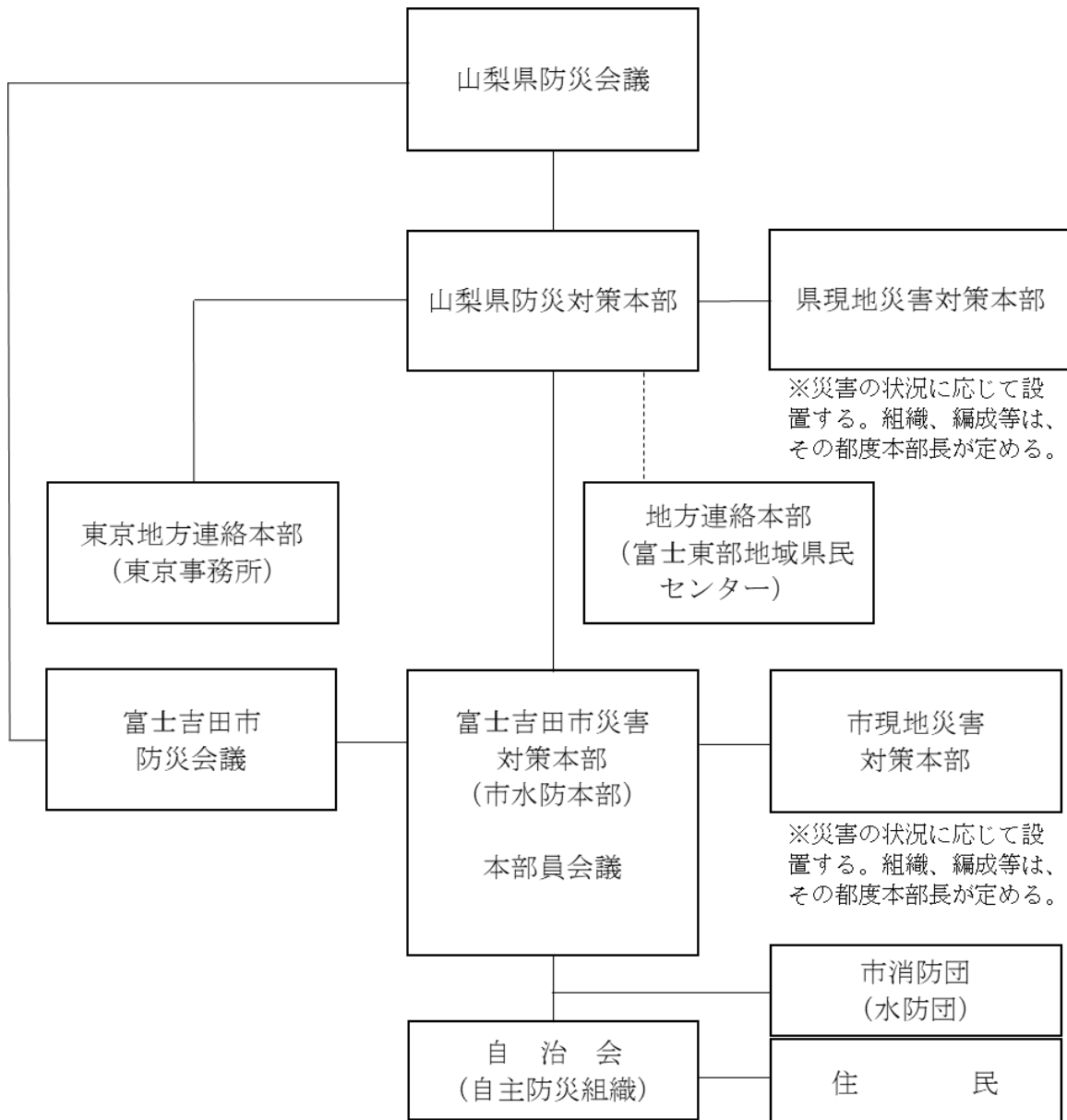
(4) 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

8 県の現地対策本部との連携

市本部は、市内に大規模災害が発生し県の現地対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。この場合、受入れ施設は市本部設置施設内とする。

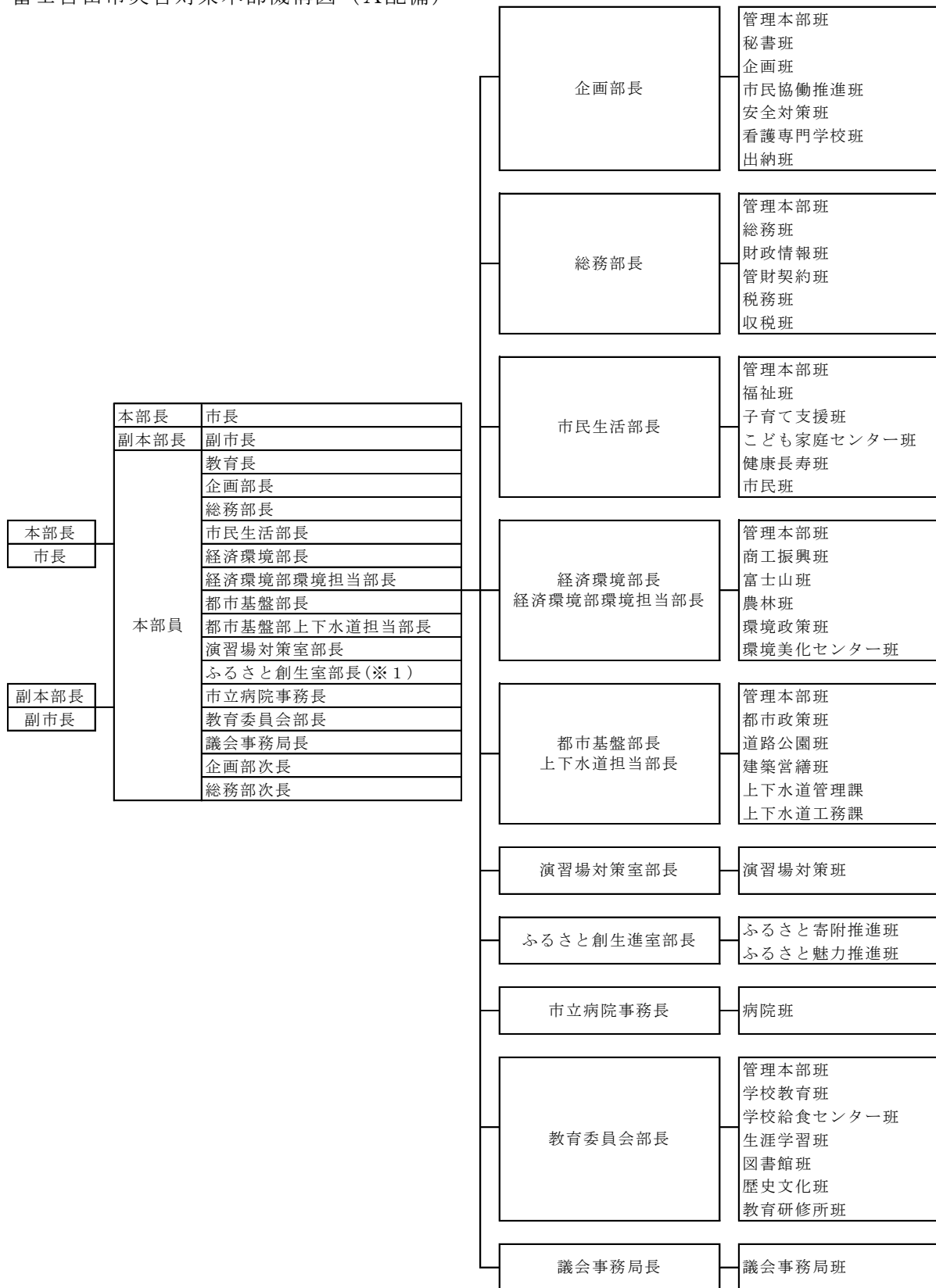
9 防災組織系統図

本市における防災組織の系統を、県からの流れを含め図にすると、次のとおりである。



別表 1

富士吉田市災害対策本部機構図（A配備）



※1 ふるさと創生室部長は企画部長兼務

別表 2

富士吉田市災害対策本部事務分掌及び編成表（A 配備）

部	部長	班	班長	事務分掌
企画部	企画部長	管理本部班	企画部次長	1 部内の調整に関する事。 2 他班の応援に関する事。
		秘書班	秘書課長	1 本部の応接に関する事。 2 災害見舞い及び関係者等の接待に関する事。 3 市議会との連絡に関する事。 4 その他渉外に関する事。
		企画班	企画課長	1 本部・各部及び部内の連絡調整に関する事。 2 本部員会議（部長会議）に関する事。 3 災害情報の総合情報収集及び伝達に関する事。 4 国・県に対する連絡、報告に関する事。 5 各班からの情報整理に関する事。
		市民協働推進班	市民協働推進課長	1 住民組織（自主防災組織等）との連絡調整に関する事。 2 災害救助活動に伴う自治会等各種団体との連絡調整に関する事。 3 外国人の安全確保に関する事。 4 報道機関への協力要請、報道対応、その他連絡に関する事。
		安全対策班	安全対策課長 富士山火山対策室長	1 災害対策本部に関する事。 2 予警報等の伝達及び災害広報に関する事。 3 災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 警察・消防団等関係機関との災害情報の交換及び連絡調整に関する事。 5 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 6 防災行政放送の受発信、管理に関する事。 7 避難場所の設置及び管理に関する事。 8 防災会議に関する事。 9 応援協定による協力要請に関する事。 10 警戒区域の設定に関する事。 11 避難準備情報、避難の指示への対応に関する事。 12 交通安全対策に関する事。 13 警察及び消防団との連絡に関する事。 14 隣接市町村消防団との連絡に関する事。 15 放射線に関する事。
		看護専門学校班	副校長 庶務課長 看護科長	1 看護教育施設の被害調査及び災害対策に関する事。 2 学生の安全確保、安保確認 3 応急教育に関する事。
		出納班	会計管理者 出納室課長	1 災害関係費の経理、出納に関する事。 2 本部活動等の経理に関する事。 3 災害に関する義援金等の出納、保管に関する事。

総務部	総務部長	管理本部班	総務部次長	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の調整に関する事。 2 他班の応援に関する事。
		総務班	総務課長 選挙管理委員会書記長 監査委員 事務局長	<ul style="list-style-type: none"> 1 職員の動員配備計画に関する事。 2 災害業務に従事した職員の勤務及び公務災害、福利厚生に関する事。 3 災害関係文書の受理、発送、保存に関する事。
		財政情報班	財政情報課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策の予算及び財政に関する事。 2 被害状況の収集・集計に関する事。 3 電算機器情報の保全管理に関する事。 4 インターネットを駆使した情報の発信、受信に関する事。
		管財契約班	管財契約課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 市有施設、市有財産の災害対策に関する事。 2 市有施設の被害調査に関する事。 3 災害時の停電対策、電話交換等通信施設の確保に関する事。 4 災害用車両の確保及び配車計画に関する事。 5 災害応急対策に必要な資機材の調達に関する事。
		税務班 収税班	税務課長 収税課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 住家等一般被害調査に関する事。 2 災証明書の発行に関する事。 3 災害による市税等に関する事。 4 他班の応援に関する事。
市民生活部	市民生活部長	管理本部班	市民生活部次長 こども子育て担当次長	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の調整に関する事。 2 他班の応援に関する事。
		福祉班	福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設の被害調査及び災害対策に関する事。 2 避難所開設の協力に関する事。 3 要配慮者の安全確保、安否確認に関する事。 4 避難者及び被災者の収容に関する事。 5 炊き出し、その他食料品の配給に関する事。 6 災害救助法に関する事。 7 ボランティアの受け入れ調査に関する事。 8 社会福祉協議会・日本赤十字社との連絡調整に関する事。 9 被災世帯への生活福祉資金の貸し付けに関する事。
		子育て支援班 こども家庭センター班	子育て支援課長 こども家庭センター長	<ul style="list-style-type: none"> 1 保育園等の被害調査及び災害対策に関する事。 2 保育園児及び幼稚園児の避難等安全確保に関する事。 3 避難所開設の協力に関する事。 4 要配慮者の安全確保、安否確認に関する事。 5 他班の応援に関する事。

		健康長寿班	健康長寿課長 健康推進担当 課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 災害時の医療、助産、埋葬、防疫に関すること。 3 災害対策用医療品の確保に関すること。 4 医師会等の応援要請に関すること。 5 被災者の公害・衛生管理に関すること。 6 要配慮者の安全確保、安否確認に関すること。
		市民班	市民課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者及び被災世帯の確認及び被災者名簿に関すること。 2 国民年金の保険料等に関すること。 3 国民健康保険等に関すること。 4 他班の応援に関すること。
経済環境部	経済環境部長	管理本部班	経済環境部次長	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の調整に関すること。 2 他班の応援に関すること。
		商工振興班	商工振興課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 商工業の被害調査及び災害対策に関すること。 2 商工施設の被害調査及び災害対策に関すること。 3 観光客の避難救助に関すること。 4 災害応急対策に要する生活必需品、燃料等の調達に関すること。 5 被災商工業者に対する金融政策に関すること。 6 他班の応援に関すること。
		富士山班	富士山課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 観光施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 観光関係団体との連絡調整に関すること。 3 観光客の避難救助に関すること。
		農林班	農林課長 農業委員会 事務局長	<ul style="list-style-type: none"> 1 農産物及び農業施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 家畜及び畜産施設の被害調査及び災害対策に関すること。 3 林産物及び林産施設の被害調査及び災害対策に関すること。 4 食料の調達に関すること。 5 被災農家等に対する被害融資に関すること。 6 農業団体等との連絡調整に関すること。
		環境担当部長	環境政策班 環境美化 センター班	環境政策課長 環境美化 センター所長

都市基盤部	都市基盤部長	管理本部班	都市基盤部次長	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の調整に関する事。 2 他班の応援に関する事。
		都市政策班	都市政策課長 国道138号対策室長 土地区画整理事業推進室長	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 避難所開設に関する事。 3 区画整理事業地内の被害調査及び災害対策に関する事。 4 地籍の調査、管理に関する事。 5 市営住宅等の被害調査及び被害対策に関する事。 6 被災者の住宅対策に関する事。 7 他班の応援に関する事。
		道路公園班	道路公園課長 検査指導室課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋梁等の被害調査及び災害対策、水害の警戒活動に関する事。 2 障害物の除去に関する事。 3 地すべり、急傾斜地崩壊危険区域の被害調査及び被害対策、土砂災害の警戒活動に関する事。 4 公園施設の被害調査及び災害対策に関する事。 5 土木関係機関との連絡調整に関する事。
		建築班	建築営繕課	<ul style="list-style-type: none"> 1 市営住宅等の被害調査及び被害対策に関する事。 2 仮設住宅の建設に関する事。 3 建設関係機関との連絡調整に関する事。 4 被災建築物の応急危険度判定に関する事。
	上下水道担当部長	上下水道管理班 上下水道工務班	上下水道管理課長 上下水道工務課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保に関する事。 2 水道に係る災害予算及び経理に関する事。 3 復旧工事に必要な資機材の調達に関する事。 4 水道施設の被害調査及び災害対策に関する事。 5 水源に関する事。 6 下水道施設の被害調査及び災害対策に関する事。 7 他班の応援に関する事。
演習場対策室	演習場対策室部長	演習場対策班	演習場対策室課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時の輸送に関する事。 2 他班の応援に関する事。
ふるさと創生室	ふるさと創生室部長	ふるさと寄附推進班 ふるさと魅力推進班	ふるさと寄附推進課長 ふるさと魅力推進課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 ふるさと納税対応に関する事。 2 他班の応援に関する事。
市立病院	病院事務長	病院班	病院事務次長 管理課長 医事課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 収容者に対する医療看護に関する事。 2 医薬品その他衛生資材の確保に関する事。 3 移動医療に関する事。 4 その他医療全般に関する事。

教育委員会	教育委員会部長	管理本部	教育委員会次長	1 部内の調整に関する事 2 他班の応援に関する事。
		学校教育班 教育研修所班	学校教育課長 教育研修所課長	1 教育関係施設の被害調査及び災害対策に関する事。 2 児童、生徒の安全確保・安否確認に関する事。 3 避難所開設の協力に関する事。 4 被災児童生徒の被害調査及び災害対策に関する事。 5 災害時における教育の確保に関する事。 6 教育関係義援金品の受け付け、支給に関する事。
		学校給食センター班	学校給食センター課長	1 給食施設の被害調査及び災害対策に関する事。 2 学校給食の確保に関する事。 3 災害炊き出しの協力に関する事。
		生涯学習班	生涯学習課長	1 避難所開設の協力に関する事。 2 社会体育施設の被害調査及び災害対策に関する事。
		図書館班	図書館長	1 市民会館の被害調査及び災害対策に関する事。 2 避難誘導に関する事。
		歴史文化班	歴史文化課長	1 歴史民俗博物館の被害調査及び災害対策に関する事。 2 文化財の保護、管理に関する事。 3 避難誘導に関する事。 4 文化財の被害調査及び災害対策に関する事。 5 他班の応援に関する事。
議会事務局	議会事務局長	議会事務局班	議会事務局次長	1 議会に関する事。 2 議員との連絡調整に関する事。

別表 3

富士吉田市災害対策本部機構図（B 配備）

本部会議	
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長
	企画部長
	総務部長
	市民生活部長
	経済環境部長
	経済環境部環境担当長
	都市基盤部長
	上下水道担当部長
	演習場対策室部長
	市立病院事務長
	教育部長
	議会事務局長
	企画部次長
	総務部次長



- ★マークのある救護所は、医師がいる救護所。それ以外は、保健師等による救護所運営となる。
- ※1 被災状況調査・応急復旧グループ
- ※2 避難所運営・各班応援グループ
- ※3 被災状況調査・応急復旧グループは、避難所運営・各班応援グループとの交代や支援を行う。
- ※4 被災状況調査・応急復旧グループ各班から応援要請があった場合、避難所運営・各班応援グループを中心に反単位で支援を行う。

別表 4

富士吉田市地震災害警戒本部事務分掌及び編成表

部	部長	班	事務分掌
企画部	企画部長 議会事務局長	本部員班	1 災害対策本部の運営に関する事。 2 各防災関係機関、他自治体への応援等の要請、報告、連絡調整に関する事。 3 防災行政放送等による情報周知に関する事。 4 報道機関への協力要請、報道対応、その他連絡に事。 5 住民組織（自主防災組織等）との連絡調整に関する事。 6 災害救助活動に伴う自治会等各種団体との連絡調整に関する事。 7 市議会との連絡調整に関する事。 8 その他災害応急対策全般に関する事。
		輸送班	1 応急機材、生活物資機材の搬送に関する事。 2 輸送に係る関係団体の応援、連絡調整に関する事。 3 その他輸送応急対策に関する事。
総務部	総務部長	情報班	1 各班から発信される情報の整理、記録、統計に関する事。 2 整理した情報のフィードバックに関する事。 3 本部員班の応援に関する事。
		管財班	1 災害時の停電対策、電話交換等通信施設の確保に関する事。 2 災害用車両の確保及び配車計画に関する事。 3 市有施設の被害調査に関する事。 4 本部員班の応援に関する事。
		災害物資供給管理班	1 各防災備蓄倉庫の開錠、搬出物資機材の管理に関する事。 2 災害援助物資集積所の開設・運営に関する事。 3 災害援助物資の受け入れ、管理に関する事。 4 備蓄物資・援助物資の搬出に関する事。 5 その他、物資供給応急対策に関する事

市民生活部	市民生活部長	福祉支援班	<ul style="list-style-type: none"> 1 要配慮者の安否確認に関する事。 2 自主防災会、民生委員など要配慮者支援に係る団体への要請、連絡調整に関する事。 3 避難所での要配慮者支援に関する事。 4 福祉避難所の確保に関する事。 5 福祉団体との連絡調整に関する事。 6 その他福祉支援応急対策に関する事。
		衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所等の衛生指導等に関する事。 2 医師会等の応援要請に関する事。 3 災害対策用医療品の確保に関する事。 4 その他防疫応急対策に関する事。
経済環境部	経済環境部長	観光班	<ul style="list-style-type: none"> 1 観光、農業用施設等の被害調査及び災害対策に関する事。 2 観光関係団体との連絡調整に関する事。 3 観光客の避難救助に関する事。 4 その他観光応急対策に関する事。
	経済環境部 環境担当部長	環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 1 環境処理施設の被害調査、施設確保に関する事。 2 指定避難所で発生するゴミの収集運搬処理に関する事。 3 街中で発生する災害ゴミへの対応に関する事。 4 オルソ等消毒剤の供与及び消毒作業の実施や指導など、被災者・被災地の防疫に関する事。 5 その他環境衛生応急対策に関する事。
都市基盤部	都市基盤部長	土木班	<ul style="list-style-type: none"> 1 優先道路の現況調査及び障害物除去による通行の確保に関する事。 2 市道、農道、林道、農地の被害状況調査及び応急措置に関する事。 3 関係機関・団体への応援要請、連絡調整に関する事。 4 その他災害応急対策に関する事。
		建築班	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所等市有施設の応急危険度判定に関する事。 2 各所から派遣されて来た応急危険度判定士のコーディネートに関する事。 3 他の関係機関・団体への応援要請、連絡調整に関する事。 4 その他災害応急対策に関する事。
	上下水道担当部長	上・下水道班	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定避難所への給水に関する事。 2 断水地区の調査及び復旧に関する事。 3 下水道施設被害の調査及び復旧に関する事。 4 排水困難地区における排水自粛の呼び掛けに関する事。 5 その他上・下水道応急対策に関する事。

<p>経済環境部 演習場対策室 教育委員会</p>	<p>経済環境部長 演習場対策室 部長 教育部長</p>	<p>避難所班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設・運営に関する事。 2 避難所内現地対策本部に関する事。 3 炊き出し等へ協力してもらう団体との連携に関する事。 4 避難所内救護所、避難住民、傷病者の受入れと重傷者の市立病院への搬送手配に関する事。 5 各班受持ちとなっている避難場所から指定避難所への避難住民の誘導支援に関する事。 6 市災害対策（警戒）本部との連絡調整に関する事。 7 その他避難所応急対策に関する事
<p>教育委員会</p>	<p>教育部長</p>	<p>教育施設 管理班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育関係施設及び社会体育施設の被害調査に関する事。 2 児童、生徒の安全確保・安否確認に関する事。 3 被災児童・生徒の被害調査に関する事。 4 その他災害応急対策に関する事。

第2節 職員の配置及び動員計画

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

第1 職員の配備基準

1 配備基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

＜富士吉田市災害対策本部配備基準＞

種 別	配備の基準	配備の内容	配備の要領	配備職員
事前配備	次の注意報が発表されたとき。 1. 大雨注意報 2. 洪水注意報 3. 大雪注意報 4. 震度3の地震が発生したとき。 5. その他必要により市長が配備を指令したとき。	情報収集活動などの警戒態勢をとる。また、状況に応じて、被害状況の確認及び応急対策活動をとる。	所属長の指示により自宅待機又は各勤務場所において、気象台や関係機関等からの情報収集や事前準備を開始する。	安全対策課、富士山火山対策室、道路公園課、農林課職員のうち部長が指名する職員 ※上下水道管理課、上下水道工務課職員のうち部長が指名する職員 (震度3の地震が発生した場合)
第1配備 (災害警戒本部の設置又は設置の検討)	1. 次の警報が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 2. 震度4の地震が発生したとき。 3. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。 4. 火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表されたとき。 5. その他必要により市長が配備を指令したとき。	小規模な災害が予想される場合又は発生した場合 1. 情報活動を継続しつつ、災害警戒本部の設置を検討し、警戒態勢を強化する。 2. 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置するものとする。	1. パトロールの強化 2. 資機材の準備 3. 被害状況に応じた応急対策の実施	事前配備職員と別表1に規定した課の課長以上職員及び課の職員のうち部長が指名する職員。 ※状況に応じ、臨機応変に配備人員の増員の措置をとるものとする。

<p>第2 配備 (災害対策本部、地震災害警戒本部の設置)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 2. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。 3. 火口周辺警報(警戒レベル3)が発表されたとき。 4. その他必要により市長が配備を指令したとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部及び地震警戒本部を設置し、被害情報の収集、応急対策の実施、気象台等の関係部署との連携を図る。 2. 災害が発生した場合は、速やかに応急対策活動を実施する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市内における被害状況の調査 2. 災害発生場所での応急対策活動 3. 必要に応じた消防、警察、自衛隊への応援要請 	<p>上記職員に加え、各部所属の主幹以上の職員。 ※状況に応じ、臨機応変に配備人員の増員の措置をとるものとする。</p>	
<p>第3 配備 (災害対策本部、地震災害警戒本部の設置)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大規模な災害が広範囲にわたり発生するおそれがあるとき。 2. 気象庁から以下の「特別警報」が発表されたとき <ol style="list-style-type: none"> (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) (2) 緊急地震速報(震度6弱以上) (3) 噴火警報(居住地域:警戒レベル4, 5) (4) 上記以外の気象にかかわる特別警報 3. その他必要により市長が配備を指令したとき。 	<p>A 配備 又は B 配備</p>	<p>各配備基準に基づく体制の確立</p>	<p>A 配備及びB 配備に基づく災害応急対策にかかる業務(水防、輸送、医療、救護、避難等)の実施</p>	<p>各部所属職員全員</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 大規模な災害が広範囲にわたり発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2. 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3. 避難所を開設するなどB 配備体制をとる必要があるとき。 4. その他必要により市長が配備を指令したとき。 	<p>B 配備</p>				

※ B 配備体制は、本章第1節「応急活動体制」に定める。

※ 南海トラフ地震臨時情報並びに噴火警報の内容については、各々「地震編」並びに「富士山火山編」に記載する。

別表 1

部 等	課 等
企画部	市民協働推進課
総務部	総務課、管財契約課、財政情報課
市民生活部	福祉課、健康長寿課、子育て支援課、こども家庭センター
経済環境部	富士山課
都市基盤部	上下水道管理課、上下水道工務課（震度4の地震が発生した場合）
教育委員会	学校教育課、生涯学習課

第2 動員の伝達方法

1 動員の原則

職員は、勤務時間外又は休日においても、災害が発生し被害が予測される場合は、直ちにあらゆる手段をもって所属勤務場所に参集しなければならないものとする。

ただし、災害その他の事情により、所属勤務場所に到達できない場合は、最寄の本市の機関に参集し、その旨を所属長に報告するよう努めなければならないものとする。

2 動員対象から除外する職員

- (1) 公務のための長期出張者
- (2) 傷病その他、特別の理由により本部長において参集不能と認めた者

3 勤務時間中における職員への伝達及び配備

- (1) 気象台等から各種情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、安全対策課長（安全対策班長）は、市長（災害対策本部長）の指示により非常配備を決定し、非常配備を伝達するとともに庁内放送等により徹底させる。
- (2) 安全対策課長からの連絡を受け、各部長等は直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。
- (3) 安全対策課長は、消防団長に非常配備を伝達する。

4 勤務時間外、休日における職員への伝達及び配備

- (1) 宿直員は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想される場合は、直ちに安全対策課長に連絡するものとする。安全対策課長は、宿直員から連絡を受けた場合は、市長（本部長）、副市長（副本部長）に報告をし、配備体制の指示を受け、各部長に伝達する。
- (2) 安全対策課長は、消防団長に非常配備を伝達する。
- (3) 連絡を受けた本部員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。

資料編 ・職員への伝達方法体系図（勤務時間中及び勤務時間外・休日）（P50）

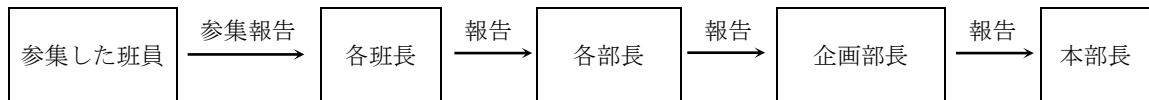
5 参集場所

各職員は、勤務時間内及び勤務時間外ともに、各自の所属先に参集する。ただし、交通途絶等で参集が困難なときは、指定避難所など最寄りの公共施設等に参集し、災害対策本部への連絡とともに、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

6 参集の報告

参集した班員は、班長に参集報告を行う。以下、次のとおり、それぞれ参集状況を取りまと

め、本部長へ報告を上げる。



第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、対策要員が不足する場合は各対策部内で調整するものとするが、対策部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他部の応援を得て実施するものとする。

1 動員要請

各部長は、他の対策部の職員の応援を受けようとするときは、企画部長に要請するものとする。

2 動員の措置

(1) 企画部長は、要請により、状況に応じて他の部から動員の指示を行うものとする。

(2) 応援のための動員指示を受けた対策部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行うものとする。

第4 初期応急対策の実施

市長は、被害が甚大で、速やかに応急対策を実施する必要がある場合は、直ちに本部員会議を招集し、初期応急対策方針を決定するものとする。

第3節 応援協力要請計画

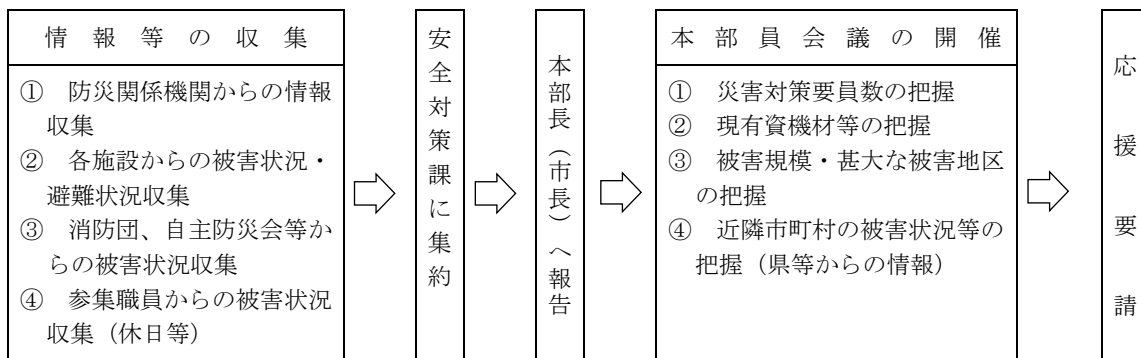
災害発生時に際し、市のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。

第1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本市の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- 1 県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- 2 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- 3 消防団・自主防災会等から、地域の被害状況を収集
- 4 休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

応援要請決定フロー



第2 知事及び他の市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災対法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を求めることができる。また、災対法第68条により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。その際、要請はまず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

第3 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災対法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 1 市長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災対法施行令第15条)
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

2 市長が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災対法施行令第16条)

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣のあっせんについて必要な事項

第4 応援協定等に基づく要請

1 応援協定

市は、大規模な災害の発生に備え、あらかじめ資料編に掲げる協定を締結している。

なお、災害が発生し、応援を要する事態に至った場合は、あらかじめ定めた手続に従い、応援を要請し、受入れ体制を整えるものとする。

資料編 ・ 災害時相互応援協定一覧 (P29)

2 消防応援の要請

(1) 協定に基づく要請

市長又は消防長は、大規模災害時における消防活動については、資料編に掲げる協定に基づき、県内の他市町村又は消防長に対し、応援を要請する。

(2) 大規模災害時における広域消防応援要請

被害の状況に応じて消防組織法第24条の3第1項の規定に基づき、市長は、県を通じ他都道府県の消防機関の職員の応援を求めることができる。

3 郵便局に対する協力要請

市は、資料編に掲げるとおり富士吉田郵便局など市内の郵便局と災害時における覚書を交わしている。このため、避難場所、物資集積場所等の用地及び避難先、被災状況等の情報の相互提供等、必要を認める場合は、協力を依頼するものとする。

資料編 ・ 災害発生時等における富士吉田と富士吉田市内郵便局の協力に関する協定 (P31)

第5 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

市は、県及び他市等との連絡を速やかに行うため、災害対策本部に連絡窓口を設置する。

2 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を確立しておく。

3 搬送物資受入施設の整備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、次の場所を搬送物資集積場所と定める。

名 称	所 在 地	電話番号
鐘山スポーツセンター	富士吉田市上吉田東9-4-18	0555-24-3633

被災により、指定した一時集積場所が使用不能の場合は、「災害発生時等における富士吉田と富士吉田市内郵便局の協力に関する協定」により郵便局から用地の提供を受ける等、代替場所を早急に決定する

第4節 予報及び警報等の伝達計画

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

第1 予報・警報の種類等

1 気象庁及び甲府地方気象台が発表する予報・警報

(1) 予報・警報の種類と定義

予報・特別警報・警報・注意報等の種類警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(ア) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。

濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を及び気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

（イ）特別警報・警報・注意報の切替・解除

特別警報・警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表される時は、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除または更新されて新たな警報・注意報に切り替えられる。

(ウ) キキクル大雨警報・洪水警報の危険度分布

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に認識することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて10分ごとに更新している。</p>

(エ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位

(中・西部、東部・富士五湖) ごとで、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天

気予報の対象地域と同じ発表単位（山梨県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

（オ）全般気象情報、関東甲信地方気象情報、山梨県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する山梨県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」という言葉を用いて解説する情報。警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

（カ）土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、山梨県と甲府地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

（キ）記録的短時間大雨情報

山梨県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量、山梨県では100mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

（ク）顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する山梨県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

（ケ）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（中・西部、東部・富士五湖）で発表される。なお、実際に危険度高まっている場所については竜巻発生確度ナウ

キャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね 1 時間である。

(コ) 火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに甲府地方気象台が山梨県知事に対して通報し、山梨県を通じて市町村に伝達される。

通報の実施基準は、乾燥注意報および強風注意報の基準を用いる。

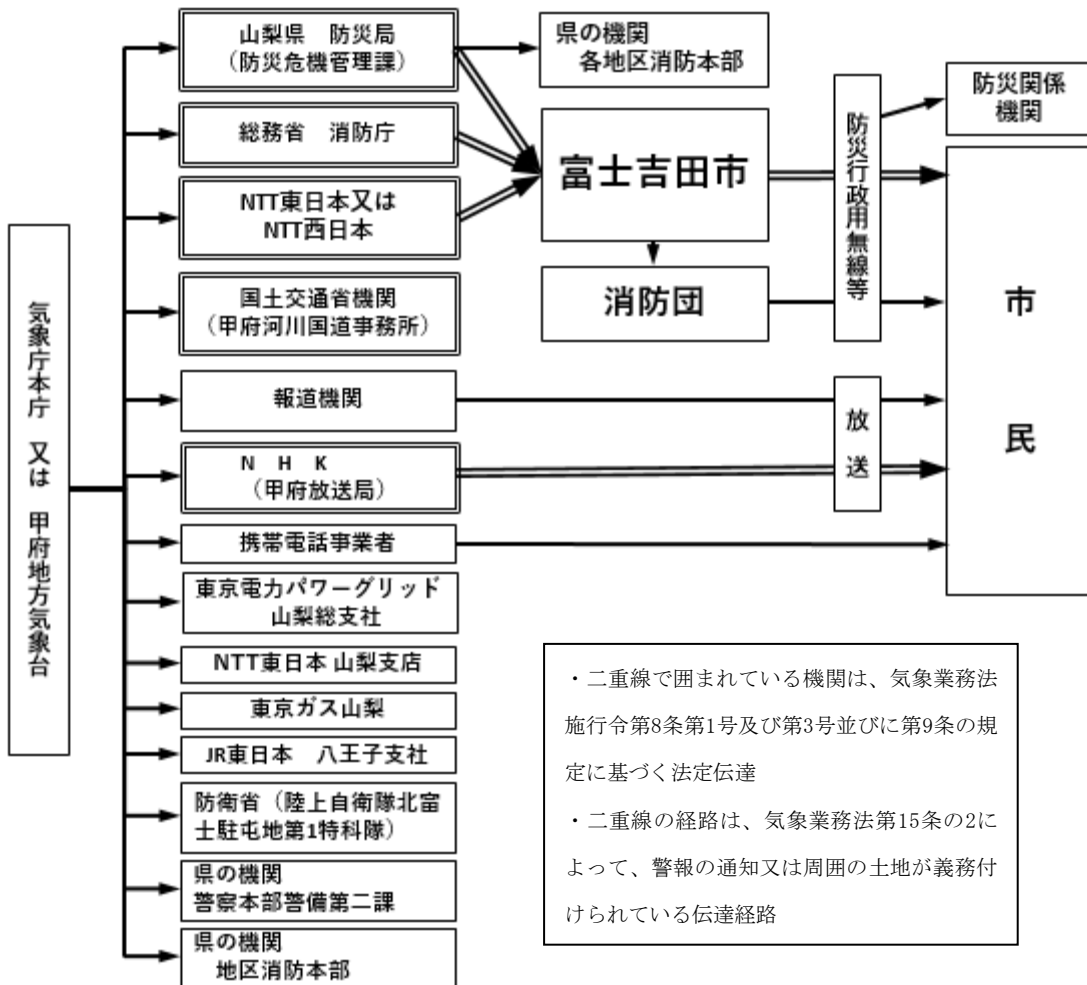
(サ) 洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または山梨県と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行っており下表の表題により発表される。警戒レベル 2～5 に相当する。

洪水予報の種類、課題と概要

種類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回った（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。	

(2) 甲府地方気象台の伝達経路

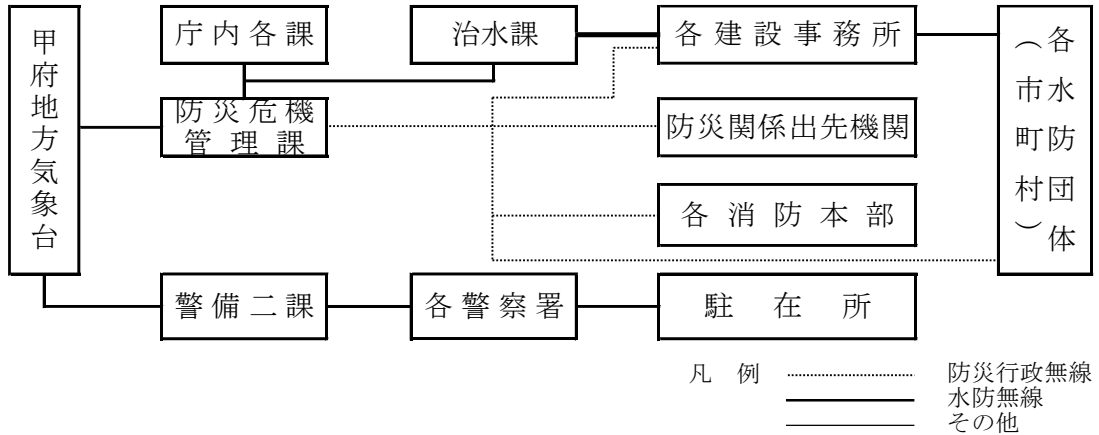


(3) NTTの扱う警報の伝達

警報の種類：気象警報、洪水警報



(4) 県の伝達



2 気象庁が発表する火山防災にかかる予報・警報

噴火災害の軽減のため、火口周辺や居住地域等、その影響範囲を明示し噴火予報、警報として警戒を呼びかける。

詳細は、本計画の富士山火山編第1章第5節「火山情報の種類と発表基準」に記載する。

3 山梨県（県土整備部砂防課）と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用することを目的とした情報である。

(1) 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小単位とし、昭和町を除く市町村を対象とする。

(2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

発表基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予報で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

イ 解除基準

解除基準は、監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合とする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行

い、解除する。

(3) 伝達経路

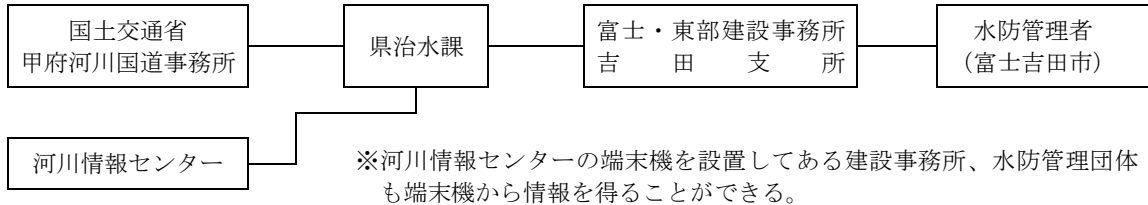
土砂災害警戒情報の伝達は、本節「予報・警報の種類等」「甲府地方気象台の伝達経路」による

4 国土交通省及び県の機関が発表する警報（水防警報）

(1) 水防警報の種類

待機、準備、出動、指示及び解除の5種類とする。

(2) 伝達系統



5 市町村の発令する警報（火災警報）

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるとき、市長が発令する。

(注) 甲府地方気象台は次の条件に該当すると予想されるとき、又は該当したときは、消防法第22条第1項に基づき、知事に「火災気象通報」を通報する。

第2 注意報及び警報等の伝達

1 市役所部内の伝達

注意報・警報等の伝達にあたっては、本庁内は庁内放送や招集安否確認システム等で、その他の施設及び機関については、防災行政放送及び電話、電子媒体システムを使用するものとする。

2 住民その他関係団体

市長は伝達された警報等を必要に応じて速やかに、次により周知徹底するものとする。

- (1) サイレン又は警鐘
- (2) 防災行政放送
- (3) 広報車
- (4) 市ホームページ
- (5) 携帯電話会社のエリアメール
- (6) データ放送（CATV）
- (7) Lアラート
- (8) ヤフージャパン
- (9) 防災アプリ
- (10) その他

第3 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

(1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。

(2) 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

2 通報を要する異常現象

(1) 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等

(2) 火山関係

ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）及びそれに伴う降灰砂等

イ 火山地域での火映、鳴動の発生

ウ 火山地域での地震の群発

エ 火山地域での山崩れ、地割れ、土地上昇・沈下・陥没等の地形変化

オ 噴気孔の新生拡大、移動及び噴気・噴煙の量・色・温度、昇華物等の顕著な異常変化

カ 火山地域での湧水の新生、枯渇又は量、味、臭い、色、濁度、温度の異常等の顕著な異常変化

キ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯での新生拡大あるいは移動及び草木の立ち枯れ等

ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭い、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、魚類の浮上等

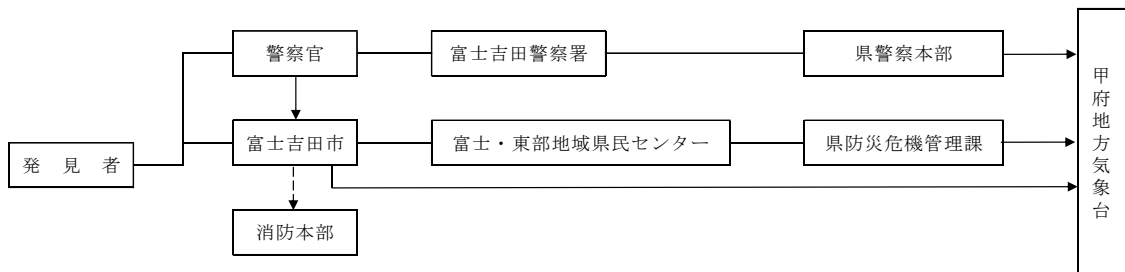
(3) 地震関係

頻発地震、地割れ、山崩れ、断層などの地変現象、地鳴りなどの付随現象等

3 通報手段

固定電話又は公衆電話等の有線施設、携帯電話等によるか、それぞれの施設に設置された無線設備（防災行政無線等）による。

4 伝達系統



第4 被害情報の収集伝達

(1) 被害情報の収集伝達

総合防災情報システムにより被害情報を収集するとともに地理空間情報（地理空間推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management）の活用を努める。

被害情報の収集伝達は、状況に応じて防災行政無線、電話、FAX、インターネット等の通信手段を活用する。

各通信手段の利用方法については、平常時より使用方法について習得しておく。

(2) 被害規模の早期把握のための活動

ア 県などが行う情報収集

(ア) 県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

(イ) 国又は県は、土石流や地すべりなどによる重大な土砂災害が急迫した場合、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域や時期などの土砂災害緊急情報について、市長、関係機関等に周知する。

イ 消防防災ヘリコプターによる情報収集

県は、状況に応じて消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの映像情報等により、被害情報の収集を行う。

(3) 被害情報の収集・連絡

ア 市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発生状況等の情報を県の出先機関、消防機関、警察署等と協力し、収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。

ただし、消防組織法第40条に基づく県の「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合及び通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、市は、直接消防庁に対し報告をするものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。

イ 消防機関は、119番通報が殺到した場合には、その情報を直ちに県及び消防庁に報告するものとする。

ウ 市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したとき、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。

エ 県は、消防組織法第40条に基づく県の「火災・災害等即報要領」により、市からの報告を入手後速やか消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。市からの報告を待たずして情報を入手した場合についても同様とする。また、県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡するものとする。

第5節 災害通信計画

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常通信の利用、放送の要請等について定めるものとする。

第1 災害時における通信の方法

市は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を活かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

1 通信施設の現況

本市の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関とを有機的に結んでいる。

市は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

(2) 市防災行政放送

市は、各地区住民等への広報、市本部と災害現場等との通信連絡等のため、市防災行政放送を活用し通信の確保を図る。

(3) 市消防団無線

市は、必要に応じ、市防災行政用放送と併用して、市消防団に設置する消防団無線設備を活用する。

(4) 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話等を含む。）

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。また、配備要員では、招集安否確認システムの活用も図る。

資料編 ・ 市防災行政用放送設置状況（P41）

2 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

市	↔	県	=	県防災行政無線・NTT回線
市	↔	富士吉田消防署	=	NTT回線
市	↔	富士吉田警察署	=	NTT回線
市	↔	消防団	=	NTT回線、消防団無線
市	↔	自主防災組織	=	NTT回線・防災行政放送（同報系）・広報車

第2 災害時優先電話の利用

災害時優先電話

災害時、電話がふくそうし、かかりにくい場合には、あらかじめNTT東日本に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

第3 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察、地方整備局等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする。

市域における他機関の通信施設は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ・ 市内における無線局一覧（P48）

第4 非常通信の利用

非常災害に際し、有線通信が途絶したとき、又は自己の無線局が不通になったときは、最寄りの無線局に非常通信を依頼して通信することができるので、平常時から最寄りの官公署、会社、アマチュア等の無線局と十分協議を行い、非常通信が円滑に運用されるよう配慮しておくものとする。

1 非常通信により通信することのできる内容

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (4) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
- (5) 非常事態に際して事態の收拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (6) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

- (8) 避難者の救援に関するもの
- (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (10) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (11) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (12) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞上、通信社又は放送局が発受するもの

2 非常通信の依頼手続

- (1) 電報頼信紙又は適宜の用紙に片仮名で書く。
- (2) 通報は何通でも依頼できるが、1通の通報文は本文200字以内とする。
- (3) あて先は、受信人の住所、氏名及びわかれば電話番号をはっきり記載する。
- (4) なるべく本文の末尾に発信人名を記載する。
- (5) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号をも記載する。

3 非常通信の料金

- (1) 東日本電信電話株式会社以外の無線局に依頼する場合、原則として無料
- (2) 東日本電信電話株式会社の無線局に依頼又は利用する場合（非常電報が伝送される途中において東日本電信電話株式会社の無線局を利用する場合も含む。）は、特別の場合を除き有料

第5 インターネットシステムの活用

- 1 災害時には、インターネットにより、県から次の災害情報を取得することができる。
 - (1) 県ホームページに掲載される最新の気象情報
 - (2) 県ホームページに掲載される災害情報に関する各種情報
- 2 市もホームページを開設しているので、災害時には災害情報等を掲載し、広く住民に周知するものとする。

第6 GIS（地理情報システム）の活用

都市型災害に迅速に対応するためには、道路網等地理的情報だけでなく、道路の幅員、一方通行路、渋滞の状況、ビルの階数、消火栓及びライフラインの位置等総合的な情報を総合的にかつ短時間に判断しなければならない。

GIS（地理情報システム）は、これらの情報をデータに蓄積すると同時に、速やかに検索し、災害応急対策及び復旧対策が迅速にできるよう開発されたシステムであるが、本市においてもその活用を図っていくものとする。

第7 放送の要請と通信確保手段

1 放送の要請

市長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は不通の通信方法では到底間に合わない等のときは、あらかじめ協議で定めた手続きにより、放送局に放送を要請することができる。

県では、県内各放送局との間に「災害時における放送要請に関する協定」を資料編に掲げるとおり結んであり、市においてはこの協定を準用して放送を要請することができるので、これに関

する取扱いの円滑な実施を図るため、平常時から関係放送局と十分協議しておくものとする。

資料編 ・ 県と県内放送局との間の放送要請に関する協定先一覧（P32）

2 通常の通信経路途絶時の通信確保

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、資料編に掲げる機関の伝達手段により通信を確保する。

資料編 ・ 通信経路途絶時の伝達手段一覧（P51）

第8 CATVの活用

市民への直接的な情報の周知方法として、CATV富士五湖があり、災害時においても被害状況、生活情報等の地元に密着した情報の伝達手段として有効である。市は、CATV社と災害情報に際して放送協定を締結しているため、その内容が迅速に実施できるよう平時から体制の確認や連携を図っておくものとする。

資料編 ・ 災害防災情報等の放送に関する協定書（P29）

第9 アマチュア無線の活用

災害により通信連絡が困難になった場合、又は市が行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、市内アマチュア無線局に対して情報収集及び伝達活動の協力を依頼する。なお、平時から訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に務めるものとする。

第10 急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないが、多くの場合、道路の不通が予想されるので、これらの連絡方法を具体的に定め要員を確保しておくものとする。

第6節 雪害予防計画

大雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び市民の生活環境の維持向上に資するため、雪害予防及び雪害対策に万全を期する。

第1 雪害予防体制の整備

- 1 雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図るものとする。
- 2 市は早期に気象情報を収集し、雪害対策における県及び関係機関相互の連絡体制を構築すると共に情報交換を行い雪害の発生に備える。
- 3 市民に対する防災知識の普及啓発、特に、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策等及び除排雪等にかかる注意喚起を継続的に行う。

第2 除雪力の充実強化

1 除雪体制の強化

(1) 円滑な除雪体制の構築

大雪時により効果的な除雪ができるよう、主要路線の集中除雪、除雪路線外路線の除雪等、より実効的な除雪計画及び除雪マニュアルを作成し対応する。

(2) 優先道路の除雪

住民の生命を守る消防署の周辺道路及び市立病院へのアクセス道路等については、優先的に除雪する。

(3) 優先施設の除雪

公共機関及び公共施設、特に下記①～④の施設について、施設の出入りの妨げにならないように留意する。

- ①水道施設
- ②電力施設
- ③ガス施設
- ④通信施設

(4) 除雪業者への協力要請

円滑な通行を確保するために、除雪業者に対して除雪路線の早期除雪を要請する。

(5) 住民への的確な情報発信体制の構築

市民が欲している市内の除雪状況・交通状況等の情報について、ライブ映像、データ放送及びコミュニティーFM等の各種方法を用いて、リアルタイムに発信していく。

(6) 自助共助の必要性・重要性の啓蒙

市民に対し自助共助の必要性・重要性について啓蒙し、併せて共助の根幹となる地域コミュニティの重要性、必要性についても啓蒙していく。

2 関係機関との連携等

(1) 国及び県との連携

円滑な車両通行を確保するために、国道・県道の除雪を担当する国及び県との連携強化を図る。

(2) 自治会、自主防災会、民間事業者等への協力要請

市内全域の除雪及び除雪困難者等からの要請など組織的な除雪の必要性が生じた場合は、自治会、自主防災会、民間事業者等の協力を仰ぎながら、市民一丸となった除雪や除雪班の編成

による除雪を実施する。

(3) ボランティアの受入れ態勢の構築

除雪困難者への除雪支援策として、市と社会福祉協議会が連携し、ボランティアの受入れ態勢を構築する。

3 排雪場の確保

(1) 市有地及び市有施設の利用

市有地及び市有施設の利用については、積極的に排雪場として利用することを検討する。

(2) 県有地への排雪の協議

県立富士北麓駐車場などは、広大な土地を有している施設であるので、排雪場所として利用できるよう県と協議する。

(3) 民間の遊休地の調査（特に市街地）

一定の面積がある民間の遊休地を調査し、借り上げることを検討する。

(4) 北富士演習場への排雪の協力要請

防衛省や恩賜林組合等の関係機関と協議を重ね、より円滑な搬入に向け、協力を要請する。

4 市有の重機等の配備

市有のホイロローダー、ミニホイロローダー等の重機等を配備し、除雪業者と連携する中で、機動的かつ柔軟に除雪を実施する。

資料編 ・ 除雪資機材一覧（P90）

5 通学路の確保

車道の除雪を優先して行った後、速やかに歩道などの通学路の除雪を行えるような体制を構築する。

また、歩道の確保ができない通学路については、より危険性が増す通行となるため、機動的に登校指導体制を構築する。

第3 居住困難者及び帰宅困難者への支援体制の強化

1 基幹コミセンや地区会館等の開設

居住困難者及び帰宅困難者の受入体制として、基幹コミセン、地区会館、及び「道の駅 富士吉田」を避難所として開設する。

2 ホテル等への協力要請

市内のホテル等の施設に受入の協力を要請する。

第4 要配慮者等の避難（支援）体制の強化

1 情報伝達体制の整備に努め、視聴覚障害者に対する情報伝達を確実に実施する。

2 基本的に在宅避難を推奨する。ただし、市内の雪崩等の発生恐れのある危険地域に居住する要配慮者に対しては早めの避難を促す。

3 高齢者等避難の発令などにより、早めの避難の必要性が発生した場合は、速やかに避難所を開設する。

4 避難所に要配慮者がいる場合は、市災害対策本部及び関係機関が連携し、適切な措置を講ずる。

5 避難した要配慮者等の状態により、社会福祉施設等への搬送が必要となった場合は関係機関との調整を図り、緊急入所又は病院等への入院の手続きを行うものとする。

- 6 在宅慢性疾患患者、人工呼吸器及び人工透析患者等特に配慮が必要なものに対しては、病院、消防署等と連携し、体制の強化を図る。
- 7 社会福祉協議会及びボランティアの協力を得て、要配慮者等の避難（支援）体制の強化を図る。

第5 農業関連施設の雪害対策

ビニールハウスなど雪害を受ける恐れのある農業関連施設の保有者に対して、耐雪性のある構造を用いたり、気象情報の早期入手により事前に雪害予防対策をとるよう周知する。

第6 ごみの収集体制の強化

大雪時の業務体制を構築するため、環境事業協同組合との協議により、大雪による収集体制をマニュアル化し、より速やかなごみ収集体制の復旧と受入態勢の強化を図る。

第7 住民の安全確保等

1 建物の雪害予防

(1) 公共施設の施設管理者は、雪害における建築物の損壊を防ぐため、必要に応じて、修繕等を実施するとともに、除雪対策を講じる。

(2) 屋根の雪おろしや、雪庇除去等による事故防止のため、市民に対し、次のような留意事項の啓発に努める。

- ア 雪おろし中の転落による事故防止
- イ 屋根からの落雪による事故防止
- ウ 非常時における出入り口の確保
- エ プロパンガス等の安全確認

2 消防水利の確保

消防水利を確保するため、消防団、自治会、自主防災会等の協力をあおぎ、消火栓及び防火水槽のマンホールの除雪を実施し、消火活動に万全を期する。

第8 広報活動

市民に対し食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動などについて、防災知識の普及啓発を図る。また、道路交通に関しては、集中的な大雪が予測される場合において、不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

第9 生活関連施設の安全対策の推進

1 水道施設安全対策

市は、雪害時における水道水供給施設の被害を未然に防止するとともに、被災した場合の各施設の機能を維持するために万全を期す。

2 電気施設安全対策

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、雪害時における電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被災した場合の各施設の機能を維持するために万全を期す。

3 ガス施設安全対策

ガス事業者は、雪害時におけるガス供給施設の被害を未然に防止するとともに、被災した場合の各施設の機能を維持するために万全を期す。

4 通信施設安全対策

東日本電信電話（株）山梨支店は、雪害時の電気通信の途絶及び混乱等を未然に防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のために万全を期す。

第10 鉄道施設対策

富士山麓電気鉄道株式会社は、雪害時における旅客の安全と円滑な輸送を確保するために、万全を期す。

第11 災害協定による支援体制について

必要とする業種の企業や団体と災害協定を締結し、災害からのいち早い復旧に向けた体制を構築する。

第7節 被害状況等報告計画

災害応急対策実施のため必要な被害状況等の報告（以下「被害報告」という。）については、本計画の定めるところにより行うものとする。

なお、災害対策本部が設置されない場合における被害報告については、本計画に準じて行うものとする。

第1 被害報告についての協力

市防災会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行関係、指定公共関係及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるのでこれを活用する。（災対法第21条）

第2 被害状況の調査

被害状況の正確な情報は、災害応急対策等の基礎的要件として不可欠のものであるので、市は、次により災害情報を迅速かつ的確に収集する。

1 各部における調査

各部は、関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、今後の応急復旧活動等を行う上での重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うに当たっては、できるだけ正確に被害状況を把握する。

被害状況等の調査報告及びとりまとめ担当課は、次のとおりとする。

担当			協力団体等	調査事項
部	班	調査責任者		
企画部	安全対策班	安全対策課長		他部・班に属さない一般被害及び応急対策状況の総括
総務部	管財契約班	管財契約課長		市庁舎等の被害
	税務班	税務課長	自治会長 自主防災会長等	民間建物等及び固定資産の被害
市民生活部	福祉班	福祉課長	民生委員、各施設 管理者	地域福祉交流センター等社会福祉施設の被害
	子育て支援班	子育て支援課長		保育園・福祉ホール等の施設の被害
	健康長寿班	健康長寿課長		富士北麓総合医療センター等の医療施設の被害
経済環境部	富士山班	富士山課長	(財)ふじよしだ 観光振興サービス	リフレふじよしだ等観光施設の被害

	農 林 班	農 林 課 長	農業委員、クレイ ン農業協同組合、 富士北麓森林組合	農産物、林産物、農林業施設、農地及び 山林の被害
	環 境 美 化 センター班	環境美化セン ター所長	各施設管理者	ごみ処理、し尿処理施設の被害
都 市 基 盤 部	道路公園班	道路公園課長	富士吉田建設安全 協議会	道路、橋梁、河川等市の管理する公共 土木施設の被害
	建築班	建築営繕課長	山梨県建築士会	指定避難所施設等の応急危険度判定
	上下水道管 理班 上下水道工 務班	上下水道管理 課長 上下水道工務 課長	富士吉田市管工事 協会 民間協力会社	配水場等水道施設の被害 下水道施設の被害
市 立 病 院	病 院 班	管 理 課 長		病院施設の被害
教 育 委 員 会	学校教育班	学校教育課長	各学校長	小・中学校等教育関係施設の被害
	学 校 給 食 センター班	学 校 給 食 センター課長	各施設管理者	学校給食センター等の給食施設の被害
	生涯学習班	生涯学習課長		鐘山スポーツセンター等の社会体育施 設の被害
	図 書 館 班	図 書 館 長		図書館、市民会館の被害
	歴史文化班	歴史文化課長		歴史民俗博物館の被害

2 各地区の被害調査

各地区の被害状況は、調査班を編成して、消防団、自主防災会の協力を得て、調査に当たる。

3 郵便局との連携強化

市は、富士吉田郵便局ほか市内郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、当該郵便局が収集した被災状況等の情報を相互に情報交換し、市内及び市周辺の被災状況等を把握する。

資料編 ・災害発生時等における富士吉田と富士吉田市内郵便局の協力に関する協定（P31）

4 関係機関からの情報収集

市は、消防、警察、富士・東部建設事務所など関係機関と連絡を密にし、必要な情報を収集する。

5 県への応援要請

被害が甚大のため市において調査が不可能のとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

6 市防災会議構成機関における相互連絡

市防災会議構成機関はそれぞれ収集した被害状況等を、必要に応じて市と相互に連絡するもの

とする。

第3 情報のとりまとめ

各々が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、安全対策班長がとりまとめ、企画部長により本部長に報告する。

第4 災害情報の報告等

1 県等への報告

本部長は、企画部長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なとき、又は直接即報基準に該当する場合は、消防庁に直接報告するものとする。

〈県への報告先〉

名 称	電話番号	F A X 番号	衛星系無線番号	所 在 地
富士・東部地域県民センター	0554-45-7801	0554-45-7804	420-2020	都留市田原2-13-43
防災局防災危機管理課	055-223-1430	055-223-1429	200-2511	甲府市丸の内1-6-1

〈消防庁への報告先〉

区分 回線別	通常時 ※消防庁震災等応急室		夜間・休日等 ※消防庁宿直室
	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
N T T回線	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	048-500-7857	048-500-7782
	F A X	048-500-7537	048-500-7789

2 消防機関への通報殺到時の措置

市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するとともに、消防庁に対しても報告するものとする。

3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

4 被害報告の種別

県等に対する被害報告の種別は、次のとおりであり、報告系統図は、図のとおりである。

林業施設	市ほか	市ほか→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、河川砂防、ダム、都市建築、崖崩れ 下水道	各管理者	富士東部建設事務所 管理者→下水道事務所 →各主管課→道路管理課→治水課→防災危機管理課 ダム事務所
発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各管理者→防災危機管理課

〔火口周辺警報（レベル2）〕

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市・県警察本部・消防本部→県（防災危機管理課）→国（消防庁、関係省庁等） ↑ 直接即報基準
森林、道路、観光農業、砂防	市 富士・東部地域 県民センター	市・富士・東部地域県民センター→各主管課→防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各管理者→防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

（イ）第2配備態勢【噴火警報（レベル3）、震度5弱・強の地震の観測】

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市→地域県民センター→県（防災危機管理課）→国（消防庁、関係省庁等） ↑ 直接即報基準 県警察本部・消防本部→防災危機管理課
人、建物	市	市→富士東部保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
病院	各施設管理者	施設管理者→富士東部保健福祉事務所→医務課→福祉保健総務課→防災危機管理課
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者→富士東部保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
水道、清掃施設	市	市→富士東部保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課 市→富士東部林務環境事務所→環境整備課→防災危機管理課
農水産物	市	市→富士東部農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	市 富士東部農務事務所	市→富士東部農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林業施設	市 富士東部林務環境 事務所	市→富士東部林務環境事務所→各主管課→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、河川砂防、ダム、都市建築、崖崩れ 下水道	各管理者	管理者→富士東部建設事務所 →下水道事務所 →各主管課→道路管理課→治水課→防災危機管理課 →ダム事務所
発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各管理者→防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

〔噴火警報（警戒レベル3）〕

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市→地域県民センター→県（防災危機管理課）→国（消防庁、関係省庁等） ↑ 直接即報基準 県警察本部・消防本部→防災危機管理課
その他情報	市 各管理者等	市・各管理者等→地域県民センター→各主管課→防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各管理者→防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

(ウ) 第3配備態勢（災害対策本部設置）

被害区分	調査報告主体	報告ルート
被害状況	住民・自主防災会 事業者・管理者 市	住民等→市災害対策本部→地方連絡本部（地域県民センター）→県災害対策本部→国（消防庁、関係省庁等）

(エ) その他の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報告ルート
商工関係	商工会議所	商工会議所→商工総務課→防災危機管理課
文教施設	各管理者	市 →教育事務所→教・総務課→防災危機管理課 私学管理者 →私学文書課 →防災危機管理課 県立学校管理者 →教・総務課 →防災危機管理課
県有施設	各管理者	教育委員会関係 各管理者 →教・総務課 →防災危機管理課 企業局関係 各管理者 →企・総務課 →防災危機管理課 上記以外 各管理者 →管財課 →防災危機管理課

(2) 災害報告取扱要領に基づく被害報告

ア 様式

災害報告取扱要領に基づく被害報告は、次の様式によるものとし、報告にあたっての判定基準は、資料編に掲げる「被害程度の判定基準等」によるものとする。

(ア) 災害確定報告（様式第1号）

(イ) 災害中間年報（様式第2号）

(ウ) 災害年報（様式第3号）

資料編 ・「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式（様式第1号～様式第3号）（P94）
・被害程度の判定基準等（P97）

イ 被害状況等の報告

市は、把握した被害状況について必要な事項を県に報告するものとする。

ウ 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(イ) 市が災害対策本部を設置したもの

(ウ) 災害が当初は軽微であっても、2都県以上にまたがるもので、一の都県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(エ) 災害による被害に対して、国の特別財政援助を要するもの

(オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て、報告する必要があると認められ

るもの

エ 報告の種類、期日等

(ア) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は、次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	様式第1号	1部
災害中間年報	12月20日	様式第2号	1部
災害年報	4月30日	様式第3号	1部

(イ) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。

(ウ) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第5 報告項目の順位

災害の種類、規模等により異なるが、被害状況の報告項目のうち、おおむね人的被害及び住家の被害を優先的に報告するものとする。

ただし、この順位によることができないときは、判明したものから逐次報告するものとする。

第6 被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は資料編に掲げるとおりである。

資料編 ・被害程度の判定基準等 (P97)

第8節 自衛隊災害派遣要請計画

災害発生時及び災害による被害は発生していないが、まさに発生しようとしている状況において、人命及び財産の救援のため、必要かつやむを得ない場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

第1 自衛隊の派遣要請

自衛隊の要請は、原則として、次の要件を満たす場合に要請するものとする。

公 共 性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
緊 急 性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること。
非 代 替 性	他の機関では対処不能か、能力が十分でなく、自衛隊で対処する必要性があること。

第2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲はおおむね次による。

区 分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した方法により情報収集活動を行い、被害状況を把握
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索、救助
水防活動	堤防、護岸等決壊したときの土のう作成、運搬、積込等
消防活動	消防機関に協力（航空機等を含む。薬剤等は関係機関提供）
道水路啓開	道路若しくは水路の障害物等の啓開又は除去
応急医療、救護、防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫（薬剤等は関係機関提供）
緊急輸送	緊急患者、医師及び救助物資の緊急輸送
炊飯、給水	被災者に対する炊飯及び給水
救援物資の貸付、譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく被災者に対する救援物資の無償貸与又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	被害がまさに発生しようとしているときでやむを得ない事態であると認められる場合
その他	臨機の必要に対し、能力上対処可能なものについての所要の措置

第3 災害派遣要請依頼要領等

1 災害派遣要請の依頼

- (1) 市長は、市の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災対法第68条の2に基づき、知事に対し、要請をするよう求めることができる。

- (2) また、事態が急迫し、知事に依頼することができないときは、市長は、直接部隊（東部方面特科連隊）に通知するものとする。この場合は、市長は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

＜緊急時連絡先＞

部隊名	電話番号		F A X 番号	防災行政無線
	昼間	夜間		衛星系
陸上自衛隊東部方面特科連隊 (陸上自衛隊北富士駐屯地)	(0555) 84—3135 84—3136 (内線238)	(0555) 84—3135 〔内線280〕 又は302	(0555) 84—3135 84—3136 (内線353)	916—435

(3) 災害派遣の要請手続

部隊等の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにし、県総務部防災危機管理課へ提出するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

2 自衛隊の自主出動

自衛隊は、特に急を要し、要請権者からの要請を待ついとまがないと認められるときは、独自の判断によって出動することができる。

資料編 ・ 自衛隊災害派遣要請依頼書 (P100)

第4 災害派遣部隊の受入れ体制

1 他の機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の機関と競合重複することなく最も効率的に作業を分担できるよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資機材の準備

市長は、自衛隊の作業について先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、十分な資材を準備し、かつ、作業に関係のある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 自衛隊との連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊との連絡窓口を安全対策課に設置するものとする。

4 派遣部隊の受入れ

市長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備するものとする。

- (1) 本部事務室

- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さを有するものとする。）
- (4) 駐車場
- (5) 指揮連絡用ヘリコプター発着場
2方向に障害物のない広場（UH-1型 1機約50メートル×50メートル）

資料編 ・ 場外離着陸場一覧（P52）

第5 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に依頼する場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊長と協議して行う。

第6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- 3 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- 5 その他疑義のあるときは、自衛隊と市で協議するものとする。

第9節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画

災害の状況に応じ、県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県に対し消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動等を行うものとする。

第1 要請の範囲

市長は、次のいずれかの事項に該当し、航空機の活動を必要と判断する場合には、「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。

- 1 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 2 市の消防力のみでは防ぎよが著しく困難な場合
- 3 その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

第2 消防防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

消防防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に要請することができる。

公 共 性	災害等から住民の生命、財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊 急 性	差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
非 代 替 性	消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

2 緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりである。

(1) 災害応急対策活動

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合（地震の場合は、震度5弱以上で情報収集に出動）
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- エ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 火災防ぎよ活動

- ア 林野火災等において、消防防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合
- イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防ぎよ活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

- ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助

- イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
 - ウ その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合
- (4) 救急活動
- ア 「山梨県消防防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合
 - イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
 - ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合又は搬送時間の短縮を図る場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

第3 緊急運航の要請

市長は、消防防災航空隊に対して電話等により、次の事項を明らかにして速報後、消防防災航空隊出場要請書によりFAXで行うものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所及び災害の状況
- 3 災害発生現場の気象状態
- 4 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 5 災害現場の最高指揮官の職・氏名及び連絡手段
- 6 応援に要する資機材の品目及び数量
- 7 その他必要な事項

第4 受入れ体制

緊急運航を要請した場合、市は、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受け入れ体制を整えるものとする。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 空中消火基地の確保
- 4 その他必要な事項

資料編 ・ 場外離着陸場一覧 (P52)

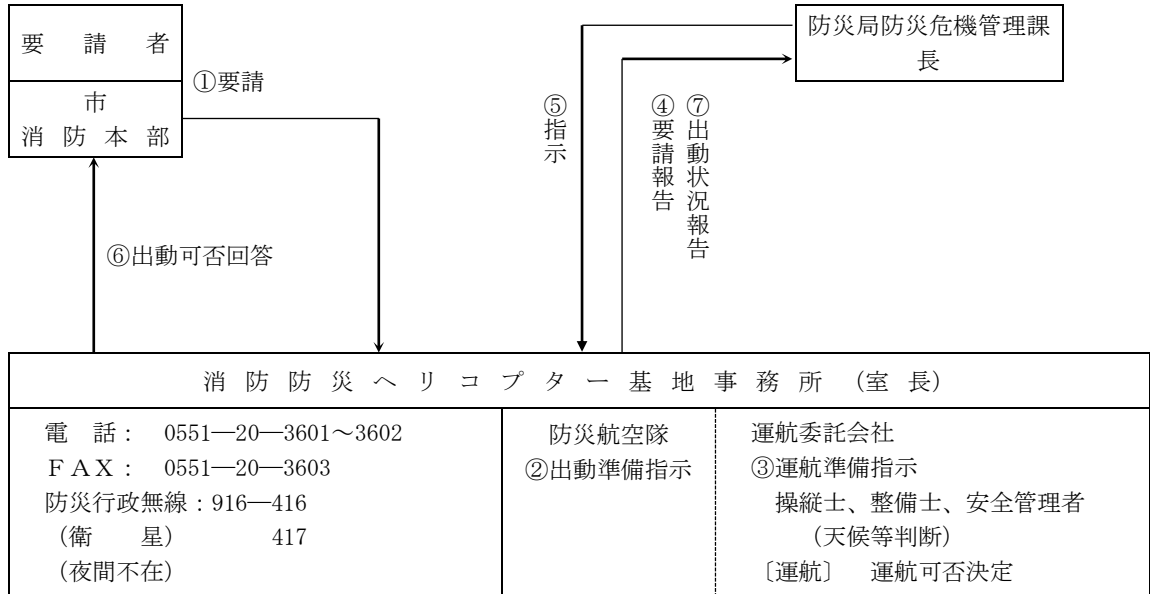
第5 経費負担

協定に基づき応援を要請した際に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

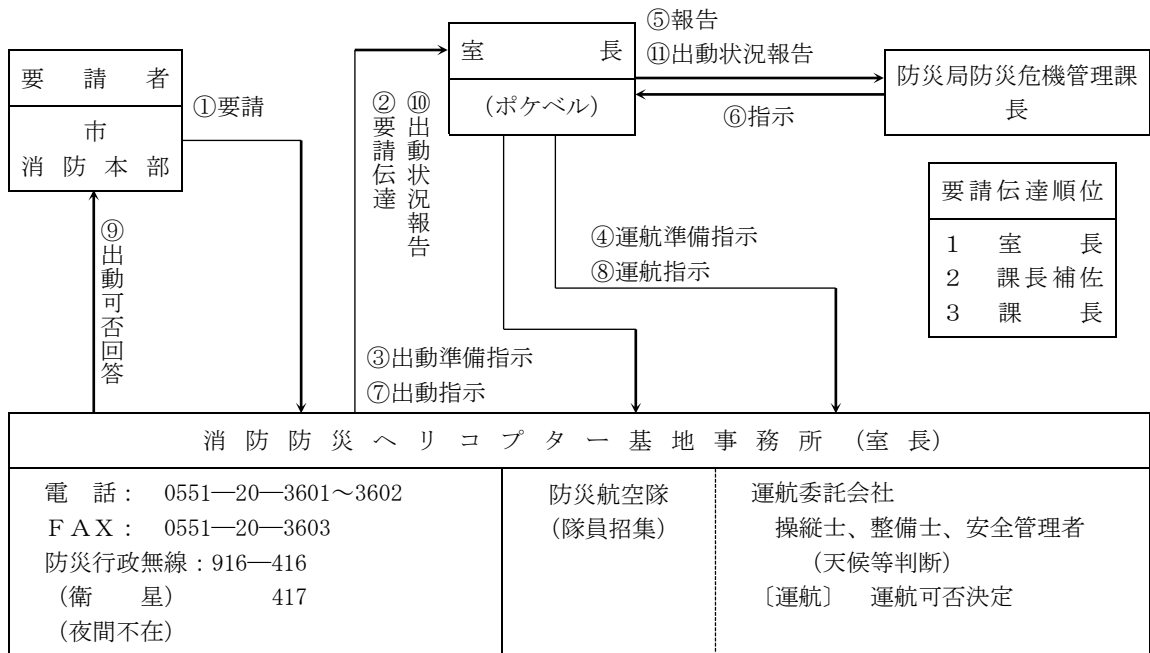
別表 1

緊急運航連絡系統図

1 緊急運航連絡系統図



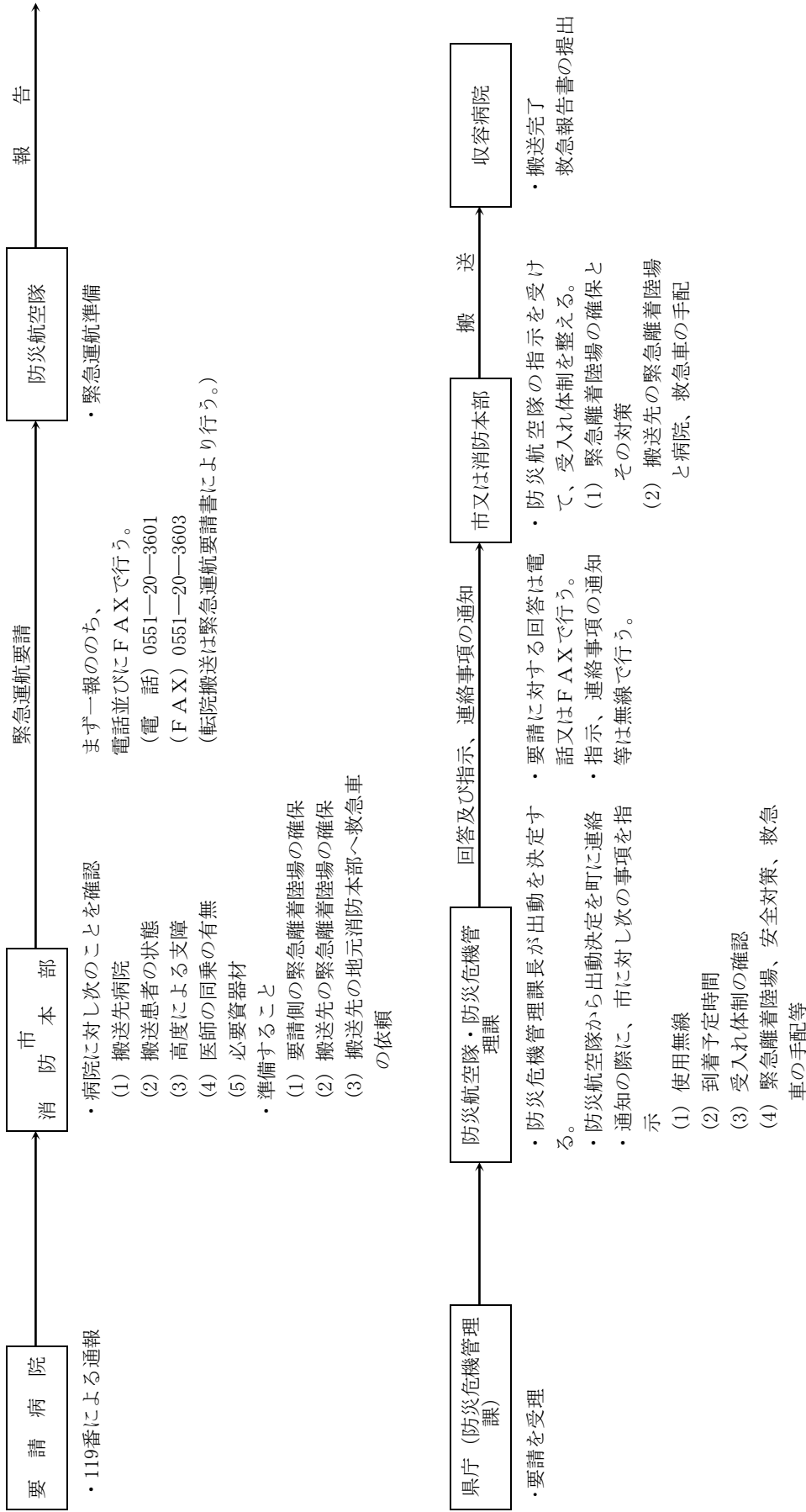
2 土・日・祝日緊急運航連絡系統図



(夜間の場合) 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望する場合は、災害等の状況を室長に連絡し、室長は関係者に連絡する。

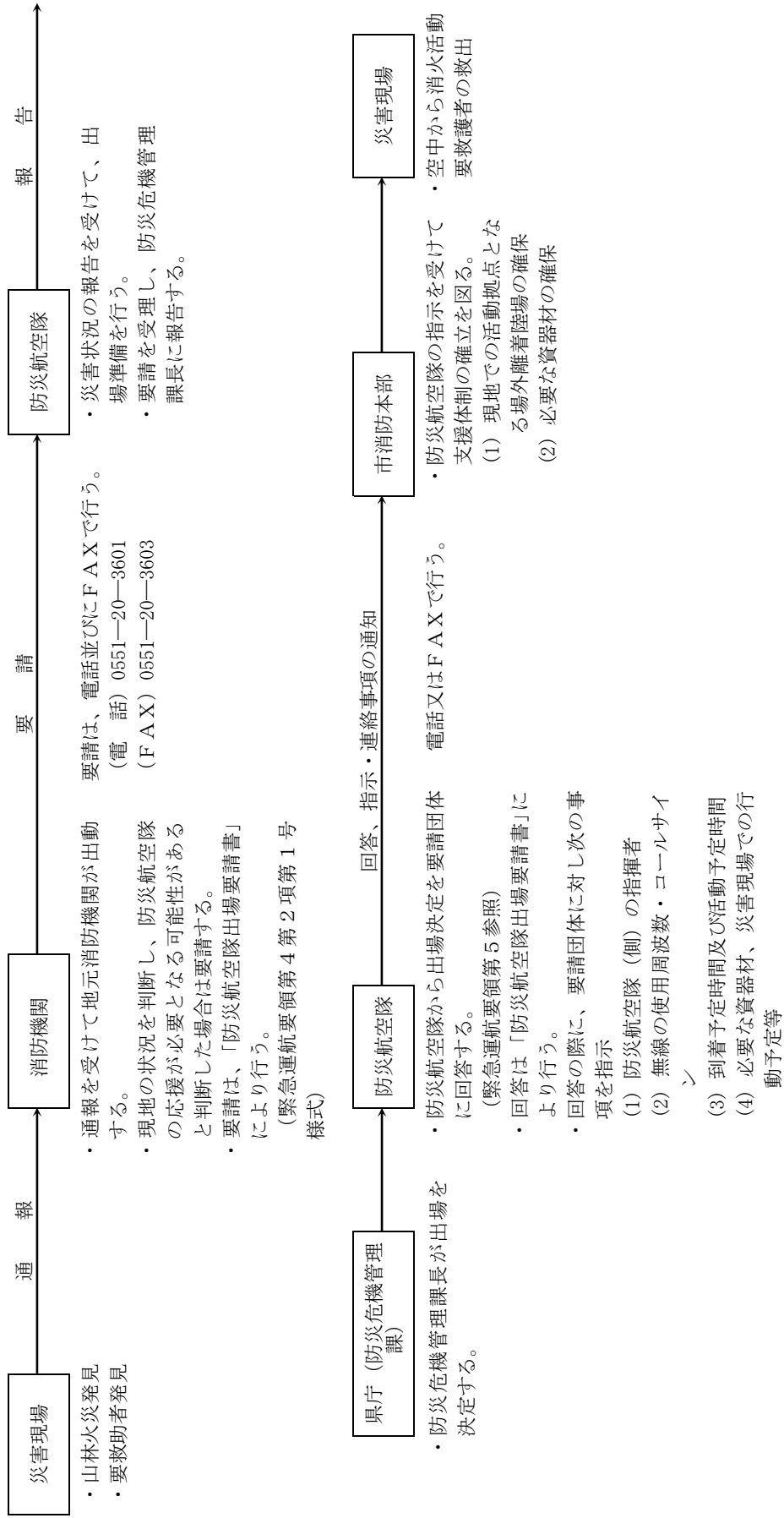
別表 2

救急搬送の流れ（転院搬送の場合） ※医師の同乗が必要



別表3

災害発生から応援出動までの流れ
(山林火災・人命救助の場合)



第10節 広報計画

災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を周知し、民心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。なお、平時から全ての住民に広報が伝達されるようその手法について検討に努めるものとする。

第1 実施機関

災害時の広報活動は、企画部において行う。ただし、災害の状況に応じて各部及び消防団その他の機関において実施する。また、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に関係機関への通報に努め、事後、企画部に報告する。

第2 広報の方法

市防災行政放送、CATV、エフエムふじごこ、広報車、電話等を通じ、また市ホームページ、インターネット（ヤフージャパン）、エリアメール、CATVデータ放送、Lアラート及び防災アプリ等により迅速に広報を行うものとする。また、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。

また、市は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口を設置し、人員の配置等体制の整備を図る。

資料編 ・ 市防災行政放送設置状況 (P41)

第3 広報資料の収集

災害情報の収集は、本章第6節「被害状況等報告計画」によるものとするが、災害対策本部は災害の状況に応じて取材班を編成し、取材等を行う。

災害現場写真等の資料は、関係部等が撮影したものを収集する。また、必要により、民間人、関係機関からの資料提供を受ける。

第4 広報内容

広報は、本部員班が、おおむね次の事項に重点をおいて行うものとする。

なお、広報を行うに当たっては、関係機関等の協力を得て、市防災行政放送、有線放送、広報車等により被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、障害者・高齢者等の要配慮者や外国人に対しても適切な広報に努めるものとする。

- (1) 災害時における住民の心構え
- (2) 避難の指示事項
- (3) 災害情報及び市の防災体制
- (4) 被害状況及び応急対策実施状況
- (5) 被災者に必要な生活情報
- (6) 一般住民に対する注意事項
- (7) その他必要な事項

第5 報道機関に対する放送要請

市長は、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続により、放送局に放送を要請できる。放送要請は、県を窓口として依頼することができる。ただし、県を通じて放送要請を求めるとまのないうときは、市長は直接放送局に対して放送要請を求めることができる。

資料編	・ 県と県内放送局との間の放送要請に関する協定先一覧 (P32)
	・ 放送局への放送要請様式 (P101)

第6 災害用伝言ダイヤル・伝言板の周知

災害発生時には、電話がつながりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル171」や「災害用伝言板」をNTTや携帯電話各局において開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市役所、避難所等への掲示等により、住民に周知を図るものとする。

第 1 1 節 災害救助法の適用計画

災害救助法が適用される場合の基準及び適用手続き等について定める。

第 1 基本方針

市における被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当すると見込まれる場合は、知事に対し、同法の適用を要請し、必要な救助を実施する。

災害発生後、迅速に災害救助法が適用され、救助活動が円滑に実施できるように、災害救助法の適用基準、救助の程度、方法、窓口について明確にし、併せて、担当職員に対して災害救助法の実務の詳細を研修等によって熟知を図る。

第 2 災害救助法の適用基準

災害救助法及び同法施行令の定めるところによるが、本市における適用基準はおおむね次のとおりである。

- 1 本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人 口	住家が滅失した世帯の数
50,000人以上100,000人未満	80世帯
30,000人以上50,000人未満	60世帯

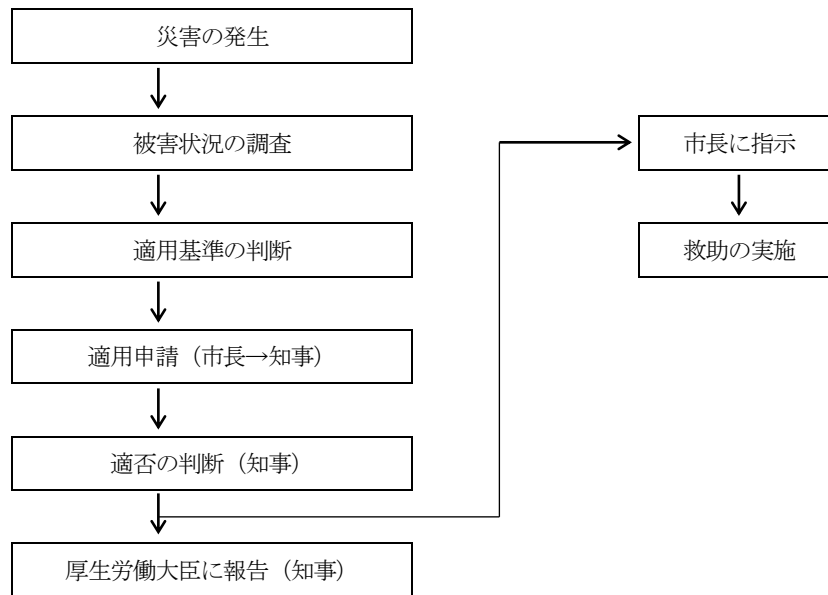
(注) 半焼、半壊等は滅失世帯の2分の1、床上浸水等は3分の1として換算する。

- 2 同一災害により県下に1,000世帯以上の滅失を生じた場合で、本市の住家の滅失した世帯数の数が、上記世帯の2分の1であること。
- 3 被害世帯数が1又は2の基準に達しないが、県下で被害世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- 4 市の被害が1、2又は3に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合
- 5 被害の判定基準
 - (1) 災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、資料に掲げるとおりとする。
 - (2) 各関係機関との緊密な連携のもと被害の判定を適正に行う。

資料編 ・被害程度の判定基準等 (P97)

第 3 災害救助法の適用手続き

- 1 市長は、災害救助法の適用の必要があると認めるときは、知事に対し、その旨要請するものとする。
- 2 知事は、市長の要請に基づき、必要があると認めるときは、災害救助法を適用する。
- 3 知事は、災害救助法を適用したときは、市長及び県各部局に指示するとともに、防災関係機関に通知し、内閣府に報告する。
- 4 災害救助法の適用申請フロー



- (1) 市長は、被害状況の結果に基づき、災害による被害が災害救助法適用基準に該当する場合、又は該当すると予測される場合は、知事に対して、災害救助法の適用を申請する。
- (2) 市長は、災害の規模が大きく住家の滅失の判定に時間を要すると判断するときは、被害の概況報告結果等により、災害救助法の適用見込みを報告する。

第4 災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、知事がこれを行う。

ただし、知事には、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

この場合、知事は市長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知するとともに、物資や土地の収用等に係る事務の一部を市長が行うこととした場合は直ちにその旨を公示する。

第5 役割分担

応急対策項目		担 当	分 担 内 容
1 災害救助法の適用	実施機関	知 事	法定受託事務として災害救助法による救助を行う。
		市 長	災害発生の都度、知事からの通知に基づき、救助を行う。
	経費の支弁、負担	県	救助に要する費用を負担弁償する。
		国	災害救助費が100万円以上となる場合、当該災害救助費の額に応じ負担する。
2 被害の判定	市	被害の判定を「被害程度の判定」により適正に行う。	
3 災害救助法の適用申請	市 長	知事に対して、災害救助法の適用を申請する。 住家滅失判定に時間を要する場合、被害の概況報告結果等により、災害救助法の適用見込みを報告する。 災害救助法が適用された場合は、各部長にその旨を通知する。	
4 救助の実施	市	災害救助法の範囲内で救助を実施する。	
5 救助活動の記録と報告	市	救助の実施状況を取りまとめ、市長に報告する。	
	市 長	本市の救助の実施状況を取りまとめ、知事に報告する。	

第6 災害救助法による救助の種類

- (1) 避難

- (2) 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理
- (3) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 救出
- (7) 障害物の除去
- (8) 死体の捜索、処理、埋葬
- (9) 学用品の給与
- (10) 輸送

資料編 ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表 (P19)

第7 災害救助法による救助

1 避難

災害救助法が適用された場合の避難所の開設については、同法とその運用方針によるものとし、その概要は、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表」に掲げるほか、次のとおりとする。

(1) 避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

(2) 避難所

学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

(3) 避難所開設の方法

ア 既存の建物を応急的に整備して使用するか、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借り上げ開設する。

イ 災害の状況により、市で処理が困難なときは、隣接市町村へ収容を委託する。

ウ 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

エ 避難所の開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、内閣府に協議し、その同意を得た上で最小限の期間を延長できる。

(4) 避難所開設のための費用

1人1日当たり360円以内

2 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

(1) 応急仮設住宅の供与

ア 応急仮設住宅供与の対象者

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流出した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

イ 応急仮設住宅の種類

(ア) 建設型仮設住宅

a 敷地

原則として、公用地を利用する。

- b 規模
地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。
- c 費用
設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり7,089,000円以内の額とする。
- d 着工期限
災害発生の日から20日以内に着工する。
- e 供与期間
2年以内とする。

(イ) 賃貸型仮設住宅

- a 規模
世帯の人数に応じて、建設型仮設住宅に準ずる。
- b 費用
家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。
- c 供与期間
2年以内とする。
- d その他
被災者や被災状況及び民間賃貸住宅の供給戸数を勘案し、建設型との供給の調整を行い、民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給を行う。

(2) 被災した住宅の応急修理

ア 応急修理の対象者等

基 準	費 用	応急修理の期間	修 理 の 規 模	備 考
・災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	1戸当たり 739千円以内	災害発生の日から3カ月以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分	現物をもって行う
半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	1世帯当たり 358千円以内			

(3) 民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の供給

被災者や被災状況及び民間賃貸住宅の供給戸数を勘案し、建設型との供給の調整を行い、民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給を行う。

① 応急仮設住宅供与の対象者

- a 住宅が全壊、全焼または流失した者
- b 居住する住家がない者
- c 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

② 供与期間

2ヵ年以内とする。

3 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 食品の給与

ア 給与を受ける者

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者

(ウ) その他滞留者等給付を必要と認められる者

イ 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

ウ 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最少限の期間を延長できる。

エ 費用

1人1日1,390円以内（主食費、副食費、燃料費、雑費）

(2) 飲料水の供給

ア 対象者

災害のために、現に飲料水を得ることができない者

イ 支出できる費用

給水及び浄水に必要な機械及び燃料費並びに薬品及び資材費のほか、水の購入費（真にやむを得ない場合）とし、当該地域における通常の実費

ウ 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内

4 生活必需品の給与又は貸与

(1) 給与（貸与）を受ける者

ア 全焼・全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者

イ 被服・寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者

ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額

（単位：円）

区 分	季 別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
全 壊 全 焼 流 失	夏（4月～9月）	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬（10月～3月）	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半 壊 半 焼 床 上 浸 水	夏（4月～9月）	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬（10月～3月）	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

5 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

イ 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

ウ 医療の範囲

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 費用の限度額

救 護 班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病 院 又 は 診 療 所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施 術 者	その地域における協定料金の額以内

オ 医療の期間

災害発生日から14日以内

(2) 助産

ア 助産の対象者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）

イ 助産の範囲

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前後の処置

(ウ) 必要な衛生材料の支給

ウ 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

エ 費用の限度額

(ア) 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費

(イ) 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

6 救出

(1) 救出を受ける者

ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

(3) 救出期間

災害発生日から3日以内

7 障害物の除去

(1) 対象

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。
- ウ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。
- エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

(2) 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備考
災害発生の日から10日以内	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当りの平均が143,900円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び人夫賃等

8 死体の搜索、処理、埋葬

(1) 死体の搜索

- ア 搜索を受ける者
行方不明の状態にあるもので、四囲の事情により既に死亡していると推定される者
- イ 搜索期間
災害発生の日から10日以内
- ウ 費用
搜索のための機械器具の借上費、修繕費及び燃料費等

(2) 死体の処理

- ア 処理を行う場合
災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの
- イ 処理の方法
救助の実施機関が現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。
- ウ 処理期間
災害発生の日から10日以内
- エ 死体処理に要する費用の限度

区分	限度条件
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり3,700円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は通常借上料 既存建物が利用できない場合、1体当たり5,900円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

(3) 死体の埋葬

- ア 死体の埋葬を行うとき
 - (ア) 災害時の混乱の際に死亡した者であること。
 - (イ) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

イ 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

ウ 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

エ 費用の限度額

大人 (12歳以上)	小人 (12歳未満)	備 考
1体当たり232,200円以内	1体当たり185,700円以内	棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸送費を含む。

9 学用品の給与

(1) 給与を受ける者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

(2) 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費 用 の 限 度 額
教科書・教材	災害発生の日から1カ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費（小学校児童及び中学校生徒） 正規の授業で使用する教材実費（高等学校等生徒）
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり5,500円以内 中学校生徒 1人当たり5,800円以内
通学用品	災害発生の日から15日以内	高等学校等生徒 1人当たり6,300円以内

10 輸送

(1) 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送については、次の範囲とする。

ア 被災者を避難させるため、市長及び警察官等避難指示者の指示による避難のための移送

イ 重傷患者及び救護班の仮設する診療所への患者の移送

ウ 飲料水の輸送及び飲料水確保のための必要な人員、機械、器具、資材の輸送

エ 被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用食料、薪炭、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医療品等の輸送

オ 死体捜索及び死体処理のための輸送

(2) 輸送の期間

輸送の期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間以内

救助の実施が認められる場合	そ の 期 間	備 考
被災者の避難	定めていないが1日ぐらい	
医療 助産	災害発生の日から14日以内 分べんした日から7日 //	
被災者救出 飲料水の供給	災害発生の日から3日 // // 7日 //	

物資の輸送配分	15日	(教科書以外の学用品)
	1箇月	(教科書)
	10日	(被服、寝具)
	7日	(食料、調味料)
	14日	(医薬品)
死体の捜索	10日	
死体の処理	10日	

(3) 輸送のための経費の限度額

輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

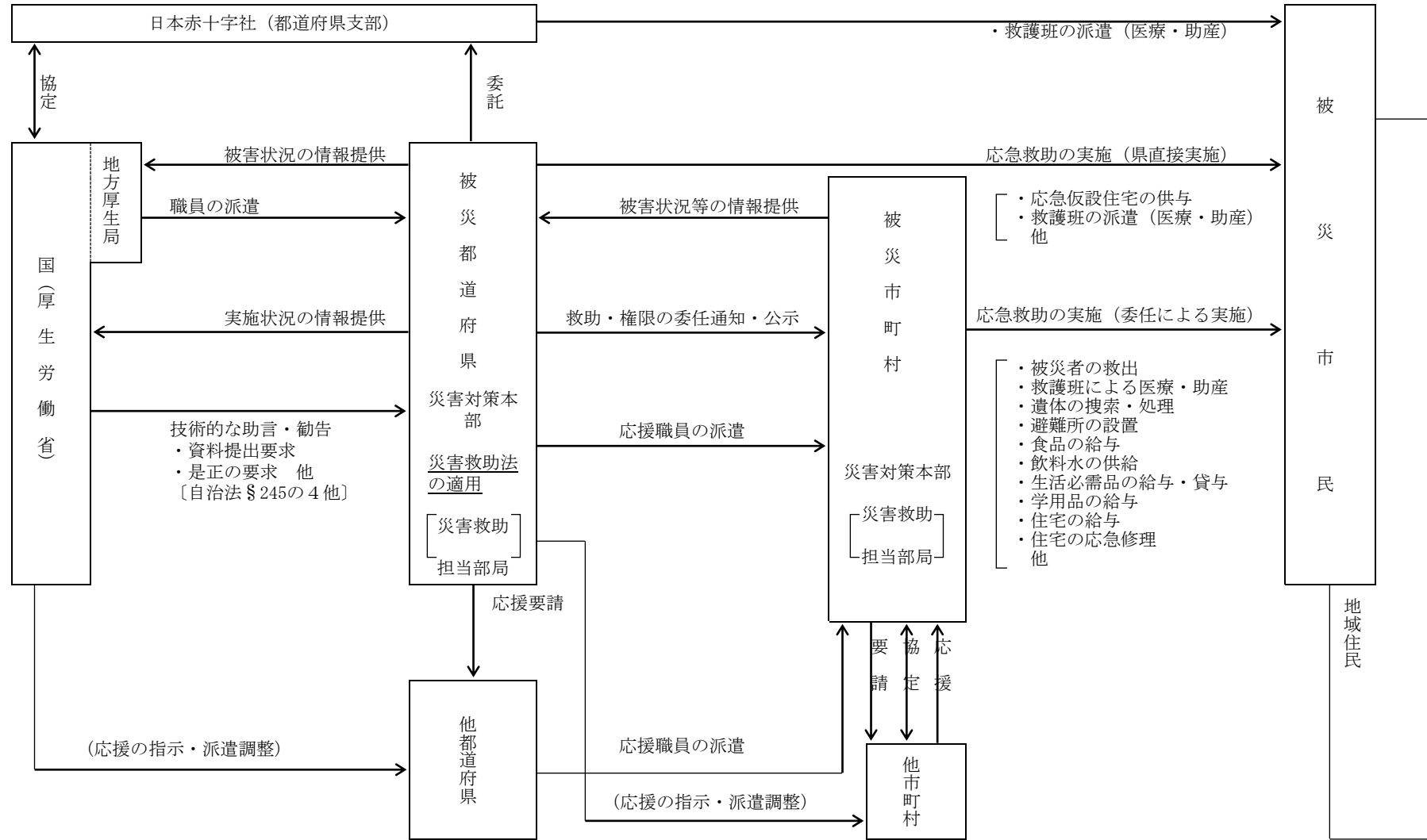
資料編 ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表 (P19)

第8 救助活動の記録と報告

- 1 所管する救助の実施状況を定められた書類、帳簿等に取りまとめ、市長に報告する。
- 2 市長は、救助の実施状況を取りまとめ、知事に報告する。

資料編 ・各種救助に係る様式 (P102)

第9 災害救助法による応急救助の実施概念図



第12節 避難計画

災害のため被害を受け、又は受けるおそれのある人の生命又は身体を保護するため、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

第1 避難計画の概要

- ・ 防災用具、非常持出品、食糧等の準備及び点検
- ・ 災害別地域別の指定緊急避難場所及び指定避難所の所在、名称、収容可能人員
- ・ 危険地域、危険施設物等の所在場所
- ・ 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- ・ 避難経路、誘導方法及び避難の際の携帯品の制限
- ・ 収容者の安全管理及び負傷者の救護方法
- ・ 障害者や高齢者など避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化（避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの策定、迅速な安否確認等）
- ・ 市町村・県の区域を越える避難の実施方法等

第2 避難所の選定基準等

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公共的施設等を対象に、その施設の管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において避難者の安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、事前に施設の利用方法等を関係者と調整を図るものとする。指定緊急避難場所は、国が示す災害に対して安全な構造を有する施設等であって災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。指定避難所は、速やかに被災者を受入れること及び安全な避難生活を送ること等が可能な構造又は設備を有し、概ね次に掲げる基準により、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所に有るものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることが出来るものとする。

○ 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を地震、洪水等の災害の種類ごとに緊急時の避難場所として市長が指定するもの。（複数の異常な現象の種類を対象に指定可能）

○ 指定避難所

被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するため、公共施設等のうち市長が指定するもの。

- ・指定避難所における被災者の1人当りの必要面積は、3.5 m²以上とする。
- ・指定避難所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。
- ・指定避難所は、がけ崩れや浸水などの危険のおそれがないところとする。
- ・指定避難所に利用する建物については、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難住民の安全に配慮された施設とする。
- ・指定避難所は、要避難住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所はできる限り避けて選定する。
- ・災害が発生した場合において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所として指定しておくこととする。特に要配慮者にたいして円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- ・市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、基幹コミュニティセンター等を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。
- ・市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- ・市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- ・市町村は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- ・市町村は福祉避難所の施設情報（施設の名称、場所、特定した受入対象者、収容可能人数、提供可能な支援内容、設備内容等）や避難方法について、ホームページ上に公開したり、福祉団体・福祉事業所・医療機関とも連携を図ったりするなど、要配慮者やその家族を含む地域住民に対し周知に努めるものとする。

第3 避難の指示

1 避難の実施責任者等

避難のための実施責任者等は、次のとおりとする。ただし、緊急の場合には消防職員、消防団員等関係職員が指示を行い得るよう、市長の権限の一部を代行させることができる。

実施責任者	災害の種類	要件	報告先	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	知事	災害対策基本法第60条第1項
知事	〃	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、市長が実施すべき措置の全部又は一部	市長	災害対策基本法第60条第6項

		を市長に代わって実施する。		
警 察 官	"	市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	市 長	災害対策基本法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合	公安委員会	警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員	洪水	洪水、雨水出水、津波又は高潮によって反乱による著しい危険が切迫していると認められるとき。	警 察 署 長	水防法第29条
	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	"	地すべり等防止法第25条
水防管理者（市長）	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	"	水防法第29条
自 衛 官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合	防衛大臣の指定する者	自衛隊法第94条

2 避難の指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の指示を行う。

明 示 事 項	(1) 避難対象地域
	(2) 避難先
	(3) 避難経路
	(4) 避難の指示の理由
	(5) その他必要な事項

3 避難の指示の伝達方法

- (1) 市長は、避難のための立退きを図るため万全を期し、避難場所、避難経路及び避難心得をあらかじめ住民に徹底させておくものとする。
- (2) 避難の指示は災害対策本部の広報活動によるが、指示を発したものは、自主防災会等の協力を得て、避難区域住民の周知の徹底に努めるものとする。

4 関係機関等への連絡

- (1) 知事への報告
避難の指示を行った場合には、速やかに知事に報告する。
- (2) 警察、消防機関等への連絡
住民への周知とともに、避難住民の誘導、整理等について協力を求める。
- (3) 施設管理者等への連絡
避難所として指定している学校等の施設管理者に対し、速やかに連絡し開設準備等を求める。

(4) 近隣市町村等への連絡

災害の状況により、住民が近隣市町村等へ避難する場合もあるため、近隣市町村等にその旨を連絡し、協力を求めることとする。

第4 警戒区域の設定

1 警戒区域と避難の指示の違い

避難の指示は、对人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は、地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に認められる場合に行う。

2 市長の措置

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その際は、すみやかに知事に報告する。

3 警察官、自衛官の措置

市長等が現場にいないとき、又は市長から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、市長の職権を代行することができる。代行を行った場合は、すみやかに市長に報告するとともに、市長はその旨を知事に報告する。

4 知事の措置

知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施しなければならない。

第5 避難実施・誘導體制の整備

1 避難基準の設定

市は、土砂災害警戒区域や浸水が予想される地域の住民に対する避難指示等を行う場合の基準を、降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報等により定める。

2 避難情報発令体制の確立

市は、県から必要な助言、支援を受け、気象警報、降水量、河川水位、その他各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合には、土砂災害警戒区域等の住民に避難情報を発令する体制の確立に努める。

避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】高齢者等避難	○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
【警戒レベル4】避難指示	○ 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から	○ 避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ち

	人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	に避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
【警戒レベル5】緊急安全確保	○ 災害が発生または切迫している状況	○ 命を守る最善の行動

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

※「切迫した状況」の具体的事象は次のとおりである。

- ア 洪水のおそれがあるとき。
- イ 土砂災害のおそれがあるとき。
- ウ なだれのおそれがあるとき。
- エ 工作物等の倒壊のおそれがあるとき。

＜避難に関する情報の発令に関し基準となるべき情報＞

避難情報	山地、河川、水路、内水等の状況
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いと予想される場合 ・近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）を発見したとき ・「大雨警報」が発表されたとき
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で浸水が拡大した場合 ・近隣で土砂災害前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等に亀裂やひび割れ）を発見したとき ・「土砂災害警戒情報」が発表されたとき ・近隣で浸水が床上に及んでいる場合 ・近隣で土砂災害が発生したとき ・近隣で土砂移動現象、重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生または切迫している場合で、市が災害発生を把握できた場合に可能な範囲で出される情報（※必ず出される情報ではない）

3 避難伝達手段の整備

市は、上記2に定める避難情報を確実に住民に周知させるため、市防災行政放送を中心とした通信伝達施設の整備を推進する。また、市職員による広報車による伝達、消防団、自主防災組織を活用した戸別伝達等多様な伝達手段の整備に努める。

4 避難誘導體制の確立

(1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

市及び消防本部は、富士吉田警察署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、平常時から、次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

＜避難誘導に関する留意事項＞

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地区ごとに事前に責任者を決定しておくこと。 ○ 地区の実態に応じて、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。 |
|---|

- 要配慮者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。

(2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア 要配慮者対策

市は、県と連携して、在宅の高齢者、障害者等の要配慮者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び民生委員等と連携を密に行うよう努める。

要配慮者の避難誘導については、家族、民生委員、消防団、自主防災組織等の協力を得て、まず身近な指定避難所等に避難誘導し、その避難所の「要配慮者専用スペース（福祉避難室）」に収容する。状況により福祉避難所へ移送する場合は、避難災害対策本部（福祉支援班）が主体となり移送体制を整える。

イ 帰宅困難者対策

市は、大規模風水害により列車が長期間停止した場合の、市指定避難所への避難者受入れを想定し、鉄道機関と事前に協議しておくものとする。

ウ 不特定多数の利用者がいる施設等の対策

市及び消防本部は、富士吉田警察署と連携して、ホテル、スーパー、市立病院等不特定多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第6 避難指示等の周知・誘導等

1 住民への周知・住民の措置

避難指示の実施は、住民に対し次の方法で迅速かつ確実に伝達する。特に障害者、高齢者等要配慮者や外国人に対しては、自主防災組織、消防団等の協力を得て、確実な伝達に努める。また、住民は、災害が発生し、延焼等により避難が必要と判断した場合には、直ちにガスやブレーカー等の火の始末や戸締まり等をした後、気象情報や市の行う広報等に注意しながら、避難誘導者の指示に従って学校等の指定避難所に避難するものとする。携帯品等は、円滑な避難行動に支障を来さない最小限度のものとする。

<避難指示の伝達方法>

- 市防災行政放送及び有線放送による放送
- サイレンの吹鳴、打鐘
- 消防団、自主防災組織による戸別伝達、拡声器、電話等による伝達
- 広報車による伝達

<避難に際しての注意事項>

- 火の元、危険物等の始末を完全に行い、電気ブレーカーを切って避難すること。
- 安全に避難することを第一の目的とし、過重な物品の携行はしないこと。
 - ⇒ 食料、水、タオル、ちり紙、最小限の着替え、肌着、懐中電灯、携帯ラジオ等
 - ⇒ 非常食などには、できるだけ水を必要としないレトルト食品や缶詰を用意
 - ⇒ できれば、身分証の類を携行すること。
- 服装は、動きやすいものとする。
 - ⇒ 軍手、丈夫な靴、長袖、長ズボン、帽子（できればヘルメット、防災頭巾）
 - ⇒ 必要に応じ防寒具、雨具

2 避難の誘導

(1) 住民等の誘導

避難の方法としては、消防団、自主防災組織の協力の下、できるだけ集団避難を行うものとする。自力で避難することが困難な者については、自主防災組織等による介助により安全かつ迅速な避難を行う。

対 象	担 当
市民	消防班、消防団、警察官、自主防災組織等 在宅の要配慮者は、地域住民の協力により行う。
教育施設、保育施設、福祉施設	施設管理者、教職員、施設職員等
事業所等	施設の防火管理者及び管理責任者等

(2) 帰宅困難者の誘導

市は、帰宅困難者の帰宅を支援するため、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。徒歩帰宅者に対しては、食料や水、休憩場所の提供を行う。

(3) 案内標識の設置

市は、避難所等を明示する案内標識を設置し、また夜間時には投光機を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう措置する。

3 避難終了後の確認措置

- (1) 避難の指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。
- (2) 避難の指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

第7 避難組織の整備

次の事項に留意して避難計画を作成するものとし、自主防災会等の単位ごとに避難組織の整備を図るものとする。

- 1 防災用具、非常持出品、食料等の準備又は点検
- 2 災害別、地域別の避難場所の所在、名称、収容可能人員
- 3 危険地域及び各種危険物施設等の所在場所
- 4 避難の指示を行う基準及び伝達方法

- 5 避難経路及び誘導方法
- 6 避難の際の携帯品の制限
- 7 収容者の安全管理
- 8 負傷者の救護方法
- 9 避難路及び避難場所の点検
- 10 避難に対する教育、広報
- 11 避難訓練の実施

第8 避難場所の定義等

1 定義

避難場所には、近所の組、班などの単位ごとに一時的に集まる場所を「一時集合場所」とする。

さらに、地域または自主防災組織ごとに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から円滑かつ迅速に逃れる「指定緊急避難場所」（災対法第49条4）と災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険性がなくなるまでに必要な間に滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる「指定避難所」（災対法第49条7）に分け、下表のと通りの定義とする。

区 分		定 義
避 難 場 所	一時集合場所	災害時に近所の班や組などの単位で最初に集合し、班（組）内の安否状況をお互いに確かめるため、予め申し合わせている集合場所
	指定緊急避難場所	地域または自主防災組織ごとに安全を確保し、避難に伴う不安や混乱を防ぎ、災害状況・安否等の確認など住民の避難誘導、情報伝達等ができる場所。 ・基幹コミセン、地区会館等の建物施設。 （※状況により指定避難所を兼ねる。） ・「神社境内」、「公園」の広場等の建物施設ではない場所。
	指定避難所	災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する施設であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための拠点ともなるものをいう。小中学校、高校等の施設をいう。 ※避難所を選定するに当たっては、次の点に留意する。 ○山崩れ・がけ崩れ等の危険が見込まれる避難地域は避ける。 ○建築物は、できるかぎり耐震・耐火性の高い建物を選定する。 ○避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、物資の運搬・集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮する。

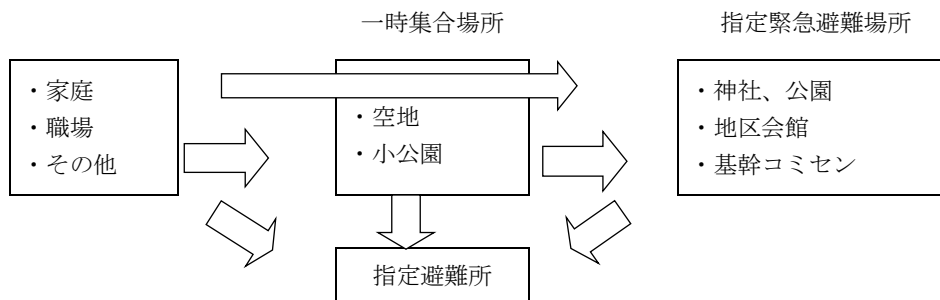
2 避難所の整備

- (1) 指定避難所における貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。特に、非常用電源の整備に当たっては、再生可能エネルギーの活用を図るものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

- (2) 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるとともに、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (4) 市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- (5) 市は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

3 避難方法

災害の状況に応じて、おおむね次のとおり避難場所へ避難する。



第9 避難所の開設及び運営

1 避難所の開設

- (1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、市は一時的に収容し保護するため避難所を開設する。
- (2) 避難所の開設にあたっては、市は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所は可能な限り当初から開設するように努めるものとする。

避難所を指定する場合は、当該施設管理者と管理運営方法等について事前に協議を行うものとする。特に学校を避難所に指定する場合は、教育委員会、学校長と施設の使用区分及び教員の役割等について事前に協議を行い、教育の再開に支障のないようにする。

不足する場合には、郵便局との協定又は相互応援協定に基づき避難所の提供を求めるものとする。

必要に応じ、家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取

扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分なスペースの確保、適切な避難所のレイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (3) 市長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。

市は特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

- (4) 市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

- (5) 市町村は、在宅避難者等が発生する場合や避難所のみで避難者等を受け入れることが困難な場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

- (6) 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

- (7) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物を同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

資料編 ・ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧 (P77)

・ 災害発生時等における富士吉田と富士吉田市内郵便局の協力に関する協定 (P31)

2 自主避難への対応

市民から自主避難したい旨の申し出があった場合、市は、地区避難所の施設を提供する。

3 避難所の管理運営

(1) 避難所への職員派遣

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちにそれぞれの避難所に避難所担当職員を派遣し駐在させ、施設管理者及び避難者と協力して避難所の管理運営にあたる。

(2) 避難所担当職員の責務

避難所担当職員は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の実態把握と保護にあたる。

なお、避難所の運営においては、避難所運営にあたっての指針に基づく避難所運営マニュアルを参考に、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに避難者のプライバシーの保護等に配慮する。また、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等

の要配慮者等のニーズの把握、これらの者への情報提供等にも配慮する。

指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わずして安心して使用できる場所へ設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に考慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を務めるものとする。

(3) 避難者等による自主運営の推進

市は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災会等の組織化を図り、自主的な運営管理が行われるように努めるものとする。

(4) 避難所の感染症対策

避難所内において感染症が蔓延しないように必要な対策を行うものとする。

(5) 避難所開設の報告

避難所派遣職員は、避難所を開設したときは、災害対策本部に報告を行う。市は、県に対し、避難所開設の報告を行う。

<避難所開設の報告事項>

- 避難所開設の日時及び場所
- 箇所数及び収容人数
- 開設予定期間

資料編 ・ 避難所運営にあたっての指針 (P81)

第10 福祉避難所の開設

福祉避難所の開設は、まず、指定避難所の「要配慮者専用スペース（福祉避難室）」を開設するとともに、災害対策本部（福祉支援班）により、民間の老人福祉施設や障害者施設などの協定福祉避難所や市営福祉施設の開設について調整を行う。また、状況により、病院、専門施設等への緊急入院などへの受け入れ体制の調整もあわせて実施する。

第11 防火対象物等の避難対策

学校、病院等多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建物の管理者は、これらの者の避難を必要と認めた場合は、人の生命、身体の安全を第一義とし必要な処置をとらなければならない。特に、学校における避難は、次の事項に留意するものとする。

- 1 台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休校、一斉早退、教職員の引率による集団登下校等状況を的確に判断し、連絡網により保護者へ連絡する等学校長は、適切な処置を行うものとする。
- 2 地すべり、豪雨による土砂流出等児童生徒の登下校途次に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて学校長は必要な処置をとるものとする。
- 3 危急の場合、やむを得ず校舎内に退避させる場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれのある場所を避けるとともに、できるだけ分散隊形をとるようにするものとする。

なお、この場合、各集団に必ず教職員を配置するものとする。

第12 帰宅困難者、滞留者の保護

高速道路、鉄道等の交通機関の不通により、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、旅行者等の滞留者に対し、市は、交通機関の管理者等と連携し、各種支援を行う。

1 安全確保と情報提供

交通機関の管理者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所へ誘導し、安全を確保する。

また、交通機関の管理者等は、市、警察署等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報提供を行う。

2 施設等の提供

市は、滞留期間が長期に及ぶ見通しのとき、又は危険が予想されるときは、交通機関の管理者等と連携し、最寄りの避難所等に滞留者を誘導する。

第13 他地域からの避難者の受け入れ

市は、他地域からの避難者の受け入れについて、市営住宅等を活用し避難者の受け入れに努めるものとする。

第14 広域避難

○市は、災害が発生する恐れがある場合において、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、本市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、県内の他の市町村への受け入れについて山梨県地域防災計画に基づき、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

○市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

○国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

○政府本部、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

○国及び地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

第15 広域一時滞在

(1) 実施・受け入れ体制の整備等

災害発生に伴い、市町村や県の区域を越えた被災住民の避難に対する県及び市町村の対応は、山梨県地域防災計画第3章第11節1「避難対策 (6)市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ」によるものとし、このために必要な市町村長及び知事が行う協議等の手続きは次によるものとする。

なお、市長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に

備え、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結及び市の避難計画において、被災住民の移送方法等について検討を行うなど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受け入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。

(2) 県内広域一時滞在

① 協議元（被災した場合）としての対応

ア 協議の実施

災害発生により、被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（県内広域一時滞在）の必要があると認めるときは、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受け入れについて、協議を行うことができる。なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

(災害対策基本法第86条の8第1項及び第86条の12第1項)

イ 知事への報告

アの協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

(災害対策基本法第86条の8第2項)

ウ 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受け入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

(災害対策基本法第86条の8第6項)

エ 県内広域一時滞在の終了

広域一時滞在中の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

(災害対策基本法第86条の8第7項)

② 協議先（被災していない場合）としての対応

ア 協議の実施

協議元市町村長又は知事より、①ア又は(5)①の規定に伴い協議を受けたときは、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

(災害対策基本法第86条の8第3項及び第86条の12第1項)

イ 受け入れ決定の通知等

受け入れの決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に係る機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の8第4項及び第5項)

ウ 県内広域一時滞在中の終了

協議元市町村長より県内広域一時滞在中の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速

やかに、その旨を被災住民への支援に係る機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の8第8項)

③ 知事の助言

知事は、市町村長より求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

(災害対策基本法第86条の12第1項)

(3) 県外広域一時滞在

① 協議元（被災した場合）市長及び知事の対応

ア 知事に対する協議及び要求等

災害発生により、被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認める市町村長（協議元市町村長）は、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事（協議先知事）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。

(災害対策基本法第86条の9第1項)

イ 知事による当該他の都道府県知事との協議

協議元市町村長よりアの要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。

(災害対策基本法第86条の9第2項及び第86条の12第2項)

ウ 受け入れ決定の通知等

知事は、協議先知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに災害発生市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の9第9項)

エ 協議内容の公示及び通知

知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の9第10項)

オ 県外広域一時滞子の終了

県外広域一時滞子の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に係る機関等に通知する。また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の9第11項及び12項)

(4) 県外市町村からの避難住民の受け入れ

① 知事の対応

ア 知事と市町村長の協議

知事は、他の都道府県知事（協議元知事）から被災住民の受け入れについて協議を受けたときは、関係市町村長と協議を行う。

(災害対策基本法第86条の9第4項)

イ 協議元知事への通知

知事は、協議を受けた市町村から受け入れの決定の報告を受けたときは、速やかに、協議元

知事に通知する。

(災害対策基本法第86条の9第8項)

ウ 広域一時滞在の終了

知事は、協議元知事より広域一時滞在の必要が無くなった旨の通知を受けた際は、速やかに、協議先市町村長に通知する。

(災害対策基本法第86条の9第13項)

② 知事から協議を受けた市町村長の対応

ア 被災住民の受け入れ

協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

(災害対策基本法第86条の9第5項)

イ 受け入れ決定の通知等

被災住民を受け入れる施設を決定したときは、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

(災害対策基本法第86条の9第6項及び7項)

ウ 広域一時滞在の終了

知事より広域一時滞在の必要が無くなった旨の通知を受けたときは、速やかに、被災住民への支援に関する機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の9第14項)

第13節 要配慮者対策計画

災害時において、要配慮者及び要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）について以下の対策を推進する。

第1 高齢者・障害者等の要配慮者対策

1 要配慮者の生活支援などを行う人材の育成

- (1) 平常時より、福祉関係部局を中心とし、関係機関と連携して、要配慮者の避難支援業務を実施する。
- (2) 小地域単位での住民参加型防災学習会を開催するものとする。
- (3) 自主防災組織等において災害時に障害者などの救援を担う人材の育成を図る。
- (4) 地域ぐるみの災害時の要配慮者支援体制の確立を図るものとする。
- (5) 多数の住民が参加して行う地域防災マップづくりや、支援員が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立

市は、関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により福祉関係部局、防災関係部局が主導して自主防災組織その他避難支援の実施に携わる関係者と避難行動要支援者に関する情報を共有するものとする。

この場合、情報の提供を受ける関係者等に対し、漏洩防止に関し必要な管理等について十分説明するとともに、情報の取扱いについて研修を行う等の措置を講ずるものとする。

なお、市は平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。この名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映されるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(1) 名簿の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとする。

●在宅で次の要件に該当する者

- ア 身体障害者手帳1～2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く。）
- イ 療育手帳A判定を所持する知的障害者
- ウ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- エ 市の生活支援を受けている難病患者
- オ 要介護認定3～5を受けている者
- カ 上記以外で、市長が支援の必要を認めた者

(2) 名簿情報

名簿には、次に掲げる事項を記載する。

- ア 氏名

- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 個別避難計画の作成

市は、関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(4) 避難支援等関係者

災害の発生に備え、個人情報の提供に同意した者の名簿（以下「同意者名簿」という。）を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿（以下「全体名簿」という。）情報及び個別避難計画情報を提供する。

- ア 各自主防災組織
- イ 民生委員児童委員
- ウ 富士吉田市消防本部
- エ 富士吉田警察署
- オ その他市長が定める者

(5) 名簿に掲載する個人情報の入手

市は、名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約し、入手する。

また、必要に応じて、県等に情報の提供を求めることとする。

(6) 名簿及び個別避難計画情報の更新及び差替え

市は、名簿及び個別避難計画情報について、原則として年1回以上更新し、同意者名簿の差替えは年1回行うこととする。更新は、新たに市に転入した避難行動要支援者に該当する者や、新たに要介護認定などで該当となった者を追加するとともに、死亡や転出等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更や社会福祉施設への長期間の入所等により確認された者を削除し、掲載情報が修正された者がいないかを再確認する。

(7) 名簿情報及び個別避難計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

市は、名簿情報及び個別避難計画情報の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずることとする。

- ア 名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- イ 避難支援等関係者に対し、同意者名簿及び避難計画情報の管理上の情報セキュリティに関する指導等を十分に行う。
- ウ 名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。
- エ 名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を扱う者を限定するよう指導する。
- オ 名簿の複製は、原則禁止とするが、平時における避難支援計画等を策定する上で必要の範囲において、自主防災組織の役員、各自治会の組長、防災リーダー等に対し、各団体の規則等を優先する中で、同意者名簿を複製し、管理させることができることとする。

(8) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次のとおり配慮する。

- ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、必要な情報を一人ひとりに的確に伝達する。
- イ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで伝達する。
- ウ 日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、避難行動要支援者に合わせた多様な情報伝達手段を活用する。

(9) 避難支援等関係者の安全確保

各地域において、避難の必要性や名簿の意義等を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保にも理解を得られるよう、平常時より説明を行う。

避難支援等関係者にあつては、避難行動要支援者への支援に際し、自身の生命が危険にさらされることのないよう、地域内でのルール作りを促進する。

(10) 情報伝達体制の構築

直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。

(11) 避難支援の仕組みづくり

市長の判断で出す「高齢者等避難」発令時に、要配慮者を先行して早期に避難させる仕組みづくりを構築するものとする。

(12) 地区防災計画との整合性

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者の居住する地区において、地区防災計画が定められている場合は地域全体の避難が円滑に行われるよう、両計画の整理を行い、整合性が図られるようにするものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるようにするものとする。

(13) 計画外の避難行動要支援者への配慮

市は、名簿及び個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

3 介護が必要な要配慮者のための福祉避難所の確保

- (1) 災害種別ごとの福祉避難所を指定するものとする。
- (2) 災害時に福祉避難所ごとの支援要員等の確保に努めるものとする。
- (3) 民間の福祉支援施設等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。

4 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

市は、おおむね65歳以上の一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯等で、緊急時に家族等が対応できない住民を対象に、緊急通報用機器とペンダントの設置を行い、緊急の事態が発生した場合の救援活動を行うサービスを行っている。

このサービスを地震災害等緊急時の対策に有効活用するとともに、自主防災組織等の協力が得られるよう、平常時から連携に努め、今後も、このシステムの整備を図るものとする。

5 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

- (1) 市は、在宅高齢者や障害者等に対し地域の防災訓練等への積極的な参加を呼び掛け、要配慮者支援マニュアル等を活用し災害に対する基礎的知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、啓発資料の作成に当たっては、点字資料の作成など障害者への啓発に十分配慮する。

- (2) 訓練等を通じて地域の自主防災組織が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障害者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努めるものとする。

6 応急仮設住宅

市は、応急仮設住宅への収容に当たっては、優先的入居など高齢者や身体障害者等の要配慮者に十分配慮するとともに、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

また、高齢者・障害者向けの福祉仮設住宅の設置等に努める。

第2 要配慮者の安全確保、安否確認

1 安全確保

福祉支援班は、災害初期の応急措置として、自主防災組織、民生委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等に要請し、各要配慮者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。

2 安否確認

市は、発生時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等ができるように努める。

福祉支援班は、自主防災組織、民生委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等の協力を得て、要配慮者の安否確認を行う。

- 自主防災組織の調査に基づく報告
- 民生委員の調査に基づく報告
- 福祉関係団体等の調査に基づく報告
- 避難者名簿に基づく報告
- 保健所その他関係機関の調査に基づく報告

資料編 ・ 避難行動要支援者利用施設一覧 (P82)

第3 避難所の要配慮者に対する応急支援

福祉支援班は、避難所の要配慮者への支援ニーズを把握し、次のような支援を行う。

ケアサービスリストの作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な介護・介助要員の種別、人数 ○ 必要な介助用具の種別、数量
必要な設備等の確保・設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 踏み板等の設置による段差の解消 ○ 簡易ベッド ○ パーティション（間仕切り） ○ 車椅子、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等
要配慮者専用スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少人数部屋への割り当て ○ 冷暖房、トイレ等への配慮
生活支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適温食と高齢者に配慮した食事の供給 ○ ホームヘルパー等の派遣、介護
広報支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 掲示板の設置、手話通訳の派遣 ○ ボランティアによる個別情報伝達

第4 福祉避難所等の確保、要配慮者の移送

1 福祉避難所等の確保

災害対策本部（福祉支援班）は、必要と認めるときは、協定等福祉避難所へ要配慮者用の福祉避難所の開設と受け入れを要請する。

上記施設のみでは不足するときは、県、隣接市町村及び社会福祉協議会と協議し、必要な福祉避難所の確保に努めるものとする。

2 福祉避難所等への移送

福祉支援班は、福祉避難所等が確保されたときは、関係機関への要請やボランティア等の協力を得て、速やかに要配慮者を移送する。この際、要配慮者の家族も、必要に応じて福祉避難所へ避難させることができる。

第5 要配慮者への各種支援

福祉支援班は、富士・東部地区医療救護対策本部、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、在宅や避難所等の要配慮者に対し、次のような支援を行う。

- 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康診断等
- ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活相談支援
- ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援
- チラシ、点字等による障害者向けの広報活動等

第14節 食料供給計画

災害の発生によって食料の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者及び災害応急業務の従事者に対する食料の確保と炊き出し、その他食品の提供は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が市長の補助を得て行うものとするが、知事から実施を通知された場合には市長が行う。

第2 災害時における食料の供給基準

1 炊き出しの対象者

- (1) 避難所に収容した者
- (2) 住家が災害のため全壊又は滅失し、炊事の方途のない者
- (3) 救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

2 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて弁当、乾パン、パン、麺類、缶詰、インスタント食品等とするものとする。

3 供給の数量

被災者等に対して供給する災害救助用米穀の基準は、1食当たり玄米200g（精米180g）とし、乾パンについては、115gを1食分とする。乳幼児用粉ミルクについては、乳児1日あたり145g（29g×5回）、幼児1日あたり52g（26g×2回）とする。

第3 食料の供給計画

1 事前措置

市は、食料の供給計画の策定にあたっては、地震編第1章第2節「被害想定」による避難者数を参考とする等、あらゆる被害を考慮して必要数量等を把握し、計画的に備蓄を推進するとともに栄養にも配慮することとする。また、不足した場合に備え、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努める。

2 米穀の確保

- (1) 被災者等に対して供給の必要があると認めた場合は、知事に対し応急用米穀の必要数量を通知し、知事又は知事の指定する者より購入するものとする。
- (2) 各自主防災組織においては、災害発生を想定して、常時自主防災組織の人口に相応した自主的な「非常米」の備蓄米を確保しておくものとする。
- (3) 市内の米穀販売業者は、非常災害に備えて、いつでも市の要請に基づいて、備蓄米の配給を行うものとする。

- (4) 協定締結市町村に必要量の米穀の供給を依頼する。
- (5) 災害救助法適用の場合については、災害時における食料の緊急引渡し手続きに基づき、市長は知事の指示により政府米指定倉庫に対し、引渡し要請を行い、直接引渡しを受けるものとする。

この場合、引渡しを受けた場所からの輸送は、市長が行うものとする。

資料編 ・ 災害時における相互援助に関する協定書等一覧及び協定書（P29）

3 災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の緊急引渡要領

知事と農林水産省総合食料局長とはあらかじめ「災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定」を締結している。災害救助法が適用された場合、農林水産省総合食料局長は、知事からの通知を受けて延納売却を行うものとする。

市長は、通信等の途絶のため知事の指定を受けることができない場合、関東農政局甲府地域センターに対し、所定の文書をもって緊急引渡しの要請を行い、現品を受領するものとする。

このほか、引渡し処理等の方法については、「災害時における食料供給対策実施要領」によるものとする。

4 弁当、乾パン及びパンの確保

- (1) 被災者への食料供給は、状況により弁当、パン等の供給が適当と判断した場合は、市の備蓄品を放出し、不足する場合は、市内の仕出し業者、食料販売業者、製パン業者、富士吉田商工会議所等に協力を要請し、弁当及びパンを確保する。

資料編 ・ 食料等備蓄の状況（P84）

- (2) 災害救助法が適用になった場合は、知事に申請し、炊出しに至るまでの応急用として、政府保有の乾パンの引渡しを受けるものとする。

5 副食、調味料等の確保

副食、調味料等については、市内の食料販売業者及び富士吉田商工会議所等に協力を要請し、確保するものとする。また、状況により協定締結市町村から必要な副食等の供給を依頼する。

6 調達時には次のことに留意する。

- (ア) 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して調製粉乳など、また寒い時期には温かなものなど）。
- (イ) 特定の食料を受け付けないアレルギー性疾患等の患者に配慮する。
- (ウ) 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

第4 食料集積所の確保

県及び他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援食料等は、災害物資供給担当の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、食料の衛生管理に万全を期するものとする。

<救援食料・調達食料集積所>

名 称	所 在 地	電話番号
鐘山スポーツセンター	富士吉田市上吉田東9-4-18	0555-24-3633

第5 炊き出しの実施

1 炊き出し場所

炊き出しのための施設は、学校給食センター、避難所となる施設の調理室を使用する。また、状況により各避難所で炊き出しを実施する。

2 炊き出し従事者

炊き出しの従事者は、避難所担当職員によるほか、日赤奉仕団、ボランティア、自主防災組織等の協力を得るものとする。

3 その他炊き出しの方法

- (1) 自主防災倉庫、市備蓄倉庫の調理器具等を活用する。
- (2) 不足する調理器具、燃料、食材等は業者等の協力を得て確保する。
- (3) 調達・炊き出し等には次のことに留意する。

ア 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して調製粉乳など、また寒い時期には温かなものなど）。

イ 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能に食品を調達する。

資料編 ・ 食料等備蓄の状況 (P84) ・ 市備蓄倉庫一覧 (P83)

第6 住民による備蓄の推進

大規模災害が発生した場合は、発生直後の食料確保は困難が予想されることから、住民に対し家族構成に応じた食料の備蓄を行うよう広報を実施する。

第15節 給水計画

災害のため飲料水が、枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、給水資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が市長の補助を得て行うが、知事から実施を通知された場合は市長が行うものとする。

第2 給水活動

上・下水道班は、原則として避難所等に給水所を設置し、被災者への給水を行う。

給水所では、避難所派遣職員、消防団、自主防災組織等の協力をえて、市民が自ら持参した容器により給水を行う。容器が不足するときは、給水袋等を用意し、使用する。

1 給水需要の調査

上・下水道班は、災害により給水機能が停止したときは、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、応急給水の需要を把握する。

2 給水活動の準備

上・下水道班は、給水需要に基づき備蓄品だけでは不足すると判断するときは、次のように給水活動の準備を行う。

<給水活動の準備事項>

活動計画作成	○ 給水方法 ○ 人員配置	○ 給水量 ○ 広報の内容・方法	○ 資機材の準備 ○ 水質検査等
給水目標 (1人1日当たり)	○ 飲料水の確保が困難なとき		3ℓ (飲料水)
	○ 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき		14ℓ (飲料水+雑用水)
資機材等の確保	○ 保有する車両及び資機材を使用する。 ○ 不足するときは業者から調達する。		
応援要請	市単独で飲料水の確保、給水活動等が困難なときは、富士東部保健所に応援を要請する。		

3 給水方法

災害により水道水の使用不能の場合には、上・下水道班は次により給水活動を実施する。

(1) 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬は、応援機関の協力をえて、水源地や近隣の水道から給水タンク車、給水容器等を使用して行う。

広域的な断水の場合は、給水車等により、給水基地から給水拠点への運搬給水を原則とするが、要配慮者等への優先的給水や断水が長期化した場合の必要水量の増加に応じて巡回給水を実施する。

給水拠点は、次のとおりとする。

- ア 災害対策本部が指定する小・中学校等の一時収容施設（避難所）
 - イ 災害対策本部が指定する医療機関
 - ウ その他災害対策本部が指定する場所（福祉施設等）
- (2) 井戸の活用
- 民間井戸等が利用できるときは、所有者に協力を要請し、使用する。
- なお、井戸は状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であり、飲料水として不適切なときは、生活用水として利用する。
- (3) 仮配水管等の設置
- 水道施設の復旧に長期間を要するときは、状況により仮配水管等の設置を行う。
- (4) 応援協定に基づく緊急調達
- 必要量の飲料水が確保できない場合は、災害時における自治体間における協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達し、被災者に供給する。
- (5) 民間事業者への要請
- 飲料水製造事業所など市内にある民間事業所から調達し、供給できるよう協力を要請し、供給する。
- (6) 給水時には次のことに留意する。
- ア 給水の優先順位
- 給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。
- イ 要配慮者への配慮
- 一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。
- ウ 衛生確保
- 給水用具等は、清潔に保ち不衛生にならないように水質維持に十分注意する。

4 必要給水量

給水は、1人1日3リットルを確保するものとする。

5 応急給水用資機材等の確保

給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。

給水車及び応急給水用資機材は、市保有のものを活用して応急給水を行うものとするが、不足する場合には、市内業者あるいは協定締結市町村から必要な応急給水用資機材等を確保する。

6 応急給水用車両及び機器材等の現状

応急給水用車両及び機器材等については、資料編に掲げるとおりである。

<p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における相互援助に関する協定書等一覧及び協定書（P29） ・指定避難所にある受水槽一覧（P86） ・配水施設一覧（P87） ・応急給水車両及び機器材等の現況（P90）

第3 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化すると

ともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期するものとする。

1 運搬給水の水質

運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄、消毒を行うものとする。

2 応急復旧後の検査

配水管の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行うものとする。

第4 広報の実施

1 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、市防災行政放送、広報車、市ホームページ、CATV等により断水状況、復旧見込み、また水質についての注意事項等の広報を行う。

2 応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、上記の断水時の広報と同様の方法により給水場所・時間、給水方法等について被災地の住民に周知を図る。

3 平時における広報

住宅の風呂の汲み置きを奨励する。

第5 住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内での必要量の飲料水・ポリ容器等の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置を行うよう、広報紙等を通じて広報を行う。

第6 被害状況調査及び応急措置

被害状況調査を必要とするところは、次のとおりとし、必要な措置を行う。

1 被害状況の点検・調査

- (1) 庁舎、配水場等施設機能の点検・調査
- (2) 取水・導水・浄水・配水施設、電気設備、監視制御設備等の点検及び被害状況の調査、把握
- (3) 送水管、配水管幹線の被害状況の調査、把握
- (4) 病院、避難所、防災関係機関等の状況及び水道施設被害の把握

2 応急措置

- (1) 漏水、薬品漏洩、施設損壊等による二次災害防止のための応急措置
- (2) 原水の確保及び配水池等の保有水量の確保

第7 応急復旧

災害発生後、断水地区に対する初期の給水は、各家庭等の貯溜水の有効利用及び運搬給水によるが、極力管路の復旧を早め運搬給水から管路による応急給水に移行する。

1 取水、浄水、配水施設の復旧

取水、浄水、配水等主要施設の機能停止は、断減水期間長期化など市民生活に直接的な影響を与えるとともに、総合的な災害復旧に影響を及ぼすこととなるため、応急復旧は、最優先で実施する。

- (1) 一部の取水、配水系統が損壊した場合は、断水区域の縮小を図り、断水区域に対して応急

給水を実施するとともに、損壊箇所の復旧に全力をあげる。

(2) 施設の大規模損壊の場合は、各工程の代替手段を検討し、早期復旧に努める。

2 管路復旧

(1) 配水管等が損壊し、出水による浸水、道路陥没等の被害が発生、又は発生の恐れがある場合は、配水を一時制限又は停止の措置を取るものとし、広範囲にわたる長時間の断水が生じたときは、応急給水の措置をとる。

(2) 大規模災害等による同時多発的な管路被害の場合は、随時、配水系統の切り替え等を実施し、影響範囲を限定化するとともに、主要幹線、医療機関等重要施設への復旧を優先し、本復旧に時間を要する場合には、仮配管工事を実施する。

(3) 復旧の状況に応じ、消火栓、仮配管等からの仮設給水栓（共用栓）の設置等、市民への応急給水の負担軽減措置を実施する。

(4) 応急復旧と本復旧は、できるだけ重複しないよう行うこととし、本復旧に当たっては、単に原形復旧のみでなく、耐震性に優れた管種・継手等を採用するなど、機能強化も考慮して実施する。

(5) 通水時においては、水質検査の実施等、衛生管理に留意する。

(6) 配水管の通水前は、家屋内等の漏水による被害を防ぐため、原則として第1止水栓は全閉して行う。

第8 応援要請

災害の発生に伴い、応急給水、応急復旧作業を進めるにあたって、外部公共機関、近県及び県内の水道事業者等並びに富士吉田市管工事協会等の応援を必要とするときは、必要な情報を要請先に連絡し、応援手段について協議するものとする。

資料編 ・ 災害時の水道施設等の応急対策業務に関する協定書（富士吉田市管工事協会）（P29）
--

第16節 生活必需物資供給計画

災害により、住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を失い、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して、一時の急場をしのぐ程度の生活必需品の給（貸）付を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品、燃料その他の物資の供給は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が市長の協力を得て行うが、知事から実施を通知された場合は市長が行うものとする。

第2 実施方法

1 給（貸）与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

2 給（貸）与対象品目

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 被服（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、かさ等）
- (5) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固形燃料等）

3 必要物資の把握

市は、被災者が必要とする生活必需物資の品目・数量を、各避難所ごとの避難所管理職員が自主防災組織、ボランティア等の協力を得て速やかに把握し、市民生活対策部市民班に報告する。

4 生活必需品等の確保

(1) 市内業者等からの調達

市は、富士吉田商工会議所等に協力を依頼して、市内業者等から必要な生活必需品を調達する。

(2) 応援協定に基づく調達

上記(1)によるのみでは必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合は、協定締結市町村に必要な生活必需物資の供給を依頼する。

また、小売業者等との「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」等に基づき、必

要量の確保に努める。また、必要に応じて新たな協定締結にも努める。

(3) 県への応援要請

大規模な災害等により他市町村からの供給が困難、あるいは時間がかかる場合等には、県にあっせんを要請する。

(4) 調達時は次のことに留意する。

ア 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。

イ 季節や被災者の年齢に配慮した物資を調達する。

ウ 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

資料編 ・ 災害時における相互援助に関する協定書等一覧及び協定書（P29）

5 販売業者への指導

生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、販売業者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

第3 救援物資集積所の確保

県及び他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を次のとおり食料の集積所と同様の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援物資等は、災害物資供給管理班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

<救援食料・調達食料集積所>

名 称	所 在 地	電話番号
看護専門学校体育館	富士吉田市上吉田5606番地18	0555-24-8787

第4 災害救助法の適用に至らない場合の給与

災害救助法の適用に至らない災害により被害を受けた被災者に対しては、次の規定により生活必需品の給与又は見舞金等の支給を行う。

(1) 「富士吉田市災害弔慰金の支給等に関する条例」及び「富士吉田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」

(2) 「山梨県小災害内規」

資料編 ・ 富士吉田市災害弔慰金の支給等に関する条例（P14）
・ 富士吉田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（P17）

第 17 節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第 1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、市長が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資器材について応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行い、知事から仮設住宅の設置委任を受けた場合は、市長は直ちにその設置にあたる。

第 2 実施方法

1 供与及び修理の対象者

(1) 応急仮設住宅を供与する被災者

- ア 住家が全焼、全壊又は流失した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者
 - (ア) 特定の資産のない失業者
 - (イ) 特定の資産のないひとり親家族
 - (ウ) 特定の資産のない老人、病弱者、身体障害者
 - (エ) 特定の資産のない勤労者
 - (オ) 特定の資産のない小企業者
 - (カ) アからオまでに準ずる者

(2) 応急修理を受ける者

- ア 災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- イ 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者

2 設置場所の選定

応急仮設住宅の建設場所を次のとおり選定する。

資料編 ・ 応急仮設住宅建設予定地 (P87)

なお、この場合の選定基準は、次のとおりである。

- (1) 飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所
- (2) 交通の便、学校教育の便を考慮した場所
- (3) 被災者の生業の見通しが立つ場所
- (4) がけ崩れ等の二次災害のおそれがない場所

3 建設資機材及び業者の確保

- (1) 市は、木材業者、富士吉田建設業協会及び各種建築業協会と協力して、仮設住宅の設置又

は応急修理を行うものとする。

- (2) 富士吉田建設業協会及び各種建築業協会は、市長から出役要請を受けた組合長からの指示を受けて、作業にあたるものとする。
- (3) 資材、人員等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。
- (4) 応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様については高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。

4 入居者の選考

入居者の選考は都市政策班で行う。選考にあたっては、障害者や高齢者等の要配慮者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、公平な選考に努める。

5 応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分を実施する。

6 集会所の設置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置したときは、居住者の集会等に利用するための施設を必要に応じ設置することができる。

7 公営住宅の確保

都市政策班は、住宅を失った被災者に対し、市営住宅の空き家の確保、供給に努める。

8 管理及び処分

- (1) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- (2) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第18節 医療助産計画

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

第1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へ医療の実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行うが、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事から救助実施内容と実施期間を通知された市長が行うものとする。

第2 救護班の編成

1 医療の万全を期するため、大規模災害時と局地災害時に分けて以下のとおり編成する。

(大規模災害時)

地震等の大規模災害においては、「山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアル」に基づき、関係する機関（山梨県等）に対して、救護班の派遣を要請する。災害拠点病院である富士吉田市立病院においては、主に患者受入を行うため、救護班編成が困難な場合も想定できるので、他の医療機関による救護班の編成を早期に要請する。

(局地災害時)

初期段階においては、災害時派遣医療チーム（DMAT）を編成・派遣する。被災規模によっては関係する機関（山梨県等）に対して、救護班の派遣を要請するとともに、下記の救護班を編成する。

救 護 班 の 編 成	市立病院医師、看護師、コメディカル、事務 市保健師、日赤奉仕団
-------------	------------------------------------

- 2 富士吉田医師会、富士東部保健所、消防本部等との緊密な連携を図るものとする。
- 3 患者搬送入院等救護活動の緊急性に鑑み、平素主旨を徹底し、編成準備しておくものとする。
- 4 救護班が到着するまでに急迫した事態があり、早急に医療を施さなければならない場合は、患者を最寄りの診療機関に移送し、その協力を得て医療を実施する。

第3 医療救護所の設置

1 市は、次に掲げる中から適当と思われる施設に医療救護所を設置し、傷病者の応急措置や治療に当たる。なお、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

(1) 避難所となる学校等

※大規模災害時においては、4箇所（避難所となる中学校）に医師・看護師を関係する機関（山梨県等）の協力を得る中で、優先して配置する。

(2) 災害現場に近い公民館、集会所等公共施設

(3) 一般診療所

2 市は、医療救護所の設置及び運営に当たり、次の点に留意する。

(1) 設置基準

- ア 医療施設の収容能力を超える多数の傷病者が一度に発生したとき。
- イ 医療施設が多数被災し、医療施設が不足すると判断したとき。
- ウ 時間の経過とともに、傷病者が増加するおそれがあると見込まれるとき。
- エ 災害救助法が適用されるおそれがある災害が発生したとき。
- オ 被災地と医療機関との距離あるいは搬送能力により、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要なとき。

(2) 設置数及び設置場所

広域に被害が生じている場合は、特に以下の点に留意して設置場所を決定する。設置数の目安としては、傷病者の発生見込み数を勘案して、1日当たり50～100人の傷病者の応急措置が可能な範囲内で配置数を決定する。

設置場所については、以下の事項を勘案して決定する。

- ア 特に被害の甚大な地域
- イ 傷病者が多数見込まれる地域
- ウ 医療施設の稼働率の低い地域
- エ 傷病者が集まりやすい場所
- オ 二次災害を受けにくい場所
- カ 医療救護班を派遣しやすい場所（医師、看護師等が集合しやすい場所）
- キ ライフラインの確保しやすい場所
- ク トリアージや応急措置が実施できる十分な広さの確保できる場所
- ケ 搬送体制、情報連絡体制の確保しやすい場所

(3) 医療救護所の役割

- ア 傷病者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- イ 軽症患者の受入れ及び処置
- ウ 中等症患者及び重症患者の災害拠点病院等への搬送手配

第4 医療救護班

1 医療救護班の要請

医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められる場合又は予想される場合その他必要に応じて、富士・東部地区医療救護対策本部長に対し、派遣場所、必要とする班数等を明示して医療救護班の派遣を要請する。

富士・東部地区医療救護対策本部の設置場所及び連絡先は、次のとおりである。

設置場所	所在地	電話番号	FAX番号	無線番号
富士東部保健所	富士吉田市上吉田1-2-5	(0555) 24-9035	(0555) 24-9037	地上系：430-3050 衛星系：019-430-3050

2 応急医療救護業務

災害時の医療救護班、歯科医療救護班の応急医療救護業務は次のとおりである。

- (1) 医療救護班
 - ア 傷病者の応急処置
 - イ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）
 - ウ 軽傷患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
 - エ 助産救護
 - オ 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力
- (2) 歯科医療救護班
 - ア 歯科医療を必要とする傷病者の応急処置及び衛生指導
 - イ 軽傷患者や転送困難な患者等の治療
 - ウ 検視・検案に際しての協力

第5 応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄

非常災害時において、医療救護活動のために必要とする医薬品及び医療資機材は、指定卸売業者へ調達を協力要請し、迅速かつ効率的に調達を図る。

即時調達可能な品目、数量とは別に、品目が相当数必要な場合は、その都度依頼することにより、物資の確保及び調達が可能である

第6 医療機関の医療救護体制

医療機関は、被災傷病者等の受入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班及び医療スタッフの派遣を行う。

1 災害拠点病院等

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、県は、災害拠点病院及び災害支援病院を指定している。富士吉田市立病院は災害拠点病院に指定されている。災害拠点病院は、災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等の受入れ及び広域搬送、医療救護班の派遣（大規模災害時は除く）及び地域の他の医療機関への応急用医療資器材の提供を行い、災害支援病院は、災害拠点病院の機能の支援を行うものとする。

資料編 ・ 医療機関一覧（P4）

2 応急医療救護活動

県災害対策本部の設置、震度6弱以上の地震の発生など大規模災害発生時には、別図に掲げる体制をとり、応急医療救護活動及び後方医療救護活動を行うものとする。

3 医療機関救護業務

災害時の医療救護班、歯科医療救護班の応急医療救護業務は次のとおりである。

- (1) 被害情報の収集及び伝達
- (2) 応需情報（診療可能状況）の報告
- (3) 傷病者の検査及びトリアージ
- (4) 重症患者の後方医療機関への搬送
- (5) 傷病者の処置及び治療
- (6) 助産救護
- (7) 医療救護班、医療スタッフの派遣
- (8) 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

4 特殊医療活動

医療救護活動においては、透析医療、挫滅症候群への対応、難病患者への対応、周産期医療、小児医療等の各分野について、関係機関の密接な連携に基づき円滑な救護活動の実施に努める。

5 歯科医療活動

市は、歯科医師会、歯科医療機関の協力を得て、救護所において、又は巡回診療によって歯科医療救護活動を行う。

(1) 情報の収集・提供

診療可能な歯科医療機関の情報、口腔保健センターの稼働状況を把握し、被災者及び関係機関へ積極的に診療情報を提供する。

(2) 診療体制の確保

必要に応じて、歯科医療救護班、巡回歯科診断車の派遣を要請するほか、輸送機関等の協力を得て集団診療を実施する。

(3) 歯科保健対策

歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等の協力を得て、避難所又は被災地における歯科保健相談、指導等を実施する。

6 精神保健医療活動

精神科救護活動は、大規模災害後に予想される次に掲げる事項等の対応が必要となるため、富士地区医療救護対策本部（富士東部保健所）に精神科救護班の派遣を要請し、精神保健医療対策を行う。

(1) 治療中断した被災患者への診療機会の提供

(2) 被災体験及びその後の避難所生活等のストレスによって事例化（心的外傷後ストレス症候群＝PTSD）してきたケースへの対応

(3) 入院病床の確保及び患者の搬送手段並びに夜間対応

7 地域保健活動

市本部は、被災状況や避難所の医療ニーズに応じて、各保健医療救護活動を行う各チームの派遣要請を、地区保健医療救護対策本部を通して県保健医療救護対策本部に要請する。

(1) 歯科医師会救護班

山梨県歯科医師会や日本歯科医師会から派遣される歯科医師等により構成する。救護所及び避難所等における歯科医療活動や避難所等における口腔ケア指導等を行う。

(2) 薬剤師チーム

山梨県薬剤師会や日本薬剤師から派遣される薬剤師等により構成する。救護所及び避難所等における調剤や服薬に関する支援・指導、医薬品の集積所となる災害拠点病院や救護所における医薬品の管理及び確保支援を行う。

(3) 災害支援ナース

日本看護協会や山梨県看護協会から派遣される看護師等により構成する。救護所及び避難所等における看護活動や疾病予防など、心と体に関する健康管理を行う。

(4) 保健師チーム

県保健事務所や本庁各課の保健師や各都道府県、保健所設置市の自治体職員で構成する。避難所等における健康相談や感染予防対策等の健康支援活動を行う。

(5) 管理栄養士チーム

本庁各課の管理栄養士等や山梨県栄養士会、日本栄養士会から派遣される管理栄養士等により構成する。

避難所等における栄養相談や食事に配慮の必要な被災者に対する配食支援、特定給食施設等の状況把握と支援を行う。

(6) 災害時リハビリテーション支援チーム（JRAT）

山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会から派遣される医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員により構成する。避難所等における高齢者などの要配慮者を対象としたリハビリテーション支援を行う。

第7 被災傷病者等の搬送体制の確保

1 緊急搬送の対象

- (1) 緊急搬送を必要とする被災傷病者
- (2) 被災地へ搬送する医療救護班（医療資器材、医薬品、食料等を含む。）
- (3) 医療救護のために必要な医薬品等

2 搬送体制

上記1の搬送の場合には、最も効率的かつ実現性の高い搬送手段、搬送経路を選択し行うものとする。

(1) 搬送手段

- ア 救急車
- イ 庁用車両
- ウ 自家用車両
- エ ドクターヘリ

資料編	・各搬送主体における搬送手段の例（P52）
-----	-----------------------

(2) 搬送経路

「山梨県大規模災害時保健医療救護マニュアル」によるものとする。

(3) 搬送体制の整備

災害発生時に傷病者等を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

搬送体制整備上の留意事項

- 情報連絡体制……傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
- 医療内容等の把握……あらかじめ市内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、およその搬送順位を決定しておく。
- 搬送経路確保体制……災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保に係わる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、富士吉田警察署からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

第8 災害医療情報等の収集・提供等

1 災害医療情報等の収集

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において次の情報の収集に努める。

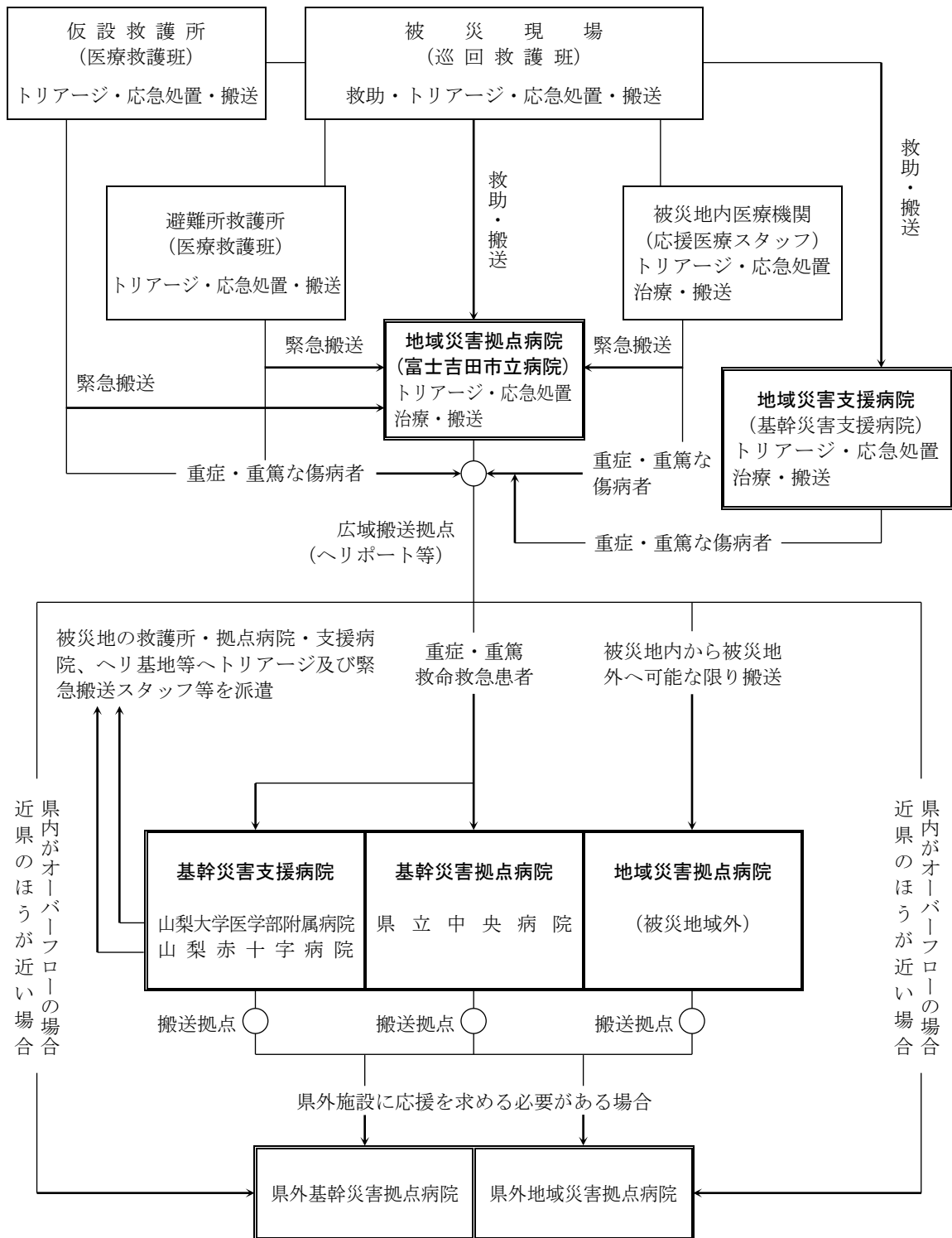
- (1) 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- (2) 死傷病者の発生状況
- (3) 住民の避難状況（場所、人数等）
- (4) 医療機関の被害、診療・収容能力
- (5) 医薬品卸売業者、指定薬局等の被災状況、供給能力
- (6) 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- (7) 出動可能な医療救護班の数、配置
- (8) 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- (9) 周辺市町村の状況
- (10) 医療機関の医薬品の受給状況
- (11) 医療機関における受診状況
- (12) 活動医療救護班等の派遣機関、派遣先、派遣班数、巡回診療の状況
- (13) 避難所等の生活、保健、医療情報

2 災害医療情報の提供

- (1) 市は、次の医療情報を住民に提供するよう努めるものとする。なお、情報提供は、市防災放送、広報車、市ホームページ、CATV、防災アプリ、掲示板への掲示等によるものとする。
 - ア 診療可能な医療機関の情報
名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、診療機能に関する制約等
 - イ 医療救護所等に関する情報等
医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回医療救護班の活動地域・診療時間、健康診断・保健指導窓口の開設日時、歯科医療救護班や精神科救護所の開設場所・診療時間帯等
- (2) 市は医療機関等から次の情報を収集し、家族等からの照会に対し、回答に努める。
 - ア 被災入院患者の氏名
 - イ 搬送患者の転送先、入院患者の転院先・退院先
 - ウ 診療機能に関する情報全般

別図

被災現場側から見た応急医療救護体制



第19節 防疫計画

災害の発生地における防疫応急対策を迅速かつ的確に実施し、感染症の発生及びまん延等による被害の軽減並びに防止を図り、発生後は速やかに諸手続を行い、事態の收拾に万全を期するものとする。

第1 実施責任者

被災地における防疫は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。

第2 防疫活動

1 市における措置

市の防疫活動は、被災地の状況を勘案しながら市民生活部を中心に防疫組織を設け、防疫対策の企画、推進にあたるものとする。その活動にあつては、富士東部保健所との緊密な連携のもと、迅速な防疫活動を実施する。避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。

2 感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

感染症予防法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとする。実施に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「感染症予防法施行規則」という。）第14条に定めるところに従って行うものとする。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症予防法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、感染症予防法施行規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

(3) 物件に係る措置

感染症予防法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施に当たっては感染症予防法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

(4) 生活の用に供される水の供給

感染症予防法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

4 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。市は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、自主防災会等の協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

5 広報等の実施

市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、市防災行政無線・有線放送による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

6 その他

感染症予防法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。

第3 防疫用資器材及び薬剤

1 防疫用資器材及び薬剤の調達

災害初期の防疫活動では、業者からの調達や市が保有する薬剤・資器材を利用する。

なお、散布については、状況に応じて市民や自主防災会等の協力を得て行うものとする。

2 応援協定等に基づく緊急調達

市内等で必要な防疫用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達するか、又は県に調達のあっせんを要請する。

資料編 ・ 災害時相互応援協定一覧（P29）

第20節 廃棄物処理対策計画

災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正かつ迅速に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図る。

災害発生時は、富士吉田市災害廃棄物処理計画に基づき、次の考え方により災害廃棄物を処理する。

- ・災害廃棄物の処理にあたっては、撤去段階から積極的に分別を行い、それぞれの特性に応じて適切に処理するとともに、再資源化が可能なものは極力再資源化し、最終処分量の削減等に努める。
- ・早期に復旧・復興を果たすため、可能な限り速やかに、最長でも3年（水害の場合は2年）で災害廃棄物の処理を終えることとする。

第1 実施主体

ごみ及びし尿の処理は市長が行うものとするが、被害甚大で市区域内で処理不可能の場合は、県に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を要請する。

第2 廃棄物の収集、運搬処理

1 ごみ処理

- (1) 被災地におけるごみ処理対策は、被害状況を十分掌握する中で、委託業者に協力要請を行うとともに、必要に応じて市職員が行う。本市のごみ収集運搬車両は、資料編に掲げる。
- (2) ごみ処理は、環境美化センターごみ処理施設において処理するものとするが、輸送道路の状況や処理施設の運転稼動状況等から判断し、必要に応じて環境衛生上支障のない場所を選び埋立て処理又は焼却処理を行う。
- (3) ごみを本来の施設以外の場所で処理する場合は、県の指示により処理する。

2 し尿処理

- (1) 被災地における浸水家屋の便槽、浄化槽等のし尿を衛生的かつ迅速に処理するため、収集許可業者に協力を要請し、当該被災地に配置する。さらに、汲み取り作業の障害物除去作業等必要な場合は、これを迅速に処理し、円滑な作業の推進を図る。
本市における直営、許可し尿収集車両は、資料編に掲げる。
- (2) し尿は、環境美化センターし尿処理施設において処理するものとするが、収集処理が困難な場合は、必要に応じて環境衛生上支障のない場所を選び埋立て処理を行う。
- (3) し尿を本来の施設以外の場所で処理する場合は、県の指示により処理する。
- (4) 断水等により水洗トイレが使用できない場合は、トイレトレーラー及び市内各防災倉庫に備蓄している非常用トイレを速やかに各避難所に設置する。非常用トイレが不足する場合は、レンタル業者等に協力を要請する。なお、非常用トイレの管理については、十分に衛生上の配慮をする。

3 がれきの処理

- (1) 大規模災害発生時においては、倒壊家屋など大量の災害廃棄物が発生するため、被害の状況から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な機材や仮置場を確保する。
- (2) 災害時において発生する倒壊家屋など災害廃棄物は、処理に長時間を要するため、公有地の中から仮置場を確保する。
- (3) 災害時において大量に発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するためには、排出時における分別の徹底が必要であるので、分別収集体制の確保を図る。
- (4) 応急活動後、市は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎、分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

4 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は、環境美化センターごみ処理施設で処理するほか、富士東部保健所の指導により、環境上支障のない場所で焼却及び地下への埋設等を行う。処理ができないときは、保健所の指導により適切な措置をとる。

第3 応援協力要請

市区域内で廃棄物の処理業務が不可能又は困難な場合は、県に対し区域外での処理に向けた調整を要請し、速やかに収集・処理を行う。

また、市は、「災害時における生活系廃棄物の収集・運搬等に関する協定」等に基づき、あらかじめ民間の廃棄物事業者、し尿処理業者及び非常用トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。

資料編	・ごみ収集処理の留意点（P88） ・ごみ、し尿処理施設等一覧（P88） ・ごみ、し尿収集運搬車両一覧（P88）
-----	---

第21節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を捜索し、又は救出してその者の保護に万全を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者の救出は、原則として市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行い、知事から実施を通知された場合には市長が行うものとする。

第2 救出の対象者

災害のため、家屋流失の際に流されたり、地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合など生命、身体が危険な状態にある者とする。

第3 救出の方法

1 行方不明者名簿の作成

福祉班は、所在の確認ができない市民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼の受け付けを行い、行方不明者名簿を作成する。

<行方不明者名簿>

- 市役所及び指定避難所に被災者相談窓口を開設し、行方不明者の届け出を受け付ける。
- 行方不明者は、まず避難者名簿で確認する。
- 行方不明者名簿は、警察署にも提供する。

2 救助活動の実施

(1) 救助隊の編成

消防本部は、救助隊を編成し、救助情報をもとに災害現場に出動する。また、災害の規模、状況等に応じて市職員等を増強する。

(2) 救助活動の実施

救助隊の隊長は、救助資器材等を活用し、行方不明者名簿等を踏まえて、消防団、警察署、自衛隊、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。

(3) 負傷者の応急手当を必要とする場合は、富士吉田医師会など医療関係機関の協力を得るほか、本章18節「医療助産計画」の定めるところにより実施する。

3 救出資器材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、必要な救出資器材、要員が確保できない場合は、市内建設業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

4 関係機関等への要請

災害が甚大で、市内のみの動員又は市にある資器材では救出が困難な場合は、「災害時における相互援助に関する協定」等の協定に基づき、締結市町村から必要な救助要員や救出資器材等を確保し、救出活動を行うものとする。

また、災害の状況により県、他市町村に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

資料編 ・災害時相互応援協定一覧（P29）

第4 自主防災組織及び地域住民による初期活動

1 救出活動

(1) 自主防災組織は、災害が発生したときは、自主防災倉庫等の救助資機材を活用し、救助活動を行う。

なお、消防本部等の救助隊が到着したときは、その指示に従い、救助活動に協力する。

(2) 地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときは、危険が及ばない範囲で緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施する。

2 関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに市及び消防機関など関係機関に通報するとともに、警察、消防署の行う救急・救助活動に積極的に協力する。

3 要配慮者への救護

地区に住む高齢者や障害者等の要配慮者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行い、要配慮者の安全確保を図る。

第22節 遺体の搜索及び保護並びに埋葬計画

四囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索、見分、検視及び災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、処理及び埋葬を行うことが困難な場合又は死亡者の遺族がない場合に、次により応急的な対策を実施するものとする。

第1 実施責任者

遺体の搜索、処理及び埋葬は、市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を通知された場合には市長が実施するものとする。

遺体の見分、検視は、警察が行うものとする。

第2 行方不明者及び遺体の搜索

1 行方不明に関する相談窓口の設置

家族から行方不明の問い合わせ等について、市は相談窓口を設置し、富士吉田警察署と連携を図りながら、行方不明に関する問い合わせ等に対処するものとする。また、行方不明の届出の際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴など必要事項を記録する。

※相談窓口：福祉班と各指定避難所における相談窓口で対応する。

2 搜索活動

搜索活動は、消防本部のほか富士吉田警察署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、搜索班を編成し実施する。また、必要により自主防災会など地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び遺体、行方不明の搜索中に遺体を発見したときは、市本部及び富士吉田警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

3 搜索の依頼

遺体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び遺体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、搜索を要請する。

4 漂着遺体の取り扱い

漂着遺体は、次のように取り扱う。

- (1) 遺体の身元が判明しているときは、その遺族又は被災地の市町村に引き渡す。
- (2) 遺体の身元が判明しないときは、市が行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき処理する。

第3 遺体の検案

1 検案の実施

- (1) 遺体の検案は、原則として救護班の医師が実施するものとする。
- (2) 洗浄、縫合、消毒等遺体処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施するとともに、検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

2 遺体の輸送

警察官による検視（見分）及び病院班による検案を終えた遺体は、本部長が指定する遺体安置

所に輸送するものとする。

第4 遺体の収容、安置

1 身元確認

富士吉田警察署、自主防災会等の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

2 遺体収容（安置）所の開設

本部長は、次の施設に遺体収容（安置）所を開設するものとする。

遺体収容（安置）所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイス等必要機材を確保するとともに、遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

<遺体収容（安置）所>

名 称	所 在 地	電話番号
看護専門学校体育館	富士吉田市上吉田5606番地18	0555-24-8787

第5 埋・火葬

1 埋火葬許可書

市民班は、被災者相談窓口等で遺体の埋火葬許可書を発行する。

2 柩の調達

市内の業者で対応できない場合は、業者の協力を得るなかで県内市町村及び近隣都県の業者の支援体制の確立を図る。

3 埋葬の実施

福祉班は、遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難なとき、又は遺族がいないときは、次のように遺体の埋葬を行う。

- (1) 遺体は火葬場で火葬するが、多数で火葬できないとき、また、火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、速やかに県、近隣の斎場等に協力を要請する。
- (2) 引取人のない遺骨は、遺留品とともに保管し、市が指定する墓地に埋葬する。
- (3) 外国人等の埋葬者の風俗、習慣、宗教等に配慮する。

第23節 障害物除去計画

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、被災者の保護を図り、あるいは道路、河川等の障害物を除去する必要がある場合は、おおむね次により措置するものとする。

第1 実施責任者

- 1 障害物の除去は、市が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が市長の補助を得て行うが、知事から実施を通知されたときには市長が行うものとする。
- 2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第2 障害物除去の要領

1 住宅障害物の除去

(1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

ア 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの

イ 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができないもの

ウ 住家が半壊又は床上浸水したもの

エ 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

(2) 優先除去の決定

市は、障害物の除去を必要とする住家を把握するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認のうえで、除去の順位を決定する。

2 道路等の障害物の除去

(1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、市所管の道路に障害物が堆積した場合は、速やかに県に報告するとともに、市指定緊急輸送道路（本編本章第25節「緊急輸送計画」参照）など重要な道路から除去し、道路機能の早期確保に努める。

(2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、この旨を管理者に通報し、これらの障害物の速やかな除去を要請する。

第3 実施方法

住宅障害物については、市内建設業者等に請負わせて速やかに実施する。道路等の公共営造物の障害物については、富士吉田市建設安全協議会に対し出動を要請し、除去にあたる。関係団体と

は、協定を締結するなど、平時からその体制確保を図る。市のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び他市町村に協力を要請する。

第4 障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、交通に支障のない、また市民の日常生活に支障のない公有地を選定し集積するものとするが、適当な場所がないときは、所有者の承認を得て私有地を使用する。その際には、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する。

なお、公有地の集積場所として、北富士演習場を検討するなど、関係機関と協議を行う等平時より集積場所の確保を図る。

第5 雪害計画

降雪時には、別に定める「富士吉田市道路除雪計画（マニュアル）」による除雪体制をとる。

資料編	・災害時相互応援協定一覧（P29）
-----	-------------------

第24節 教育計画

教育施設又は園児・児童・生徒の被災により、通常の教育の確保を図ることが不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災園児・児童・生徒に対する学用品の給与など、応急教育を実施するものとする。

第1 実施責任者

市立の学校における災害応急教育は、市教育委員会が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長の協力を得て知事が行うが、知事から委任された場合は知事の補助機関として市長が、市教育委員会及び各学校長の協力を得て実施するものとする。

第2 応急教育体制の確保

1 応急教育の実施予定場所の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、あらかじめ応急教育の実施予定場所を選定する。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 の 実 施 予 定 場 所
学校の一部が被災した場合	① 被害を免れた施設（特別教室、空き教室、体育館等） ② 二部授業の実施
学校の全部が被災した場合	① 公民館、公共施設等の使用 ② 近隣学校等の利用
特定の地区全体が被災した場合	① 災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校等、公民館、公共施設等の使用 ② 応急仮設校舎の建築
市内の大部分が被災した場合	避難先の最寄りの学校等、公民館等の公共施設の使用

2 教員の確保

市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
- (2) 近隣校との操作を行う。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- (4) 欠員が多数のため、(1)から(3)までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう努める。

3 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、おおむね次のとおりとする。

＜応急教育の内容＞

学習に関する教育内容	① 教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。 ② 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
健康・衛生に関する指導	① 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ② 衣類、寝具の衛生指導 ③ 住居、便所等の衛生指導 ④ 入浴等身体の衛生指導
生活指導	① 生徒等の相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ② 生徒等のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせる。 ③ 専門家と連携し、生徒等の心のケア対策を行う。

第3 避難対策

- 1 実施責任者は校長とする。
- 2 避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員等を必ず付けて誘導する。
- 3 校長は、避難誘導の状況を逐次市教育委員会に報告し、また災害対策本部に通報するなどして保護者に通報する。
- 4 校長は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画をたて、明らかにしておく。
- 5 その他児童・生徒の避難計画は、本章第12節「避難計画」に準じて実施するものとする。

第4 災害時の応急措置

1 被害状況の把握等

発災時には、校長は、災害の規模、児童・生徒（以下、この節において「生徒等」という。）、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告する。

なお、生徒等が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配など適切に対処する。

2 生徒等への対応

校長は、災害の状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。

(1) 安全の確保

風雨等が強くなるおそれがあるときは、気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、生徒等の安全を確保する。

また、事故等により、学校にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防本部等と連携のうえ、生徒等を安全な場所に避難誘導する。

(2) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、保護者メール等によって保護者に伝えるものとするが、必要に応じ、市防災行政放送、有線放送、広報車等により周知するものとする。

(3) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

(4) 下校時の危険防止

下校途中における危険を防止するため、生徒等に必要な注意を与える。気象等の状況によっては、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

3 保護者への引渡し、保護

生徒等を帰宅、下校させることが危険なときは、学校で保護者に引き渡す。保護者の迎えがないときは、学校で保護する。

(1) 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護した児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

(2) 安否の確認

教育班は、災害が発生したときは、校長を通じて生徒等、教職員の安否の確認を行う。

また、生徒等が市外へ疎開したときは、保護者からの届け出、教職員による訪問等により連絡先名簿を作成する。これにより疎開先に対する照会や生徒等への連絡を行う。

(3) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、市教育委員会と協議し、児童・生徒の安全を第一に考え決定するものとする。

4 健康管理

(1) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防の万全を期する。

(2) 被災生徒等の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

(3) 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急を実施する。

5 危険防止措置

(1) 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。

(2) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

6 その他

学校内に避難所が開設された場合、校長は市及び市教育委員会との事前協議に基づき避難所の管理運営を支援するものとする。

第5 学校給食の措置

1 学校給食センターが災害を受けたため、従来、実施していた学校給食の全部又は一部が実行不可能となったときは、この場合、次に掲げる事項については、特に留意するものとする。

(1) 他の給食施設・設備の活用対策について

- (2) 給食物資及び作業員の確保対策について
- (3) 食中毒の予防対策について
- (4) 準要保護児童、生徒給食費補助金追加申請対策について

2 給食施設の復旧

給食施設の復旧に基づき、施設を整備し、給食用施設・備品の清掃及び消毒を行い、学校給食の再開に努めるものとする。

なお、被災時における施設の状況により、学校給食施設を一時的に住民への炊出し施設として活用することが考えられるので、施設、備品等は被災後直ちに利用できるよう最善の措置をとるものとする。

第6 応急教育計画作成上留意すべき点

- 1 生徒等に対する災害情報の伝達、避難又は下校の督促、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等を学校で策定する応急計画で定めるものとする。
- 2 各校長は被害の程度に応じて、教育の場所、教職員を確保し、臨時的学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を作成する。
- 3 休業の実施及び授業の不可能になる事態が予想される場合の学習内容・方法について指導する。
- 4 授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法、組織（子供会等）の整備工夫を行うものとする。
- 5 被災地域の生徒等が転入学を希望する場合は、関係機関の指示に基づき、可能な限り弾力的に取り扱い、受入れ及び許可等を速やかに行う。

第7 学用品等の確保

教育班は、学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに、必要に応じて学校に配布するものとする。

また、被災生徒等に対する教科書及び学用品の給付は、災害救助法に基づいて行うものとする。

第8 災害に対する児童・生徒の事前指導

- 1 関係機関の実施する災害予防等の行事と呼応して、ポスター標語等を通じ事故防止について認識させる。
- 2 学校は常に生徒等の事故防止のため計画的な教育活動の実施を図るとともに、正しい規律の確立に努め、外部諸機関との協調、家庭、PTAとの密接なる連絡を図るものとする。
- 3 各学校は、防災に対する計画を樹立して、災害による事故防止に努めると共に、児童・生徒の避難訓練を実施して、人命保護の体制確立に万全を期するものとする。

第9 保育園児の安全確保、安否確認

市立保育園における災害応急に係る計画は、上記教育計画の規定に準じるものとする。

1 安全の確保

園長は、風雨等が強くなるおそれがあるときは、気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、園児の安全を確保する。

また、事故等により保育園にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防班等と連携のうえ、園児を安全な場所に避難誘導する。

2 園児の保護

園長は、保護者の迎えがないときは、園児を保育園にて保護する。

3 安否の確認

福祉班は、災害が発生したときは、園長を通じて園児・職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第10 応急保育

福祉班は、園長を通じて保育施設の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設で保育ができないときは、臨時的な場所を確保する。災害により緊急に保育が必要なときは、保育措置の手続きを省き、一時的保育に努める。

第25節 緊急輸送計画

災害時における被災者の避難、対策要員の輸送、緊急物資の輸送、被災者への支給物資等の輸送に迅速確実に期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。

第1 実施責任者

市長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県又は各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 自動車による輸送
- 2 鉄道による輸送
- 3 航空機による輸送
- 4 人夫等による輸送

第3 輸送力の確保

1 自動車による輸送

(1) 車両確保の順序

車両は、おおむね次の順序により確保する。

- ア 市保有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 営業用車両等（日常的に運送業者との連絡をとり、緊急輸送体制を整備しておく。）
- エ その他自家用車両等

(2) 車両の確保

ア 市有車両

災害時における市有自動車の集中管理及び配備は、管財契約班が行い、各部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは管理本部班に依頼するものとする。

管財契約班は、稼動可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うにあたっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を警察署等で速やかに行うものとする。緊急通行車両の確認手続の方法は、本編本章第26節「交通対策計画」に定めるとおりである。

イ その他の車両

各部からの要請により、市有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、管財契約班は直ちに市内の公共的団体に属する自動車、又は状況により営業用の自動車等を借り上げて、必要数の車両を確保する。

ウ 協力要請

市内で自動車の確保が困難な場合には、「災害時における相互援助に関する協定書」等に基づき、締結市町村に必要数の車両の提供を要請するほか、必要により(社)山梨県トラック協会等に協力を要請し、あるいは他市町村又は県に調達あっせんを要請する。

資料編 ・ 災害時相互応援協定一覧 (P29)

2 鉄道による輸送

自動車の使用が不可能な場合又は鉄道によることのほうが効率的であり適当と思われる場合は、富士急行(株)に要請し、鉄道による輸送を行うものとする。

3 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は輸送の急を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

消防防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本編本章第8節「自衛隊災害派遣要請計画」、第9節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」の定めるところによる。

資料編 ・ ヘリコプター主要発着場一覧 (P51)

・ 場外離着陸場等一覧 (P52)

4 人夫等による輸送

前項までの方法による輸送が不可能なときは、人夫等により搬送する。

1から3までによる輸送が不可能な場合は、賃金職員等により搬送する。輸送のための労働力の確保は、本編本章第31節「労働力確保計画」の定めるところによる。

第4 緊急輸送路の確保

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。

市域における県指定緊急輸送道路は、資料編に掲げるとおりである。

第5 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

県及び市は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

また、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

資料編 ・ 市域における県指定緊急輸送道路 (P53)

・ 緊急輸送道路一覧 (P68)

第26節 交通対策計画

災害により道路、橋りょうに被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときの通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策は、おおむね次のとおりとする。

第1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び連絡

(1) 市長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平素から調査しておくものとする。

また、災害が発生した場合には、消防団や自主防災組織から各地区の道路被害の状況を収集するとともに、道路公園班（土木班）を中心に調査班を編成し道路の被害状況を調査する。

(2) 上記調査班が調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、速やかに市本部に連絡するとともに、道路占用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報するものとする。

(3) 市本部は、調査班等から収集した情報を富士吉田警察署や他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有するものとする。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、市内建設業者等の協力を得て速やかに道路の補強、障害物等の除去、橋りょうの応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては富士吉田警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。

道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図るものとする。

第2 交通規制対策

1 交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破壊、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警察	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合	災害対策基本法第76条、 道路交通法第4条第1項
	富士吉田警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについては交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき	道路交通法第6条第4項

2 市長の措置

市長は、自ら管理する道路、橋りょうの応急措置を都市基盤部長に指示して行い、富士吉田警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、市で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

3 富士吉田警察署、公安委員会、自衛官及び消防吏員等の措置

(1) 富士吉田警察署及び公安委員会は、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施するものとする。

(2) 公安委員会は規制を行う場合は、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知するとともに、地域住民に周知するものとする。

(3) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

(イ) 命ぜられた者が措置を取らないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

る。

ウ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にはいない場合に限り、消防用緊急通行車両の運行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

(4) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

4 道路管理者の措置

道路管理者は、異常気象による道路施設の破損等から施設構造の保全又は交通の危険を防止する等のため、必要があると認めたときは、通行を規制するものとする。

また、交通規制を行った場合は、富士吉田警察署長に通知するものとする。

資料編 ・ 異常気象時における道路等通行規制 (P53)

5 交通規制事項の周知

道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにするものとする。

- (1) 規制の対象
- (2) 規制する区域又は区間
- (3) 規制する期間

6 交通規制の標示

- (1) 公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示する。
- (2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号)に定められた標識等を設置して行う。

資料編 ・ 車両通行止標識 (P54)

7 道路標識の設置基準

(1) 道路標識を設ける位置

標 識 の 種 別	位 置
通 行 の 禁 止	歩行者は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通 行 制 限	通行を制限する前面の道路
迂 回 路 線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

(2) 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施すものとする。

第3 交通情報及び広報活動

市は、災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、これらの交通情報、交通規制の実施状況、車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関との協定締結に努めるとともに、道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。また、インターネットにより情報提供を行う。

資料編 ・ 災害発生時における道路において運転者のとるべき措置（P55）

第4 緊急通行車両の確認申請

1 災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県防災危機管理課又は警察本部交通規制課、富士吉田警察署及び交通検問所等において実施する。

2 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本市においても、庁用自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

3 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、おおむね次に掲げる業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に従事するもの
- (2) 消防・水防その他の応急措置に従事するもの
- (3) 被災者の救護、救助その他保護に従事するもの
- (4) 被災児童・生徒の応急教育に従事するもの
- (5) 施設・設備の整備及び点検に従事するもの
- (6) 清掃、防疫その他保健衛生に従事するもの
- (7) 防犯、交通規制、社会秩序維持に従事するもの
- (8) 緊急輸送の確保に従事するもの
- (9) その他災害発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に従事するもの

4 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

(1) 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

(2) 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）で定めた標章及び証明書が交付される。

(3) 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

資料編 ・ 緊急通行（輸送）車両の標章及び確認証明書（P67）

第5 災害出動車両の有料道路の取り扱い

道路交通法施行令第3条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車両以外の車

両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは次のとおりとする。

1 緊急出動の取扱い

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときは、通行車両の責任者が作成した表示を貼付した車両を無料とする。

資料編 ・ 有料道路を通行する車両の表示 (P56)

2 災害復旧等の出動の取扱い

(1) 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、富士東部地域県民センター、富士東部建設事務所、市、消防本部及び消防団（以下「関係機関」という。）に申し出る。

(2) 申し出を受けた関係機関は、次の内容を下記有料道路管理者に速やかに通報する。

- ア 通行予定時刻
- イ 目的
- ウ 行先
- エ 車両数
- オ 通行区間
- カ 代表者氏名

通 報 先	電 話 番 号
山梨県道路公社総務企画課	055—226—3835
中日本高速道路(株)八王子支社	0426—91—1171

(3) 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めるとき通行料を無料とする。

(4) 通行する当該車両は、通行車両の責任者が作成した表示を貼付する。

第27節 消防計画

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

第1 組織

1 富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部

資料編に掲げるとおり、本市では、近隣の2町3村と共同で、富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部を常備消防として設置している。

2 富士吉田市消防団

本市の消防団は、資料編に掲げるとおり、現在24ヶ分団、団員総数564名で編成されている。しかしながら、昼間不在の消防団員も多く、昼火事の出動可能人員を確保するよう努めなければならない。

資料編 ・ 消防組織一覧 (P70)

第2 活動体制の確立

消防長は、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生したときは、非常警備を発令し、非常警備体制を確立する。

また、消防団長は、災害により必要と判断したときは、団員を非常招集し、適切な警備体制を確立する。

1 消防本部（署）の活動

消防本部（署）は、次の点に留意して消火活動を行う。

- (1) 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- (2) 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- (3) 延焼火災が発生している地区は、直ちに市民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。
- (4) 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- (5) 避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防ぎょを優先して行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害時に次のような活動を行う。

出火防止	・状況に応じて市民に対し、出火防止の広報を行う。 ・出火時は、市民の協力をえて、初期消火を行う。
消火・救急救助	・火災時は、消防班と協力し、消火活動を行う。 ・火災のおそれがないときは、救急救助活動を行う。
避難誘導	・避難指示がなされたときは、市民に伝達するとともに、関係機関と連携し、避難誘導を行う。

第3 火災防ぎょ計画

1 火災警報発令時の計画

火災警報発令時における火災の事象は、一般の防ぎょ計画では必ずしも万全を期すことができないので、部隊の状況、風位、風速、重要度に応じた進入担当部署を考慮して、消防ポンプ車の運用については、最少出動要員を消防詰所等に待機させ出動の迅速を図る等いかなる火災の事象にも応じられるよう、計画を樹立するものとする。

2 隣接市町村との相互応援等

火災等の災害発生時において、富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部及び消防団の消防力のみでは消防活動に不足を生じる場合は、県内市町村及び消防機関で締結している「山梨県常備消防相互応援協定書」、「消防相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

3 災害防ぎょに関する措置

- (1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条の2による非常事態発生の場合、知事から市長に必要な指示があったときは、防ぎょ措置の早期確立を期するものとする。
- (2) 大規模の火災又は爆発事故発生の場合で、隣接市町村の消防機関が本市を応援する場合には、その指揮系統を乱すことのないよう、事前に協議をしておくものとする。

4 大火の際の応援部隊の誘導計画

気象その他の事象により、火災が延焼拡大して大火となり、延焼阻止の見込みがたたない場合には、協定締結市町村に応援を要請するとともに、次の事項に留意し計画を樹立するものとする。

- (1) 応援部隊の集結場所の指定
 - ア 応援部隊の集結場所を指定する。
 - イ 集結場所には地元の誘導班員を派遣しておく。
- (2) 応援部隊の水利の誘導
 - ア 延焼阻止線に最も近い、しかも安全な道路を選んで誘導する。
 - イ 水利は、自然水利又は水量豊富なプール等に誘導する。

5 危険区域の防ぎょ計画

火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある地域を危険区域とし、次の事項に留意し、小地域に区画し、計画を樹立する。

- (1) 危険区域の設定要件は、次のとおりであり、この危険区域設定とともに、部隊の運用について計画を樹立しておくものとする。
 - ア 道路地形及び水利の状況
 - イ 公園、空地、路面の有無
 - ウ 建築物の粗密及びその構造の種別
 - エ 爆発、引火物件その他、危険物取扱場所の有無
- (2) 防ぎょ計画の設定要件
 - ア 出動部隊数
 - イ 消防署又は機械器具置場から防火対象物までの順路、距離及び出動から放水開始までの所要時分

- ウ 各部隊到着順ごとの水利統制
- エ 各部隊の進入担当方面
- オ 使用放水口及び所要ホース数
- カ 爆発物件、引火性物件その他危険物の所在
- キ 避難予定地及び誘導方面並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法

6 特殊建物の防ぎょ計画

火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性等が滞在する建物であるから、特殊な防ぎょ計画を樹立するものとする。

なお、防ぎょ計画設定要件は、上記「危険区域の防ぎょ計画」の設定要件に準じ、防ぎょ上必要と認められる最小限度の消防車及び人員を予定しておくものとする。

7 消防水利の統制計画

各地区ごとに、水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水圧等を考慮して、消火栓使用可能部隊を定め、到着順位に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制計画を、次により樹立する。

- (1) 平常時の統制計画
- (2) 減水時の統制計画
- (3) 断水時の統制計画

8 飛火警戒計画

飛火によって、第2次及び第3次の火災が続発し、大火を導引するおそれのある場合を考慮して樹立する計画であって、受持区域全般にわたって、あらかじめ警戒配置場所及び警戒方法並びに地元自衛団体の統制連絡を決定しておき、いずれに火災が発生しても警戒配置につくことができるように計画を樹立するものとする。

(1) 飛火防ぎょ部隊の編成

ア 飛火警戒隊

飛火によって第2次、第3次の火災が発生したとき出動防ぎょする部隊であって、この部隊は概ね次により編成する。

- (ア) 所定防ぎょ部隊以外の予備部隊をもって1ないし数隊編成する。
- (イ) 前項のほか風下方面は自主防災会による。

イ 警戒巡ら隊

飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する部隊であって、おおむね次による。

- (ア) 消防団若しくは自主防災会をもってこれにあてる。
- (イ) 消火器、バケツ、火叩き等の消火資材を携行する。

(2) 飛火警戒の配置基準

ア 風下方面400m以内は、飛火警戒隊を根幹とし、地元自主防災会等と飛火警戒にあたる。

イ アの飛火警戒隊は、風下方面おおむね200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。

ウ 風下方面600m以上及び風下寄、風横方面であって、飛火危険のおそれのある地域に対しては地元住民をもって警戒にあたる。

(3) 飛火警戒の要領

ア 飛火警戒隊のうち1人を高所見張員として、飛火火災の早期発見にあてる。

イ 自主防災会には、消火器、バケツ、火たたき等携帯させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。

9 防ぎよ線の計画

火災の延焼範囲が拡大し、通常の防ぎよ手段により難い場合に応ずるための計画で、次の事項を考慮して樹立するものとする。

(1) 防ぎよ線の種別

ア 大防ぎよ線……大火災を防止する延焼阻止線

イ 中小防ぎよ線……火炎、輻射熱、飛火等を防圧する所定の延焼阻止線

(2) 防ぎよ線の設定要件

次の事項に留意して定める。

ア 地形、水利状況

イ 道路、公園、空地の有無

ウ 建築物の粗密、耐火構造建物の有無

エ 自衛消防の有無

(3) 部隊の配置

防ぎよ線には種別に応じ、次の事項に留意して必要な消防車、人員及び配置場所等を予定する。

ア 所要部隊の配置と担当方面の指定

イ 応援部隊の集結場所の指定

ウ 各隊の採るべき水利と誘導方法の指定

エ 各隊のホースの延長数、進入部署

(地域内の防ぎよ線図並びに説明書を作成する。なお、防ぎよ線図には消防車、人員その他必要事項を記入し、活用の便を図る。)

第4 林野火災の応急対策

1 関係機関への通報等

林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に県消防防災ヘリコプター若しくは自衛隊ヘリコプターの出動を要請するものとする。これらの応援要請方法については、本編本章第9節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」、第8節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるとおりである。

2 林野火災防ぎよ対策

林野火災防ぎよに当たって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資機材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機的連携を保つ林野火災防ぎよ計画を定めるとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。

(1) 各部隊の出動地域（以下、消防団を含む。）

(2) 出動順路及び防ぎよ担当区域

(3) 携行する消防資機材

(4) 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法

- (5) 隊員の安全確保
 - ア 気象状況の急変による事故防止
 - イ 落石、転落等による事故防止
 - ウ 進入、退路の明確化
 - エ 隊及び隊員相互の連携
 - オ 地理精通者の確保
 - カ 隊員の服装
- (6) 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法
- (7) 防火線の設定
- (8) 県消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
- (9) ヘリポートの設定及び給水場所の確保
- (10) 消火薬剤及び資機材等の確保
- (11) 救急救護対策
- (12) 食料、飲料水、資機材及び救急資材の運搬補給
- (13) 関係機関（山梨森林管理事務所、近隣市町村及び電力会社等）との連絡方法

3 資機材整備

本市が所有する消防水利及び資機材又は今後整備すべき資機材については、本編第1章第5節「火災予防計画」に定めるとおりであるが、市は林野火災を想定した資機材、水利等の整備に努めるものとする。

第28節 水防計画

本計画は、水防法（昭和24年法律第139号）第32条の規定に基づき、水防作業の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、市内の各河川、池、沢、洪水による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

第1 水防組織

山梨県水防計画に基づき、富士吉田市水防管理団体として、富士吉田市水防本部を次のとおり設置する。ただし、富士吉田市災害対策本部が設置されたときは、当該組織による活動をするものとする。

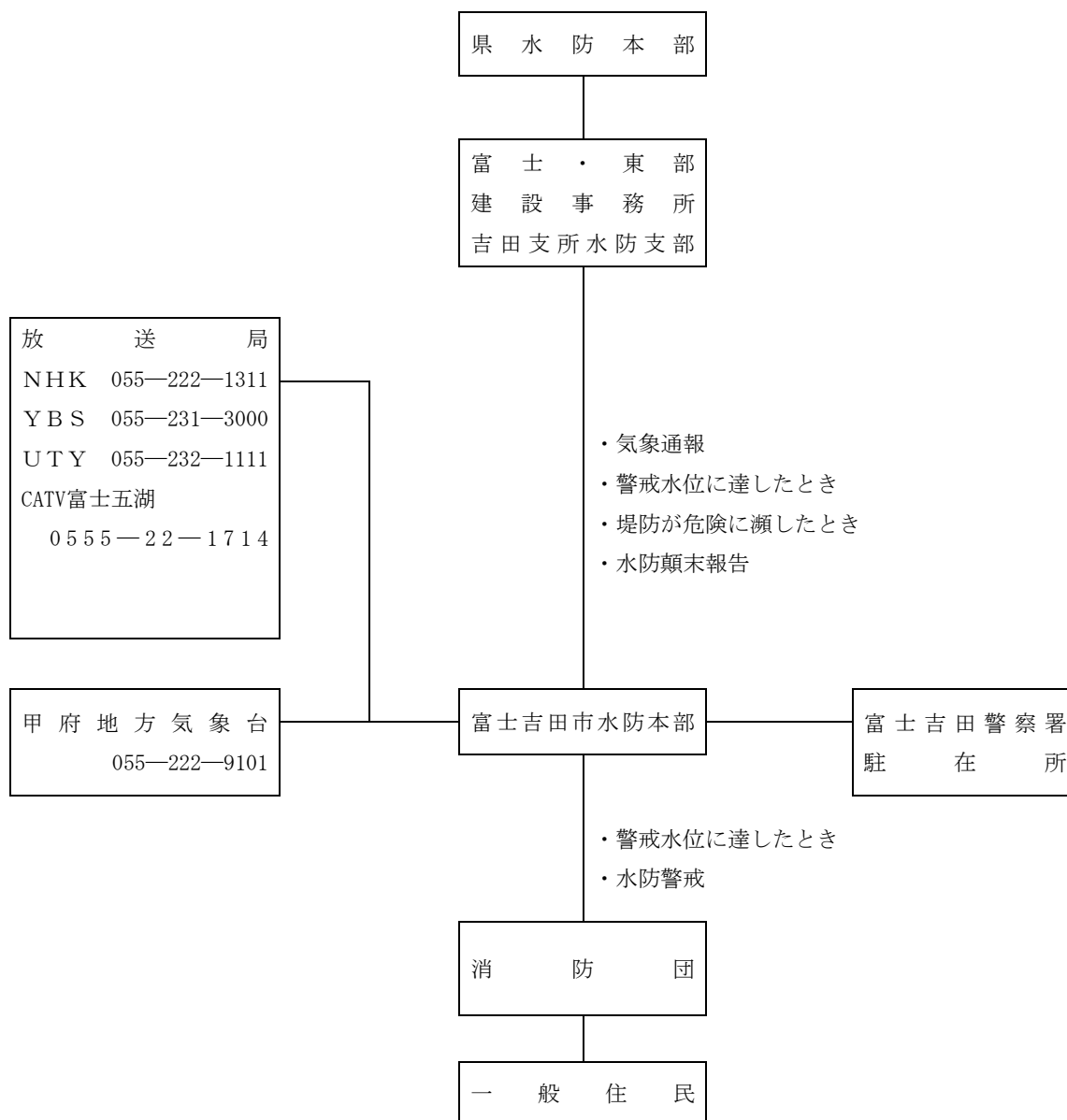
1 組織系統

水防本部	庶務係	気象情報の収集、警報の広報 警戒区域の状況調査、被害調査 緊急対策樹立 庁内、甲府地方気象台、山梨県、富士吉田警察署等との連絡、情報の収集 水防資材の調達 水防団（消防団）との連絡・調整
	作業係	水防工法の指導及び水防作業
	輸送係	車両の確保及び現場への水防資材輸送

2 分担職員

本部長	市長	
副本部長	副市長、教育長、消防長	
本部員	消防本部	次長、管理課長、企画防災課長、警防課長、予防課長
	消防署	署長、副署長
	市	企画部長、総務部長、市民生活部長、経済環境部長、経済環境部環境担当部長、都市基盤部長、都市基盤部上下水道担当部長、教育委員会部長、企画部次長、総務部次長、市民生活部次長、市民生活部こども子育て担当次長、経済環境部次長、都市基盤部次長、教育委員会次長、安全対策課長、道路公園課長、農林課長
庶務係	消防本部	管理課庶務担当
	消防署	庶務担当
	市	安全対策課、道路公園課、農林課
作業係	消防本部	警防課
	市	安全対策課、道路公園課、農林課
輸送係	市	道路公園課、農林課

3 連絡系統図



第2 水防区域

1 水防区域分担

資料編 ・ 水防区域分担…消防団組織編成表(消防組織一覧)による。(P73)

2 重要水防区域

資料編 ・ 重要水防区域一覧 (P33)

第3 設備、資機材等の整備

1 水防倉庫及び資機材

資料編 ・ 水防倉庫一覧…防災備蓄倉庫に同じ (P73)

2 資機材の確保

資材の確保のため水防区域近在の竹木等を調査するとともに、各農家等及び関係倉庫の手持数

量を調査し、緊急時の補給に備えること。

また、備蓄資材の使用損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくこと。

第4 気象、水位の観測通報及び連絡

1 気象状況、雨量の通知

県水防支部（富士・東部建設事務所吉田支所）を通じて気象状況、雨量の通報を受けたときは、直ちに甲府地方气象台と常時連絡の方法を講じるとともに、必要と認めるときは、連絡系統図により管内一般へ状況通知を行う。

2 水位の通報及び連絡

県水防支部（富士・東部建設事務所吉田支所）より水位の観測通報を受けたときは、その状況に応じて、水防団等に対し非常配備等の連絡をする。

また、県水防支部から気象状況の通知を受けたとき、又は出水のおそれを察知したときは、水位の変動を監視し、通報水位を超えたときは、直ちに県水防支部（富士・東部建設事務所吉田支所）を通じて県水防本部に所定の報告を行う。

(1) 市内にある雨量及び水位観測所

資料編 ・雨量観測所及び水位観測所（P73）

(2) 水位の観測通報

水位通報の間隔は、次のとおりとする。

ア 通報水位に達したときより通報水位に下がるまでの間1時間ごとに

イ 警戒水位に達したとき。

ウ 最高水位に達したとき。

エ 警戒水位まで下がったとき。

(3) 水位の報告方法

水位の報告は、観測場所、日時、増減の見込等を電話により報告する。

第5 通信連絡

1 水防通信連絡系統

水防時に必要とする連絡のため、電話、電報の通信を要する主なる系統は、第1節「3 連絡系統図」によるものとする。

2 重要通報

次に掲げるものの通知は、確実なる方法を取り、受報者の確認を得るものとする。

(1) 水防本部指示

(2) 洪水予報及び水防警報

3 通信連絡方法

水防上緊急を要する通信については、おおむね次に掲げるもののほか、非常の場合は、NHK甲府放送局、山梨放送、テレビ山梨及びCATV富士五湖より、連絡するものとする。

○一般電話	○電報
○警察電話	○自動車、鉄道
○警察応急無線	○自転車
○鉄道専用電話	○徒歩
○防災行政放送	○消防団専用無線

第6 出動及び作業

1 水防管理団体の非常配備

(1) 配備指令

水防本部長が管下の水防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発する。

- ア 水防本部長が自らの判断により必要と認める場合
- イ 緊急にその必要があるとして知事から指示があった場合

(2) 本部員の非常配備

水防本部の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとする。

(3) 水防団に対する非常配備

待機	水防団との連絡員を本部に置き、団長はその後の状況により、一般団員を直ちに次の段階に入りえるような状態に置くものとする。 ○ 洪水予報が発せられたとき。 ○ 県水防本部が待機の体制に入ったとき。
準備	水防団の団長、班長等は、所定の詰所に集合し、資機材の整備、点検、作業人員の配備計画等にあたり、水防上危険な工作物のある箇所へ団員を派遣するとともに、水位観測、堤防監視のため一部団員を出動させる。 準備命令は、おおむね次の状況のとき発するものとする。 ○ 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想される時。 ○ 水防警報が通知されたとき。 ○ 自ら必要と認めたとき。
出動	水防団の一部又は全員が所定の詰所に集合し、警備配置につく。出動命令はおおむね次の状況のとき発するものとする。 ○ 河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 ○ 水防警報が通知されたとき。 ○ 自ら出動の必要を認めたとき。

(4) 報告

水防管理者は、次の場合、富士・東部建設事務所吉田支所に報告するものとする。

警戒水位に達し、またそれ以外の場合においても水防団及び消防機関が出動したとき。この場合、水防管理者は、その所管地区警察にも報告するものとする。 ○ 危険が増大して水防作業を開始したとき。 ○ 堤防その他の異常を発見したとき。
--

2 非常配備

常時勤務から水防非常体制への切替えを迅速確実に行うとともに、勤務員をして適当に交替休憩させ長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、次の要領による非常配備を行うものとする。

(1) 水防非常配備の種類

第1 配備体制	時間雨量20mm以上若しくは日雨量50mm以上に達したときは、配備員は、本部に集合し、情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によって直ちに招集、その他活動ができる体制をとる。
第2 配備体制	所属職員の約半数を動員し、水防活動の必要を認めたとき、若しくは地区住民等から水防の連絡を受けたときは、遅滞なく水防活動が遂行できる体制をとる。
第3 配備体制	所属職員を動員して完全なる水防体制をとる。

(2) 非常配備につく時期

第1号指令 (第1配備体制)	気象水位等の情報により警戒する必要があるが、具体的に水防活動には時間的余裕があるとき。
第2号指令 (第2配備体制)	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、10時間以内には水防活動が開始されると考えられるとき。
第3号指令 (第3配備体制)	事態が切迫し、数時間後には水防活動の必要が予想され、あるいは危険性が大きで、第2配備体制では処理しかねるとき

(3) 非常配備要領

水防組織中の各係を各々2班に分け、夜間を21時から翌日8時30分までとし、昼間を8時30分から21時までとし、交替するものとする。

第1配備体制	1班ずつ12時間交替として配備、水防事務にあたらせる。
第2配備体制	2班ずつ12時間交替として配備、水防事務にあたらせる。
第3配備体制	水防計画において定める全員をもって一応解除まで継続勤務するものとする。

なお、第1号指令後は、できるだけ外出は避け、待機し、気象状況の変化に注意して水防指令の発令が予想される時は、出動しなければならない。

3 水防作業上の心得

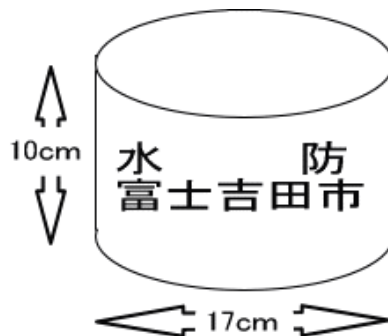
- (1) 水防団員は、出動前よく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一端出動したときは、命令なくして部署を離れたり勝手な行動をしてはならない。
- (2) 作業中は、終始敢闘精神をもち、上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。
- (3) 作業中は、私語を慎しみ、言動に注意し、特に夜間は、「溢水」、「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。

4 水防のため出動する車の標識及び信号

(1) 水防標識

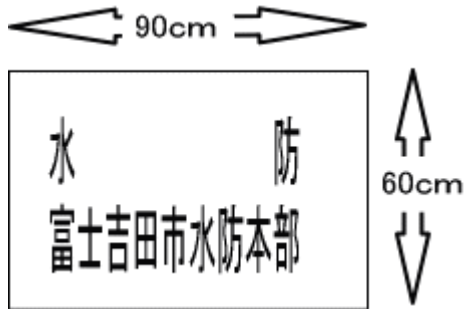
水防作業を正確迅速かつ規則正しく行うため、次の標識を用いる。

ア 水防員の腕章



イ 水防本部標識

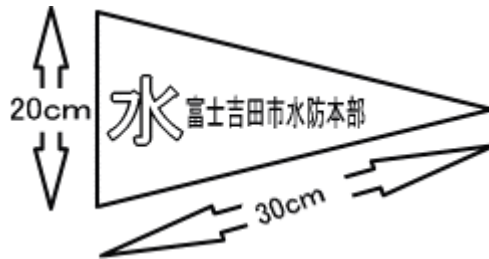
昼間



夜間



ウ 水防自動車標識



(2) 水防信号

種類	設備	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	量水標の水位が警戒水位に達し、なお増大のおそれあることを知らせるもので、水防関係者が待機し、資材の手配準備をするもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	水防機関に属する全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	水防管理団体の区域内に居住するものの出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

注1) 信号は適宜の時間継続すること。

- 2) 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することも差し支えない。
- 3) 危険が去ったときは、口答伝達又は防災行政放送により周知する。

5 決壊の通報

水防管理者、消防団長は、堤防等が破堤したときは、直ちに富士・東部建設事務所吉田支所長及び隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

6 避難のための立退

- (1) 水防管理者は、堤防等が破堤したとき、又は破堤の危機に瀕したときは、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立退き、又はその準備を連絡系統図により指示するものとする。
- (2) 立退き及びその準備を指示したときは、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。水防管理者は、立退計画を作成し、警察署長と協議しておくこと。
- (3) 立退き計画の主たる事項は次のとおりとする。
 - ア 立退きを要する人口、世帯数
 - イ 避難地点及び避難地点までの連絡
 - ウ 立退きのための指導員編成

資料編 ・ 避難立退き計画 (P89)

7 水防解除

水防管理者は、水位が警戒水位以下に減じ水防警戒の必要がなくなったときは、水防を解除し、これを一般に周知させるとともに、富士・東部建設事務所吉田支所長を通じ知事にその旨を報告するものとする。

第7 水防訓練及び常時監視

指定水防管理団体である本市は、年1回以上県水防指導員の指導により、区域内の消防機関及び水防に関係する職員を動員して、水防訓練を行うものとする。また、年1回富士・東部建設事務所吉田支所の職員とともに河川堤防その他水防に関係ある工作物を巡視し、水防に対し万全を期することとする。

第8 水防報告

1 水防報告

水防管理者が富士・東部建設事務所吉田支所長に緊急に報告すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 水防のため水防団を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理者に応援を要求したとき。
- (3) 破堤氾濫したとき。
- (4) 洪水増減の状況
- (5) 応援の状況
- (6) その他必要と認める事態が生じたとき。

2 水防顛末書

水防管理者は、水防が終結したときは、遅滞なく次の事項をとりまとめて、資料編に掲げる「水防実施状況報告書」により富士・東部建設事務所吉田支所長に報告するものとする。

<報告事項>

- 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 警戒出動及び解除命令の時刻
- 水防団の出動及び人員
- 水防作業の状況
- 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する措置とその効果
- 使用資材の種類及び員数並びにその消耗及び残量
- 水防法第28条による収用又は使用に係る器具資材の種類及び使用場所
- 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- 土地を一時使用したときは、その場所及び所有者の住所、指名とその事由
- 応援の状況
- 居住者出動の状況
- 警察の援助状況
- 現場指導職員指名
- 立退の状況及びそれを指示した事由
- 水防関係者の死傷
- 功労者名及びその功績
- 降雨後の水防につき考慮を要する点その他水防管理者の所見
- 堤防その他施設に緊急を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
- その他必要な事項

資料編 ・ 水防関係様式（P124）

第9 費用負担及び公用負担

1 費用負担

水防管理団体は、その区域内の水防に対する費用を、水防法第41条の規定により負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援に要する費用の負担は、相互協議による。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防管理者は、水防法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土、石、竹、木、その他資材の使用並びに収用
- ウ 車両、その他運搬具又は器具の使用
- エ 工作物、その他障害物の処分

(2) 公用負担命令権限証

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者にあつては、資料編に掲げる「公用負担命令権限証」を携行しなければならない。

資料編 ・ 水防関係様式（P124）

(3) 公用負担命令

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使するときは、原則として、資料編に掲げる「公用負担命令書」を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡してこれをなすものとする。

資料編 ・ 水防関係様式 (P124)

第10 資料の提出及び立入

水防法第49条の規定により、富士吉田市水防職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、必要な土地に立ち入る場合において、資料編に掲げる「身分証明書」を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

資料編 ・ 水防関係様式 (P124)

第 29 節 生活関連施設等の応急対策計画

第 1 電力事業施設応急対策（東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社）

災害時の電気供給のための応急対策は、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社の計画によるものとする。

1 防災体制

(1) 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非常態勢の条件
第 1 非常態勢	・被害の発生が予想される場合 ・被害が発生した場合
第 2 非常態勢	・大規模な被害が発生した場合 （大規模な被害の発生が予想される場合を含む。） ・東海地震注意情報が発表された場合
第 3 非常態勢	・大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・県内並びに首都圏で震度 6 弱以上の地震が発生した場合

(2) 災害対策組織

災害が発生したとき、災害対策本部及び支部を設置する。

2 応急復旧対策

(1) 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電機車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

(2) 設備の予防強化

ア 洪水等の被害を受けるおそれのある発電所においては、諸施設の災害予防について応急施設を講じる。

イ 工事実施中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講じる。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講じる。

(4) 災害時における広報

次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車及び防災行政による活用とにより直接当該地域に周知する。

- ア 感電事故及び漏電による出火の防止
 - イ 電力施設の被害状況、復旧予定等
- (5) 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立する。

第2 都市ガス施設応急保安対策

一般ガス導管事業者は、災害の発生により危険な状態となった場合は、供給設備を巡回点検して、以下の対策を講ずるものとする。

1 導管

(1) 本支管及び供給管

- ア 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めるときは、ボーリング等によるガス漏れ検査を行う。
- イ 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断し検知器等による漏洩検査を行う。

(2) 屋外管・屋内管

- ア 災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリング等によるガス漏れ検査を行う。
- イ 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断し、復旧後ガス圧等による漏洩検査を行う。

(3) 導管の調査の結果異常を認めるときは、速やかに復旧の作業を行う。

2 復旧体制

上記の応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

第3 液化石油ガス応急保安対策

1 災害対策組織

- (1) 警戒宣言が発せられた場合(社)山梨県LPガス協会(以下「協会」という。)に「地震災害対策本部」を設置する。
- (2) 発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、協会に「災害対策本部」を設置する。

2 応急対策

(1) 関係機関との連絡

(2) 災害時の広報

- ア 協会は、テレビ、ラジオ等マスコミ及び広報車等を利用して、二次災害防止を図るための措置の広報を行う。
- イ 協会は、市に依頼して、防災行政放送等を通じて二次災害防止を図るための措置の広報を行う。

(3) 応急復旧資機材の調達

協会は、LPガスの緊急資機材の確保と輸送を直ちに行う。

(4) 復旧要員の派遣

協会は、災害当該地区の要員で応急復旧を行うが、要員が足りない場合は、他地区の要員を応援要員として派遣する。

第4 危険物等応急保安対策

火薬類販売業者、ガス業者及び石油等販売業者等は、災害により危険な状態となった場合は、県の指導及び業者組合等の保安計画に基づき直ちに応急措置を講ずるものとする。

1 火薬類の応急対策

(1) 火薬類の応急対策

- ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときはこれを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張り人をつける。
- イ 運搬道路が危険な時は又は搬送の余裕がないときは、火薬類を付近の水中に沈めると等の安全上の措置を講ずる。
- ウ 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。
- エ 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれがあるときニハ、災害防止の応急措置を講じるとともに警察官、消防吏員に通報する。

資料編	・銃砲火薬類施設（P73） ・火薬庫所有者一覧（P74）
-----	---------------------------------

2 高圧ガスの応急対策

(1) 製造者等の措置

- ア 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。
- イ 充てん容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。
- ウ 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお、緊急やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。
- エ 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

資料編	・高圧ガス関係事業所一覧（P73）
-----	-------------------

3 危険物の応急対策

(1) 危険物施設の管理者の措置

- ア 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。
- イ 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。
- ウ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。
- エ 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消

防機関、警察等に速やかに通報する。

オ 市は、引火、爆発又はそのおそれがあるときは、施設関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定するとともに付近住民に対し、避難等の指示又は勧告をする。

4 毒物劇物の応急対策

(1) 毒物劇物の管理者の措置

ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立ち入りを禁止する。

イ 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。

ウ 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。

エ 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

5 放射性物質の応急対策

放射性物質の管理者等は、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

(1) 放射性障害の危険のある地区内に所在している者に対して、避難するよう警告する。

(2) 放射性障害を受けた者又はそのおそれがある者は、速やかに救出し医療施設へ収容する。

(3) 放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちに汚染の拡大防止、放射性同位元素の除去等の措置を講ずる。

(4) 放射性同位元素をほかの場所へ移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲に柵、標識等を設置し、見張人をおいて関係者以外の立ち入りを禁止する。

(5) 事故発生時、危険区域内に所在していた者に対し、医師による診断等必要な措置を講じる。

第5 電気通信施設応急対策（東日本電信電話株式会社山梨支店、株式会社NTTドコモ山梨支店）

(1) 防災体制

ア 非常態勢の区分

災害が発生する恐れがある場合、又は発生した場合（以下「非常事態」という）は、次に定める態勢により対処する。

	非常態勢の区分	非常事態の情勢
準備	警戒態勢	・災害等の発生が予想される場合
アクション	災害復旧体制 (※)	・災害等（被災支社・支店等が単独で対応でき、対策組織の一部の班の対応のみで対応可能な規模の災害等）が発生した場合 ・被災支社・支店等が支援を必要とするが災害対策器具類の支援（機器の運搬・運用作業含む）等にとどまる場合（広域応援体制に至らないと判断する場合）
	第1非常態勢	・激甚災害（国に緊急災害対策本部が設置される規模の災害）が発生した場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
	第2非常態勢	・大規模な災害等（国に非常災害対策本部が設置される規模の災害又は各会社が単独で対応できず支援が必要な規模の災害） ・警戒宣言が発せられた場合
	第3非常態勢	・中規模な災害等（各会社が単独で対応できる規模の災害）が発生した場合 ・東海地震注意情報が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

(※) ドコモのみ

イ 災害対策組織

東日本電信電話株式会社山梨支店、株式会社NTTドコモ山梨支店は非常態勢に対応する組織をあらかじめ編成しておく。

対策組織	機能
情報連絡室	・非常災害の発生に備えた対策活動及び情報級活動の実施 ・非常災害の発生時の対策活動及び情報共有活動の実施
支援本部	非常災害対策活動の支援
地震災害警戒本部	東海地震の発生に備えた対策活動の実施
災害対策本部	非常災害対策活動の実施
緊急災害対策本部	緊急災害対策活動の実施

ウ 災害対策組織

東日本電信電話株式会社（山梨支店）及び株式会社NTT（山梨支店）の長は非常態勢が発令された場合は、速やかに対策組織を設置する。

(2) 災害応急対策

ア 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める

イ 携帯電話の貸出し

ドコモは、「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本機関等への携帯電話の貸出し及び避難所での充電サービスに努める。

ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(3) 災害時における広報

ア 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧状況等の広報を行い、通信ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店等前掲示板等により直接当該被災地に周知する。

ウ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

(4) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要因・資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事象者と提携し、早期復旧に努める。

第6 一般ガス導管事業施設応急保安対策

1 一般ガス導管事業者の名称、所在地、供給地区等

名称	吉田ガス株式会社
所在地	富士吉田市下吉田6-5-1
施設種別	天然ガスのパイプライン接続供給
施設の状況及び供給状況	富士吉田市の市街地及び富士河口湖町の一部、忍野村の一部7,000戸へ導管により接続
修理機材名および数量	修理資材は当面必要な数量について常に備蓄しており、さらに日本ガス協会を通じて全国のガス会社、資機材メーカーとの応援態勢ができています。

※ 防災体制：非常災害（自身）対策要領による

2 予備施設及び貯蔵原材料

予備動力	6.5KVAディーゼル発電機 5.2KW 26.0KVAディーゼル発電機 20.8KW 50.0KVAガス発電機 40.0KW
貯蔵原材料	LPG 50t 3日分

3 発災時の措置

停電時の措置	予備動力を使用し、平叙の供給又は保安供給を行う。
交通途絶時の措置	パイプライン接続供給方式のため措置は不要
生産設備被災時の措置	主要な受入設備が被災しない限り供給可能
供給設備被災時の措置	修理資材をもって応急処理を行い極力供給の確保に努めるが、やむを得ないときは地域的にガスの送出を停止し、速やかに応急措置を行う。全供給区域被災したときは、一時ガスの送出を停止する。災害の状況により日本ガス協会の応援態勢がある。
貯蔵設備被災時の措置	一部被災のときは能力の範囲において限定供給を続ける

第7 日本郵政グループの災害時特別取扱内容

(1) 郵便事業関係（被災者が差し出す郵便物の料金免除及び郵便葉書等の無償交付）

安否の報告や避難先の連絡に役立てるため、被災者が差し出す郵便物の料金を免除するとともに、被災地の郵便局において被災世帯に対し、郵便葉書及び郵便書簡を郵便局窓口において無償交付する。

(2) ゆうちょ銀行関係（通帳等を紛失した被災者委への非常取扱い）

通帳、証書、印章等をなくした場合であっても、本人確認ができるときには次の取扱いを実施する。

ア 通常貯金、定額貯金及び定期貯金の払戻し

イ 民営化前に預入した定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金等の払戻し

ウ 民営化前に預入した定額郵便貯金、定期湯便貯金及び積立郵便貯金を担保とした貸付

エ 払戻証書による払戻金及び返還金支払い通知書による返還金の払渡し

(3) かんぽ生命保険関係（保険料払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い）

保険料の支払いが困難な場合、保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払い等の非常取扱いを実施する。

第30節 民生安定事業計画

第1 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者の自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、県から被災者生活再建支援金が支給される。

1 被災者生活再建支援法の適用要件

(1) 対象になる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの被害が発生した市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- オ ウ又はエの都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満に限る。）で、ア～ウの区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県またはエの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

※エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用化などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

2 対象世帯と支給額

支給額は、以下の2つの支援額の合計額となる。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単身世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建築し、又は購入する世帯 (法第3条第2項第1号)	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯 (法第3条第2項第2号)	100万円	75万円
居住する住宅を賃貸する世帯（公営住宅を除く。） (法第3条第2項第3号)	50万円	37.5万円

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうち最も高いものとする。

3 支援金の支給申請

申請窓口	市
申請時の添付書面	①基礎支援金：り災証明書、住民票 等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等） 等
申請期間	①基礎支援金：災害発生から13月以内 ②加算支援金：災害発生から37月以内

第2 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法が適用されない自然災害の被災世帯に対し、県と市で連携して支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

1 適用要件

(1) 対象とする自然災害

市内で1世帯でも住宅全壊が生じた自然災害

(2) 対象となる被災世帯

被災者生活再建支援法と同一

2 支給条件

被災者生活再建支援法と同一

第3 中小企業金融対策

1 融資一覧表

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	限度額	利率	期間	担保等	備考	
日本政策金融公庫 甲府支店 中小企業事業 (代理店) 山梨中央銀行 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復旧貸付	災害救助法発動地域のうち、公庫、金庫が特に指定した地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	既往貸付の残高にかかわらず (直貸) 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内 (代理貸) 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基準金利ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。	設備資金 15年以内(2年以内の措置期間を含む。) 運転資金 10年以内(2年以内の据置期間を含む。) 普通貸付 10年以内(2年以内の措置期間を含む。) 特別貸付は各貸付制度に定められた期間	担保及び保証人の請求にあたっては、個別中小企業の実情に応じ、弾力的に取り扱う	特別利率を適用する場合は市長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要	
日本政策金融公庫 甲府支店 国民生活事業 (代理店) 各信用金庫 各信用組合	災害貸付		(1) 各貸付ごとの融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める。 (3) 代理店取扱1,500万円	それぞれの融資制度の利率。ただし、特災利率についてはその都度定める。	1 直接被害者は原則として市長その他相当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要 2 災害の発生した日から6カ月目の月末まで			
商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災害復旧資金		組合 2,000,000万円以内 構成員 200,000万円以内	商工中金所定の利率。	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内(各3年以内の据置期間を含む。) 1.4%		設備資金 10年以内(1年以内の据置期間を含む。) 運転資金 7年以内(1年以内の据置期間を含む。) 金融機関又は信用保証協会の定めるところによる。	直接被害者は原則として市町村長の発行する証明書が必要。
山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	経済変動対策融資 (経済危機・災害復旧関係)		政令で指定する被災区域又は被災区域外に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	設備資金 5,000万円 運転資金 5,000万円 (一企業限度額 5,000万円)	1.4%		設備資金 10年以内(1年以内の据置期間を含む。) 運転資金 7年以内(1年以内の据置期間を含む。) 金融機関又は信用保証協会の定めるところによる。	直接被害者は原則として市町村長の発行する証明書が必要。

2 信用保証について

法令に基づき指定された被災地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業に対する災害関係保証の特例

(1) 機関名 山梨県信用保証協会

(2) 概要

ア 災害関係保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

イ 信用保証料の低減措置をとる。

第4 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度

1 新築住宅 400万円、18年償還（うち3年据置）

2 改修住宅 200万円、11年償還（うち1年据置）

※住宅金融支援機構と併せ貸し

※貸付利率 融資受付時の支援機構の融資金利と同率

第5 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、おおむね次のとおりである。

1 山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者（法人を含む）で、市が被害を認定し、市からの利子補給が確実な者
資金の用途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧に係る経費
貸付限度額	500万円以内（個人・法人とも）
貸付利率	無利子（県・市・融資機関が負担）※保証料も融資機関が負担
据置期間	1年以内（復旧資金は3年以内）
償還期限	5年以内（復旧資金は10年以内）
資金源	農協

2 天災資金

貸付対象	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害林業者で町長の認定を受けた者及び在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の用途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金

貸付限度額	(被害農林業者の経営に必要な資金) 農林業者 個人200万円、法人2,000万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人250万円、法人2,000万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 (被害組合の運営に必要な資金) 農協、同連合会等 農協2,500万円(連合会5,000万円) 激甚災害の場合、農協5,000万円(連合会7,500万円)
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者(損失額が平常総収入の50%以上の者)に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内
据置期間	——
償還期限	特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については7年以内
資金源	農協又は金融機関

3 農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫資金)

(令和7年7月現在)

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の用途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費の6/12に相当する額
貸付利率	年1.05～1.85%
据置期間	3年以内
償還期限	15年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

第6 災害救護資金等貸与計画

区 分	生活福祉 資金	災害援護資金	母子及び父子並びに寡婦 福祉資金
対 象 者	罹災低所得世帯（原則 官公署の発行する被災 証明書が必要）	災害救助法その他政令で定 める災害により災害を受け た世帯（所得制限あり）	災害により住宅及び家財等に被害 を受けた母子及び父子並びに寡婦 世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種別	福祉資金・福祉費（災 害を受けたことにより 臨時に必要となる経 費）		住宅資金、事業開始・継続資金
貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅 200万円以内 事業開始 285万円 事業継続 143万円
貸付期間	7年以内 （6月以内の据置）	10年以内 （うち3年据置）	住宅 7年以内 2年据置 開始 7年以内 2年据置 継続 7年以内 2年据置
償還方法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等
貸付利率	年 1.5%（保証人が要 る場合は無利子）	年 3%	年 1.0%保証人が要る場合は無利 子）
そ の 他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	富士吉田市（県は全額市に 貸与、国はそのうち2/3 を貸与する。）	県

第7 義援金品募集配分計画

1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって協議会を構成して実施する。

県・市・日本赤十字社県支部・共同募金会・報道機関その他

2 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

3 募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第8 罹災証明書の交付等

1 市は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、被災者に罹災証明書の交付等を行う。

このため、平常時より、住家被害の調査の担当者の育成などを計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

2 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

3 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第9 被災者台帳の作成

市は必要にお維持手、個々の被災者の被害の状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要す事項等を一元的に集約した被災者委支援台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者委台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

第10 各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化などに対応するため、市は、避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討する。

第31節 労働力確保計画

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を、次のとおり行うものとする。

第1 労働力の確保

1 大月公共職業安定所富士吉田出張所長は、労働力の確保を円滑に行うため次の措置をとる。

- (1) あっせん業務の円滑を期し、緊急計画を樹立する。
- (2) 関係機関との緊密な連携をもって所要労働力の募集について、求人広報に関する所要の措置をとる。
- (3) 必要により他の職業安定所へ求人連絡を行う。

また、あらかじめ、常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については居住地、連絡先、連絡方法等を整備しておく。

2 市長は、大月公共職業安定所富士吉田出張所長の措置する労働力の確保について、資料の提供及び連絡等について協力するものとする。

第2 災害応急対策求人について

1 雇上げ方法

市長は、大月公共職業安定所富士吉田出張所長に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申し込むものとする。

- (1) 職種別所要求人の数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 作業時間、賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設の状況
- (5) 必要とする期間
- (6) その他必要な事項

第3 その他

1 これら災害応急対策に公共職業安定所のあっせんにより就労する者の賃金は、同一地域における同種の業務及び技能について支払われる一般の賃金水準を基とすること。

2 大月公共職業安定所富士吉田出張所長は、第2の求人により応募した就労希望者の配置については緊急度、重要度等について富士・東部地方連絡本部長（富士・東部地域県民センター長）と協議し、必要に応じ適宜調整を行いながら実施するものとする。

第32節 自主防災組織等協力要請計画

災害時において、災害対策本部職員では人手が不足する災害場所については、地区奉仕団等の組織に応援協力を求め、その対策に万全を期するものとする。

第1 協力要請

市長は、各組織の応援、協力を必要と認める場合は、組織の代表者を通じて協力を要請するものとする。

第2 奉仕団の編成

地震災害時における救援救助、炊出し、軽易な清掃、物資の輸送及び配分、軽易な作業及び事務等の奉仕活動は、災害の状況に応じ、各種団体による「奉仕団」を編成して行う。

奉仕団は、主として次の団体により編成する。

- (1) 自主防災会（地震編第2章第10節「防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進」参照）
- (2) 社会福祉協議会
- (3) 民生委員児童委員協議会
- (4) 日本赤十字奉仕団
- (5) 婦人会
- (6) 交通安全協会

第3 奉仕団の動員

奉仕団の動員は、市長が、奉仕団を管轄する部署を通して、奉仕団の長に対して要請を行うものとする。

- | | | |
|-----------------|-------|---------------|
| (1) 自主防災会 | ————— | 安全対策課・市民協働推進課 |
| (2) 社会福祉協議会 | ————— | 社会福祉事務所 |
| (3) 民生委員児童委員協議会 | — | 社会福祉事務所 |
| (4) 日本赤十字奉仕団 | ————— | 社会福祉事務所 |
| (5) 婦人会 | ————— | 教育委員会 |
| (6) 交通安全協会 | ————— | 安全対策課 |

第33節 原子力災害応急対策計画

本節は、中部電力浜岡原子力発電所において、原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合（本市の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む。）の対応を示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

第1 情報の収集及び連絡体制の確立

1 警戒事態発生後

静岡県内で震度6弱以上の地震が発生するなど原子力災害対応指針に規定する警戒事態が発生した場合、市は、国、県から原子力事業者の状況等に関する情報を収集するものとする。

2 施設敷地緊急事態発生時

全交流電源の喪失など原子力災害対応指針に規定する施設敷地緊急事態が発生した場合、市は、国、県から、原子力発電所の状況、緊急モニタリング情報、防護措置の実施状況などについて情報収集するものとする。

3 全面緊急事態発生後

全ての非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が不能など原子力対策指針に規定する全面緊急事態が発生した場合、市は、国、県から原子力発電所周辺の状況、緊急時モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況とあわせて、緊急事態応急対策活動の状況を把握するものとする。

第2 活動体制の確立

1 原子力災害警戒本部の設置

市は、中部電力浜岡原子力発電所において施設敷地緊急事態が発生した場合またはその恐れがある場合で、市長が必要と認めた場合は、原子力災害警戒本部を設置するものとする。

原子力災害警戒本部の構成員は、市災害警戒本部に準ずるものとし、応急対策について必要な調整を行う。

2 原子力災害対策本部の設置

市は、中部電力浜岡原子力発電所において全面緊急事態が発生した場合またはその恐れがある場合は、原子力災害対策本部を設置するものとする。

原子力災害対策本部の構成員は、市災害対策本部に準ずるものとし、必要な応急対策を行う。

第3 緊急時モニタリング活動

1 施設敷地緊急事態発生後の対応

市は、県、国、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの結果を収集し、速やかに公表する。

また、必要に応じて平常時に行っている環境放射線モニタリングの頻度を増やして実施する。モニタリング結果は、速やかに公表する。

2 緊急時モニタリング活動

市は、県が、国からの指示に従い行う緊急時モニタリングの結果を収集する。

3 放射性核種濃度の測定

県は、あらかじめ定められた分掌に基づき、飲料水、食品、大気浮遊塵、降下物等の測定を行うとともに、測定結果を県のホームページで公表する。市は、必要に応じて測定結果を収集する。

第4 屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

万一、当市に対して原災法第15条の指示があった場合、市は住民等に対し即時性のある正確かつきめ細やかな情報の提供を行うこととする。

なお、情報提供に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦その他要配慮者に十分配慮するものとする。

2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避もしくは避難に関する指示があったとき、住民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置をとるものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大のリスクの両方から住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生指導等の感染症対策を実施する。

3 県は、市長が屋内退避もしくは避難指示した区域について、外部から車両等が進入しないように指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

第5 飲料水・飲食物の摂取制限

1 市は、緊急時モニタリングの結果に基づく、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合の県の指示又は要請により、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

2 市は、県からの指示があった場合、国の指示及び要請に基づく、農畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等への汚染農畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

第6 医療活動

市は、住民の健康不安を解消するため、必要に応じ健康相談窓口の設置などメンタルヘルス対策を実施するものとする。

また、原子力災害により住民が被ばくした場合は、迅速に医療対策を実施して市民の生命・健康の保全に努めるものとする。

第7 住民等への的確な情報伝達活動

市は、必要に応じ、相談窓口の設置をするなど速やかに住民等からの問合せに対応するものとする。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細やかな情報の伝達を行うものとする。

第8 風評被害等の影響への対策

市は、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努めるものとする。

第9 近隣他市町村からの受け入れ

中部電力浜岡原子力発電所において、災害に伴う不測の事態が発生した場合、避難者の受け入れについて国及び県等との調整により、可能な範囲で避難者の受け入れを検討するものとする。

第3章 災害復旧対策計画

第1節 計画の方針

災害復旧対策計画については、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を充分検討して作成するもので、本計画には事項別計画項目を掲げて、今後における災害の実態の把握と併せて恒久的計画をたてるものとする。

第1 災害復旧計画の作成の基本計画

災害復旧は、災害発生後、被災した各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える観点から、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を充分検討して事業計画を策定し行うものとする。国（国土交通省）及び県は、著しく異常かつ甚大な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認められたときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

国〔国土交通省〕は、市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度の技術又は機械力を要する工事で市に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で市道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国〔国土交通省〕は、市が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市が指定したもの（以下、「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を市に代わって行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国〔国土交通省〕は、災害が発生した場合において、市が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、市から要請があり、かつ市における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を市に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国〔林野庁〕は、特定大規模災害等を受けた都道府県における災害復旧事業等に関する工事について、当該都道府県の知事から要請があり、かつ当該都道府県の工事の実施体制等を勘案して、当該都道府県に代わって行うことが適当と認めるときは、当該都道府県に代わって工事を行うことができる制度により、支援を行う。

道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業から暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

なお、平常時より民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理、輸送等）については、あらかじめ、関係機関は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

国〔国土交通省〕県、市は災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保、育成に取り組むものとする。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進めるものとする。

なお、復興計画の作成に当たっては、男女共同参画の視点を活かしたものとする。

第2 災害復旧対策計画の事項別項目

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川災害復旧事業計画
- (2) 砂防設備災害復旧事業計画
- (3) 道路、橋りょう災害復旧事業計画
- (4) 下水道災害復旧事業計画
- (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
- (2) 林業用施設災害復旧事業計画
- (3) 漁業用施設災害復旧事業計画
- (4) 共同利用施設災害復旧事業計画

3 中小企業施設災害復旧事業計画

4 都市災害復旧事業計画

5 上水道等災害復旧事業計画

6 住宅災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定に関する計画

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

- 1 知事は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- 3 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。

<激甚災害制度の仕組み>

